

平成12年度農林水産省経済局委託調査

経営体育成のための政策金融に関する 調査報告書

平成13年3月

財団法人 農林水産長期金融協会

はしがき

「経営体育成のための政策金融に関する調査」は、農林水産省経営局から平成10～12年度の3か年継続事業として当協会が受託した調査事業であり、本報告書は3年間の総括として調査した結果をとりまとめたものである。

我が国の農業経営をめぐる情勢は、経済不況の下で厳しさを増しており、経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体の育成が期待される中で、農業制度金融の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

「経営体育成のための政策金融に関する調査」は、このような情勢に鑑み、金融行政を一層的確に推進するため、農家の資金借入動向に関する情報、資金・経営管理姿勢に関する情報や融資機関の融資審査における債権保全措置の実施状況や融資先農家の経営内容の把握状況等の情報を収集し、これを分析・検討することにより、金融行政の推進に必要な基礎資料を整備する目的で実施されている。

本年度の調査は、平成10、11年度に引き続き農協に対するアンケート調査、農家に対するアンケート調査、現地実態調査、調査のまとめ、の4つの部分からなっている。なお、本年度が本調査事業の最終年度となることから、3か年の調査結果をふまえ、総括的なまとめを行った。

これらの調査にあたっては、アンケート調査先の農協及び農家、現地実態調査先の農協及び農家、さらには関係団体の皆様から、ご多用中にもかかわらず格別のご協力をいただき、ここに厚くお礼を申し上げる次第である。

なお、本年度の調査は次の各委員からなる検討委員会の助言を得ながら進められた。委員各位に深甚の謝意を表したい。

検討委員	座長	新井 肇	(東京農業大学国際食料情報学部)
	委員	田中 久義	(農林中金総合研究所調査第一部)
		大畠 利和	(農林漁業信用基金農業経営改善融資室)
		松村 順二	(農林漁業金融公庫融資第一部)
		松下 秀介	(農林漁業金融公庫融資第一部)

平成13年3月

財団法人 農林水産長期金融協会
会 長 後藤 康夫

目 次

はじめに	1～2
第1章 農協における債権保全措置の対応状況 － 農協アンケート調査の結果 －	3～26
第2章 大規模農家の資金借入動向と債権保全 － 農家アンケートの調査結果 －	27～58
第3章 現地実態調査	59～84
第4章 まとめ	85～89

執筆分担

はじめに	山口 晃（農林水産長期金融協会調査部） 他
第1章	山口 晃 他
第2章	山口 晃 他
第3章	大畠 利和、田中 久義、松下 秀介、新井 肇、山口 晃
第4章	新井 肇

はじめに

1. 調査の目的

我が国農業農村の発展を図るため、経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが緊急の政策課題となっている。

このような状況の中、金融面ではさまざまな変化が起こっている。融資を行う農協などの金融機関の側では、不況による融資先の経営の悪化に伴う不良債権の増加、自己査定の実施に伴う債権保全措置の見直しなど、従来の融資審査における債権保全措置の基準をより強化しなくてはならない。一方、融資を受ける農家の側でも、農村地域の混住化による人的結合の希薄化、土地価格の下落などにより、融資を受けるために必要な不動産担保・保証人などの債権保全措置を差出すことが困難になっている。このため、各種制度資金の創設や拡充・整備を図るなどして、農業経営体自らの創意工夫と自主性を活かしつつ、こうした農業経営体の育成に努めているところであるが、よりきめ細かな政策の展開が求められている。

本調査は、融資機関の融資審査における債権保全措置の実態や農家の借入動向、債権保全措置に関する意向などの基礎データを収集し、調査・分析を通じ、その現状と傾向を明らかにすることで、今後の経営体の多様な発展にきめ細かく対応していくための政策金融のあり方の検討に資する基礎資料を整備することを目的として実施した。

2. 具体的な調査事項

上記の目的を達成するため、次の3つの事項について調査を実施し、本報告書においてとりまとめることとした。

(1) 農協アンケート調査（第1章）

農家への融資を比較的多く行っている農協に対して、融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報の把握状況、債権保全措置の弾力的運用の実態などに関するアンケート調査を実施し、集計・分析を行った。

(2) 農家アンケート調査（第2章）

比較的大規模な農家に対し、経営概況、資金借入動向、資金借入に係る債権保全措置の状況などに関するアンケート調査を実施し、調査分析を行った。

(3) 現地実態調査の実施（第3章）

農協アンケートで回答のあった調査先の中から債権保全措置の弾力的な運用を行ったことのある4農協を選定し、信用事業の概要、債権保全措置の対応状況などについて聞き取り調査を行った。

また、現地実態調査の対象農協管内において、農協により債権保全措置の弾力的な運用が行われた農家を中心に選定していただき、資金借入動向、債権保全措置に対する意見・要望などについて聞き取り調査を行った。

(4) まとめ（第4章）

本年度が3か年調査の最終年度であることから、過去の調査事項を含め総括的な

考察を行った。

第1章 農協における債権保全措置の対応状況

— 農協アンケート調査の結果 —

融資機関の融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報の把握状況と債権保全措置の弾力的運用の実態などを把握するために、農業経営体に対し貸出しを比較的多く行っている農協を対象にアンケート調査を実施した。

以下、その概要及び回答内容の集計・分析結果について述べる。

I. アンケート調査の概要

1. 調査項目

- (1) 融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報、融資審査で重視する事項など
- (2) 債権保全措置の弾力的運用の有無など
- (3) 債権の回収状況など
- (4) 今後の債権保全措置の弾力的運用など

2. 調査対象及び回答

調査対象農協については、農林水産省経営局金融調整課が毎年実施している「農業金融等動向基本調査」の対象農協などを中心に 485農協を対象に実施した。

調査は郵送により行い、有効回答数 389農協、回収率80.2%であった。

3. 集計・分析

各アンケート項目毎の集計・分析に加え、必要に応じ各アンケート項目間のクロス集計・分析を行い、グラフ化してアンケート調査の概要としてまとめた。

集計結果については、巻末の参考資料を参照されたい。

なお、無回答は各アンケート調査項目毎に集計から削除した。このため、各アンケート調査項目毎の有効回答数は異なる。

調査対象及び回答農協数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
調査対象農協数	424	401	485
有効回答数	258	287	389
回収率 (%)	60.8%	71.5%	80.2%

全国農業地域区分別回答農協の状況

農業地域区分	回答農協数	構成割合	1農協当 組合員数	1農協当 うち正組合員数	1農協当 職員数	1農協当 貸出金残高
北海道	38	9.8%	2,376人	733人	113人	80億円
東北	59	15.2%	9,573人	7,319人	339人	178億円
北陸	45	11.6%	6,647人	4,232人	218人	135億円
関東・東山	64	16.4%	11,032人	6,681人	354人	488億円
東海	32	8.2%	17,071人	8,258人	462人	541億円
近畿	38	9.8%	13,286人	7,730人	355人	354億円
中国・四国	56	14.4%	10,844人	7,171人	364人	159億円
九州・沖縄	57	14.6%	10,017人	6,204人	332人	218億円
合計 平均	389	100.0%	9,999人	6,146人	320人	265億円

Ⅱ. 調査結果

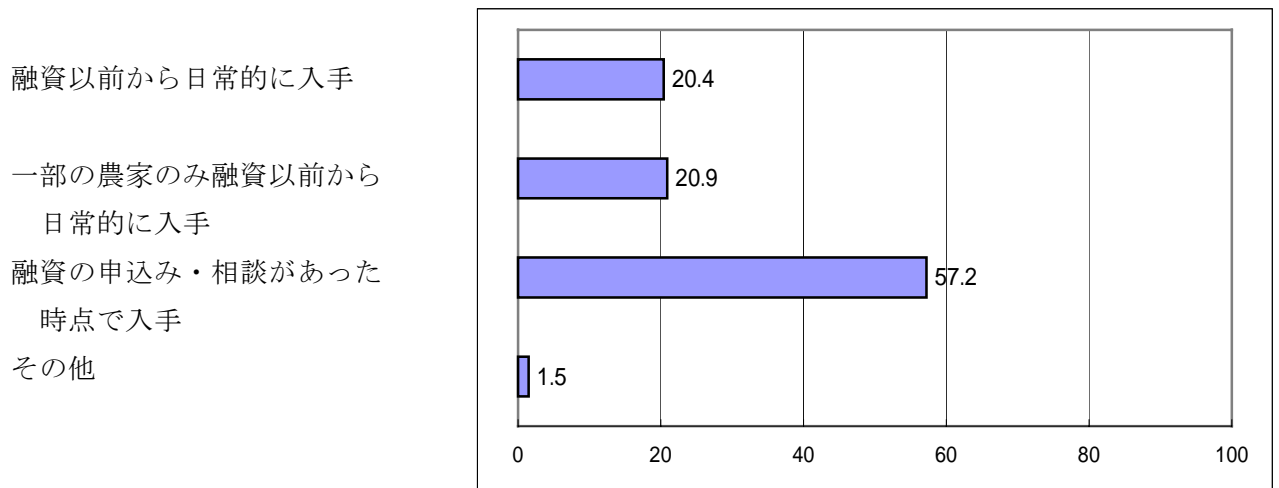
1. 農業関係長期資金の融資における農家の経営内容に関する融資審査について

(1) 農家の経営内容に関する情報の入手時期

融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報をどの時点から収集しているかを示したのが図1である。

「融資の申込み・相談があった時点で入手している」(57.2%)、「一部の農家について日常的に入手し、蓄積している」(20.9%)、「融資以前から日常的に入手し、蓄積している」(20.4%)、などとなっている。

図1 農家の経営内容に関する情報の入手時期

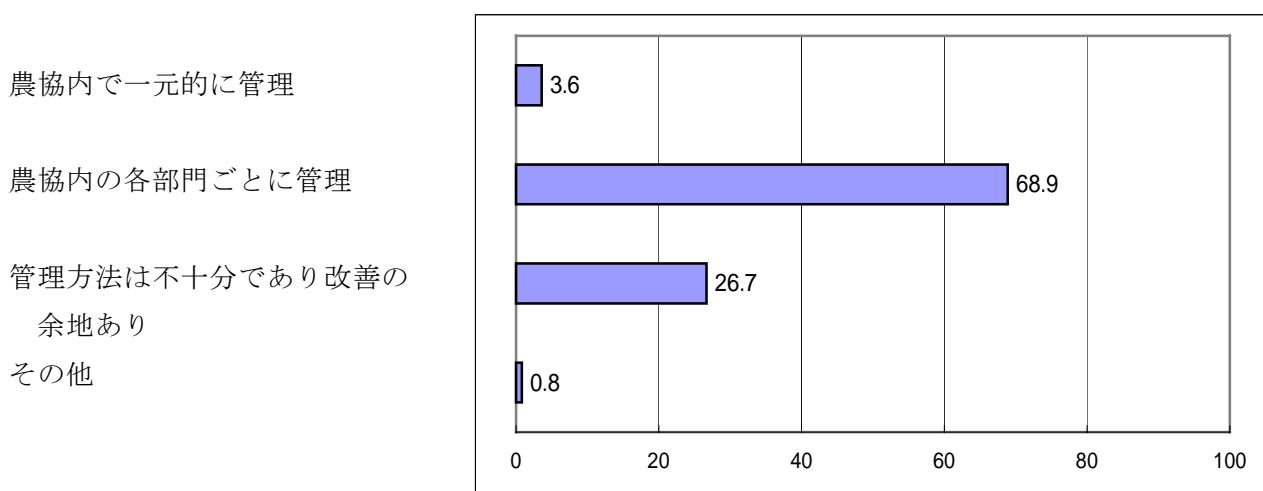


(2) 農家の経営内容に関する情報の管理方法

入手した農家の経営内容に関する情報をどのように管理しているかを示したのが図2である。

「各部門（信用部門、経済部門など）ごとに管理しており、必要に応じ各部門から情報を入手している」（68.9%）、「情報の管理は十分とはいえず、改善の余地がある」（26.7%）、「部門を越えて農協内で一元的に管理しており、他部門で入手した情報がいつでも入手できる」（3.6%）、などとなっている。

図2 農家の経営内容に関する情報の管理方法

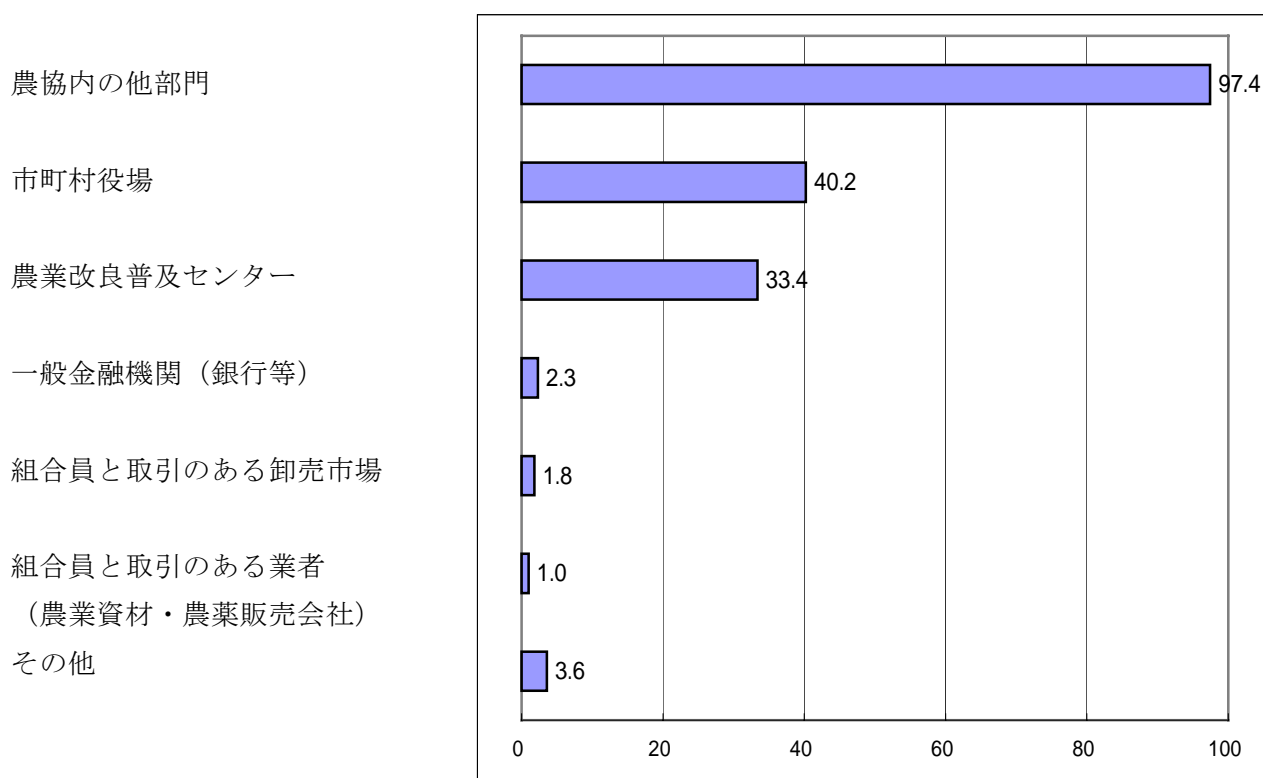


(3) 農家の経営内容に関する情報の入手経路

融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報を、信用部門独自で入手する以外ではどこから入手しているかを示したのが図3である。

「農協内部の他部門」(97.4%)、「市町村役場」(40.2%)、「農業改良普及センター」(33.4%)、などとなっている。

図3 農家の経営内容に関する情報の入手経路

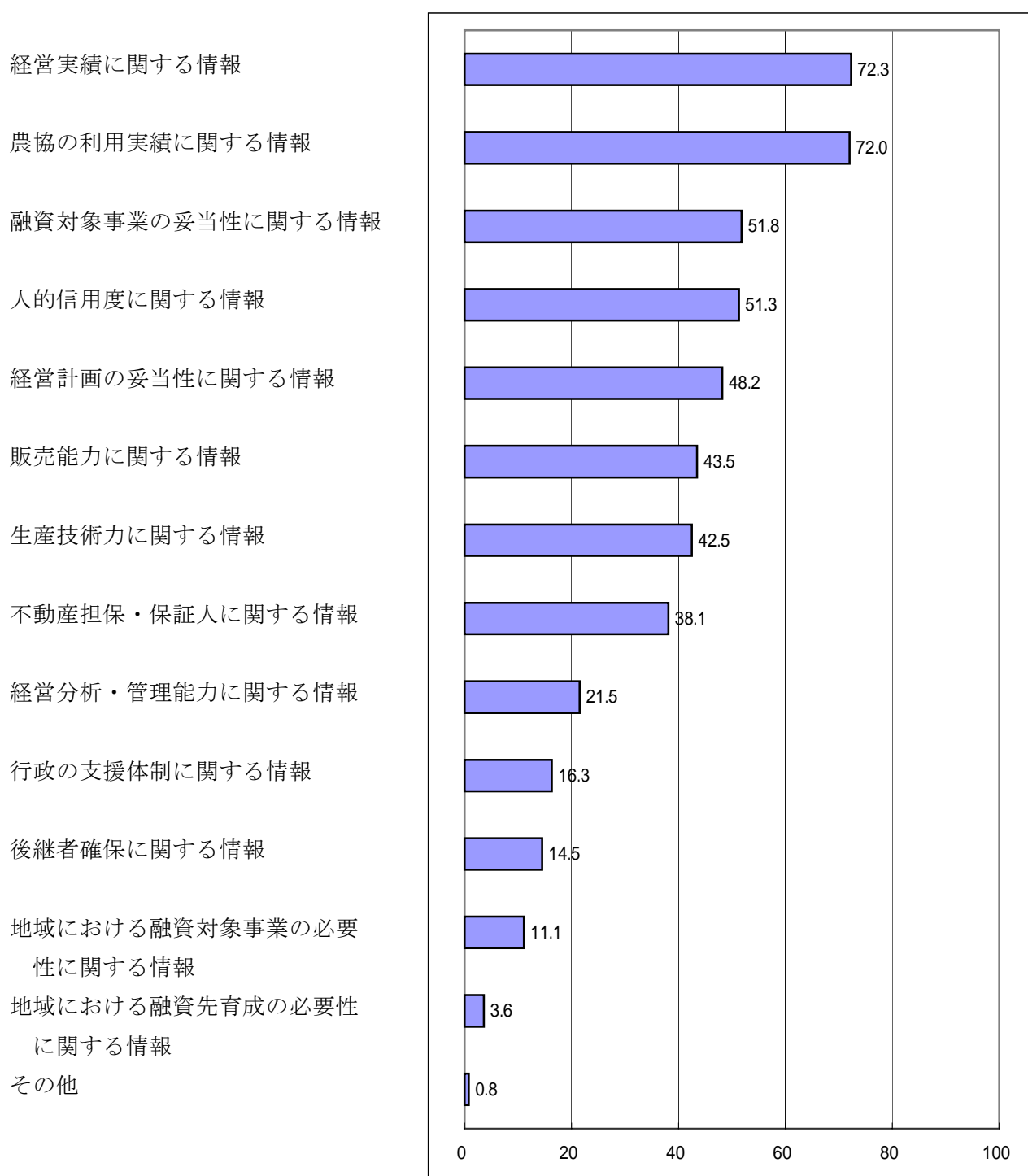


(4) 農協内の他部門等から入手する情報の種類

融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報を農協内の他部門や関係機関から入手する時、どのような情報を入手しているかを示したのが図4である。

「経営実績に関する情報」(72.3%)、「これまでの農協の利用実績(金融取引以外)に関する情報」(72.0%)、「融資対象事業の妥当性に関する情報」(51.8%)、「人的信用度に関する情報」(51.3%)、などとなっている。

図4 農協内の他部門等から入手する情報の種類

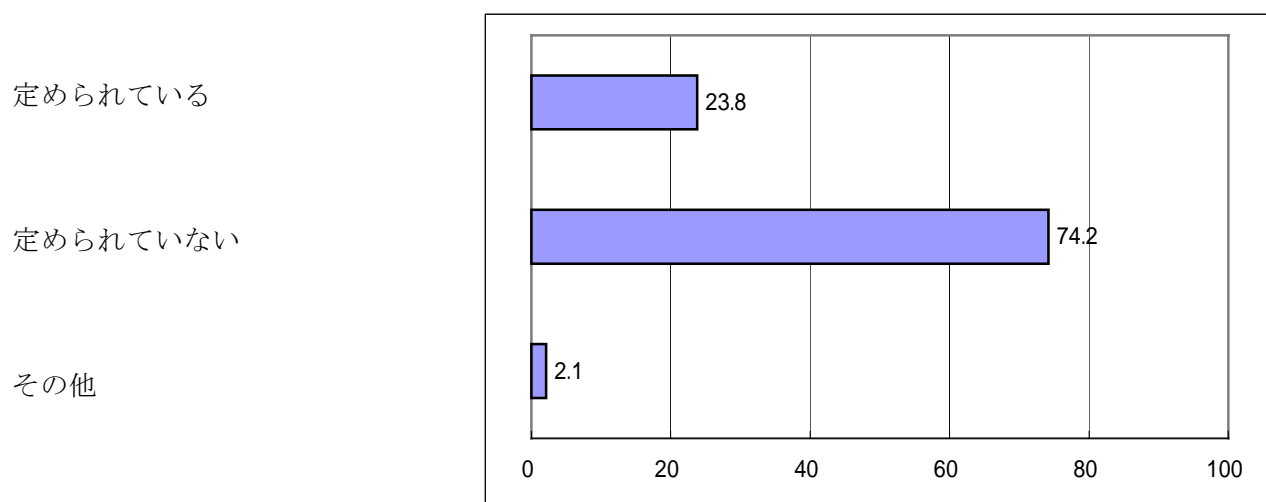


(5) 農協内の他部門等から情報を入手することの規定化

融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報を農協内の他部門や関係機関から入手するということが、融資審査の手法として定められているかを示したのが図5である。

「定められていない」(74.2%)、「定められている」(23.8%)、などとなっている。

図5 農協内の他部門等から情報を入手することの規定化

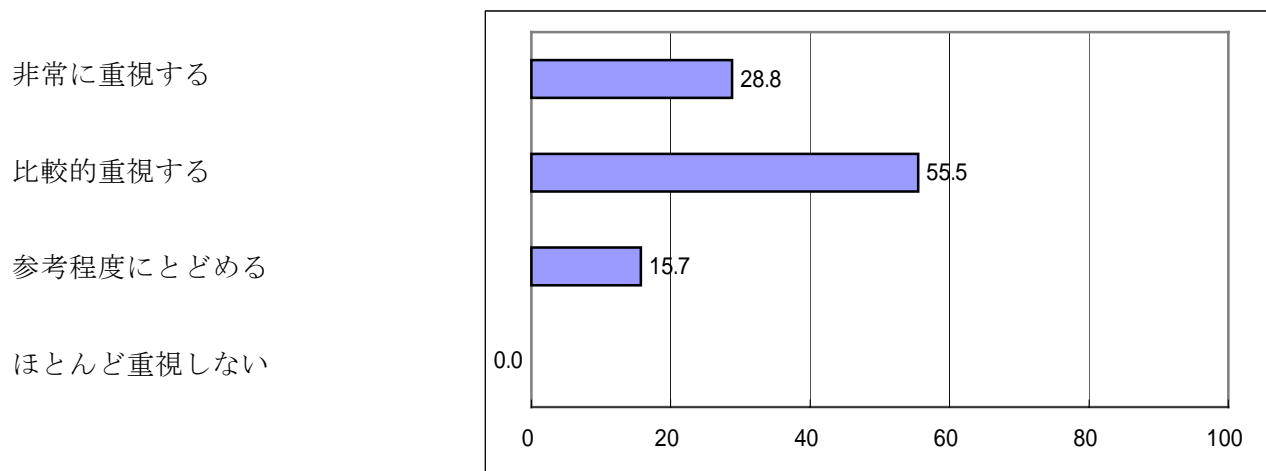


(6) 農協内の他部門等から入手した情報の重視度

農協内の他部門や関係機関から入手する農家の経営内容に関する情報が、融資審査にどの程度重視されているかを示したのが図6である。

「比較的重視する」(55.5%)、「非常に重視する」(28.8%)、「参考程度にとどめる」(15.7%)、などとなっている。

図6 農協内の他部門等から入手した情報の重視度

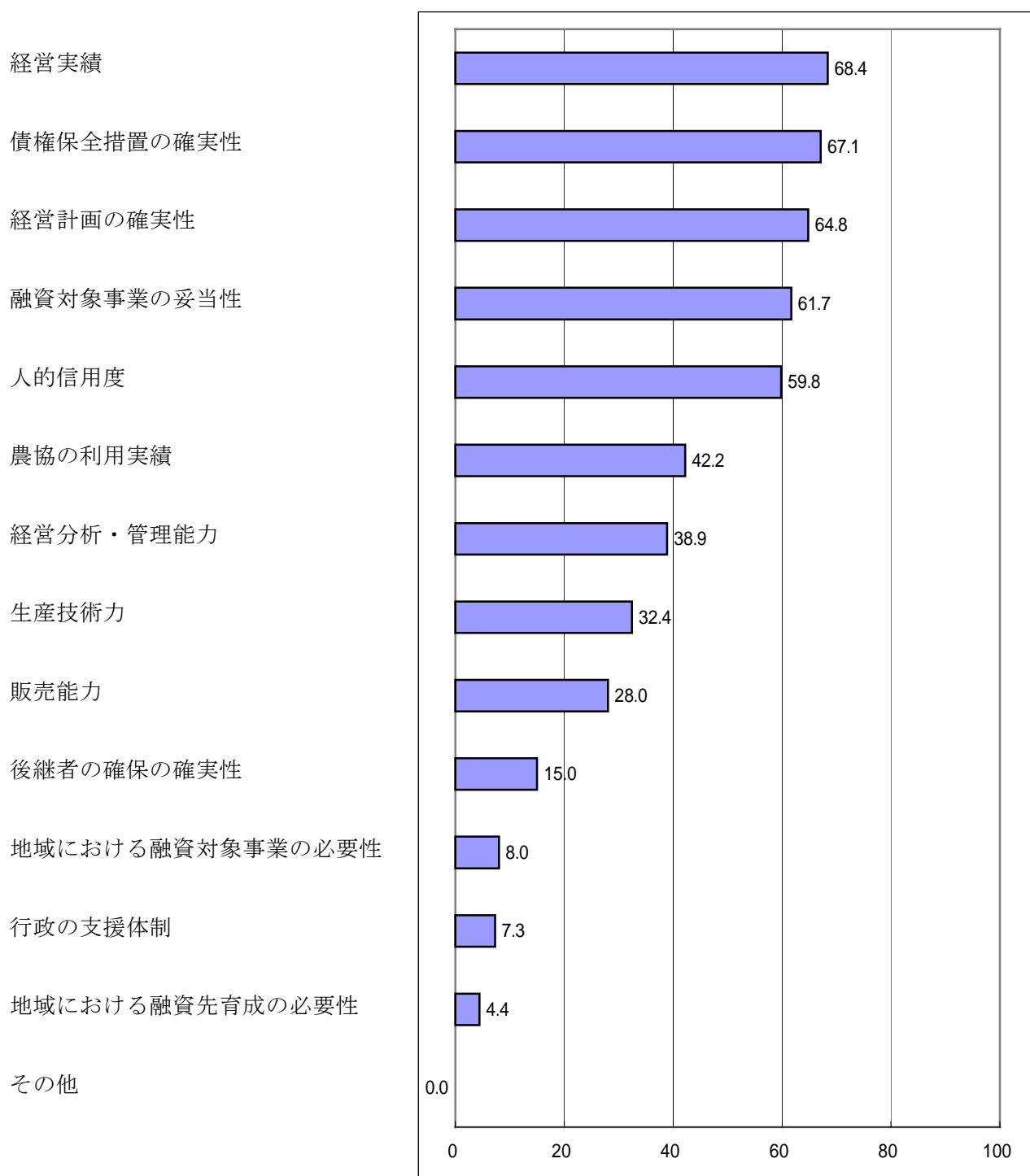


(7) 融資審査において重視する事項

融資審査において重視する事項は何かを示したのが図7である。

「これまでの経営実績」(68.4%)、「不動産担保・保証人による債権保全措置の確実性」(67.1%)、「経営計画の妥当性」(64.8%)、「融資対象事業の妥当性」(61.7%)、「人的信用度」(59.8%)、などとなっている。

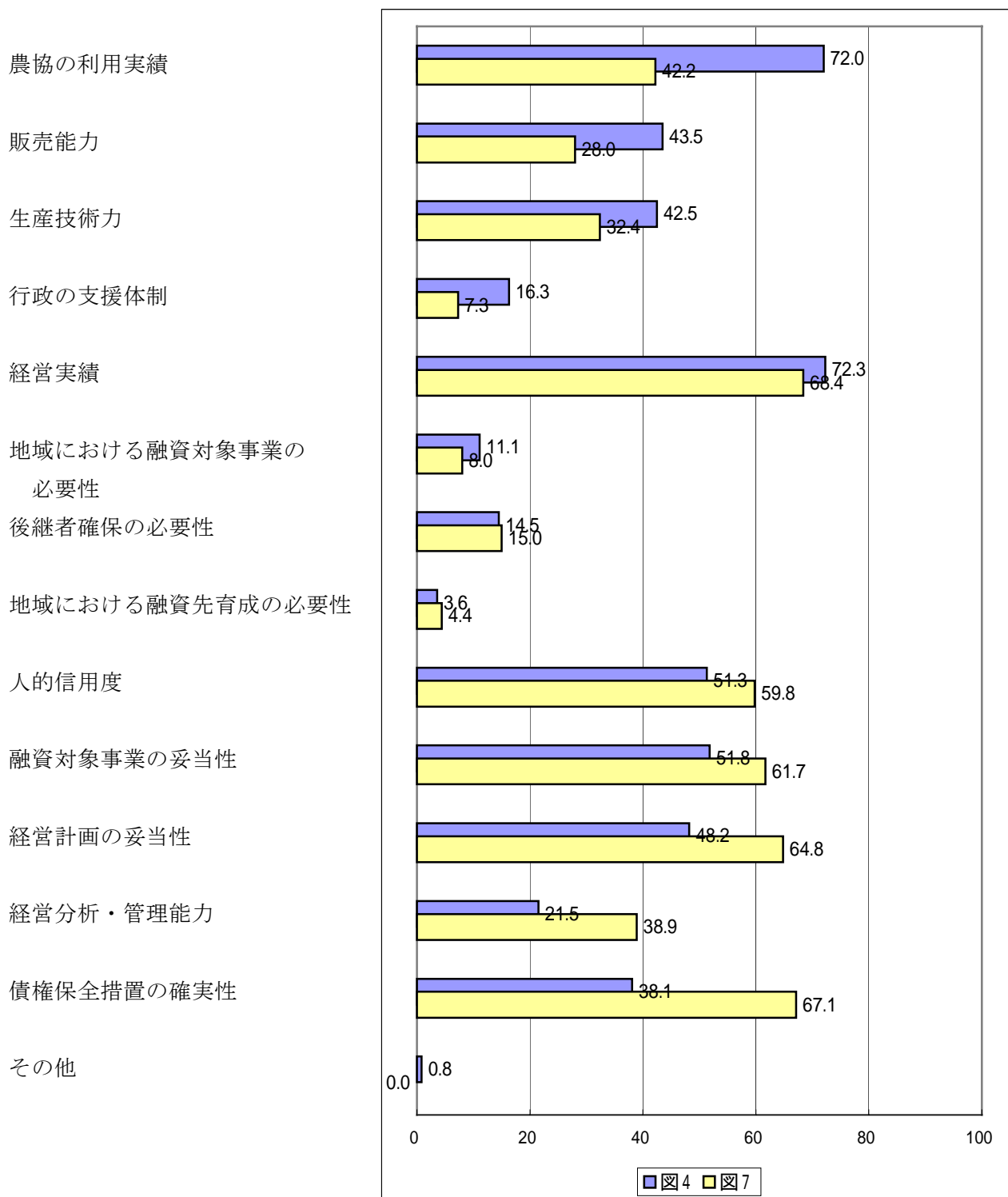
図7 融資審査において重視する事項



(8) 農協内の他部門等から入手する情報と融資審査において重視する事項

農協の他部門や関係機関から入手する情報（図4）を融資審査において重視する事項（図7）を併せて示したのが図8である。

図8 融資審査に重要な事項と農協内のほか部門等から入手する情報

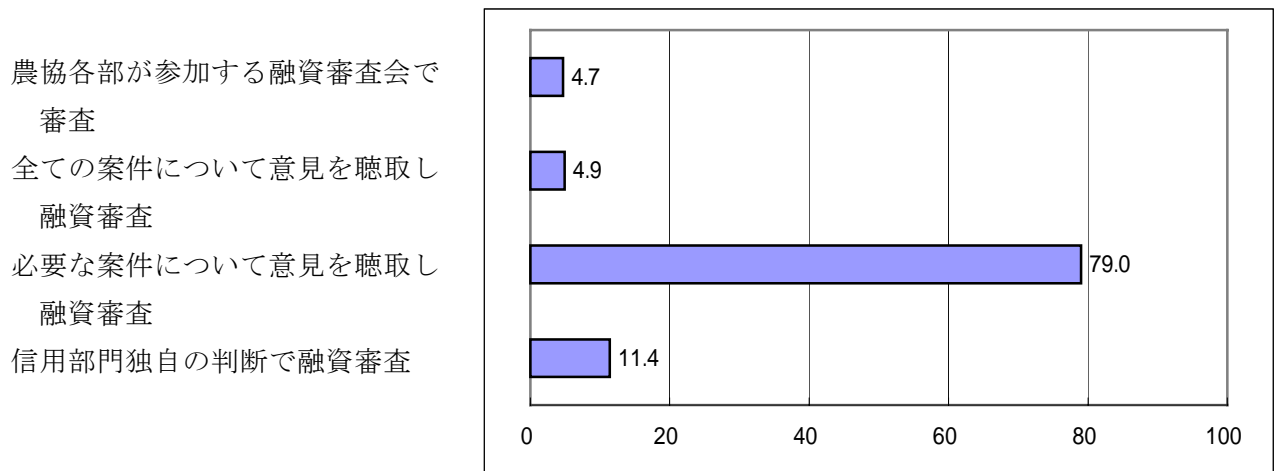


(9) 融資審査における信用部門と農協内の他部門との関係

融資審査において信用部門が農協内の他部門とどのような係わり方をしているかを示したのが図9である。

「必要な案件について意見を聴取し融資審査をしている」(79.0%)、「信用部門独自の判断によって融資審査をしている」(11.4%)、「全ての案件について意見を聴取し融資審査をしている」(4.9%)、などとなっている。

図9 信用部門と農協内の他部門との関係

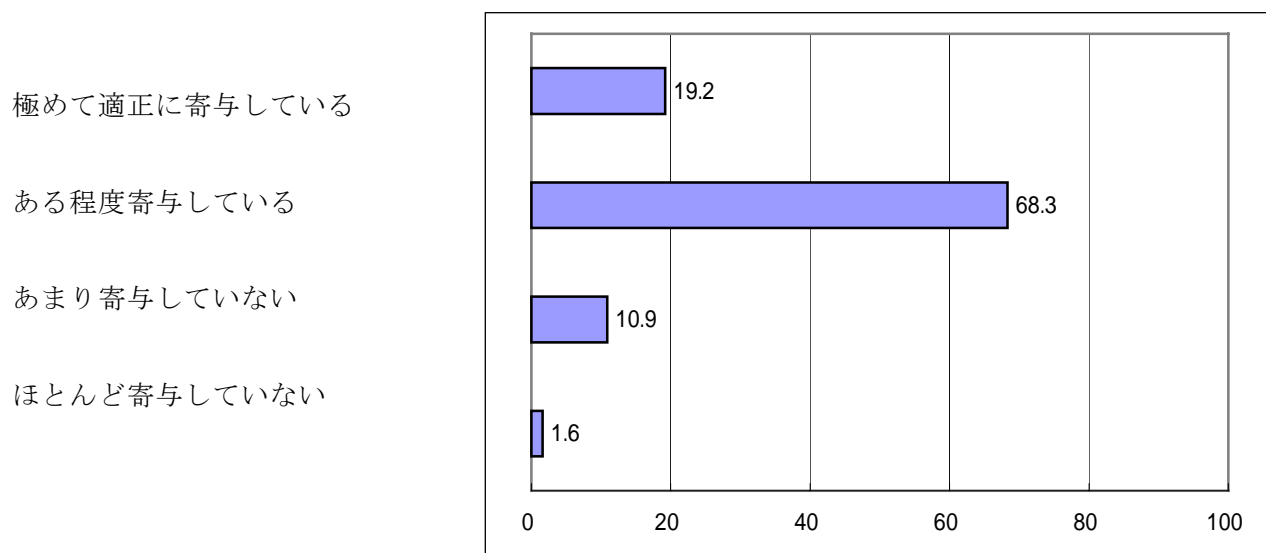


(10) 農協内の他部門との関係が融資審査の適正化に与える影響

融資審査において、(9)に示した信用部門と農協内の他部門との関係が融資審査の適正化にどの程度寄与しているかを示したのが図10である。

「ある程度寄与している」(68.3%)、「極めて寄与している」(19.2%)、「あまり寄与していない」(10.9%)、などとなっている。

図10 農協内の他部門との関係が融資審査の適正化に与える影響



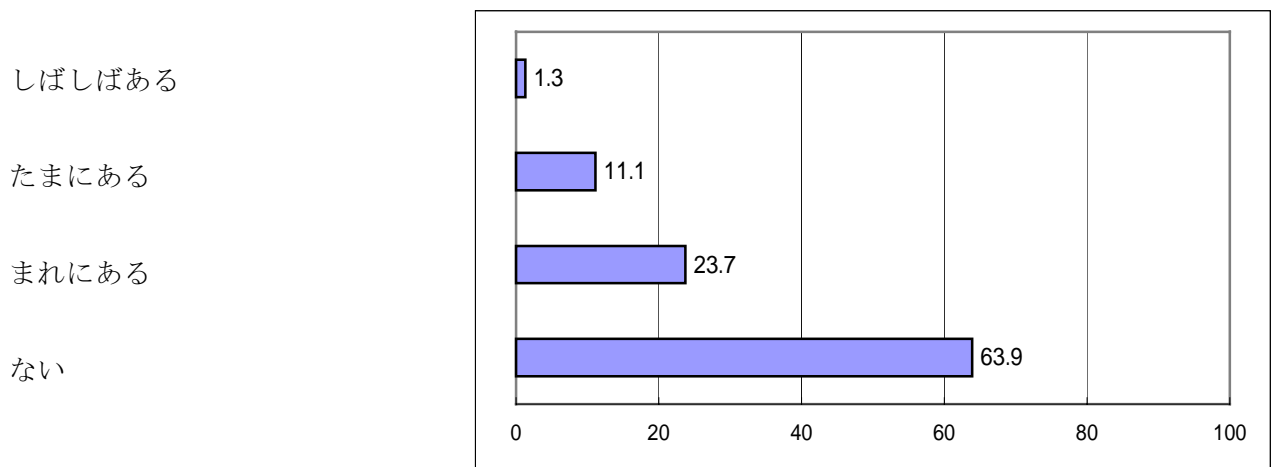
2. 農業関係長期資金の融資における債権保全措置の弾力的運用について

(1) 債権保全措置の弾力的運用の有無

最近3年間に融資資産において、農家の経営管理能力に応じて不動産担保の評価方法や担保充足率等について弾力的な取扱いをしたことがあるかを示したのが図11である。

「ない」(63.9%)、「まれにある」(23.7%)、「たまにある」(11.1%)、などとなっている。

図11 債権保全措置の弾力的運用の有無

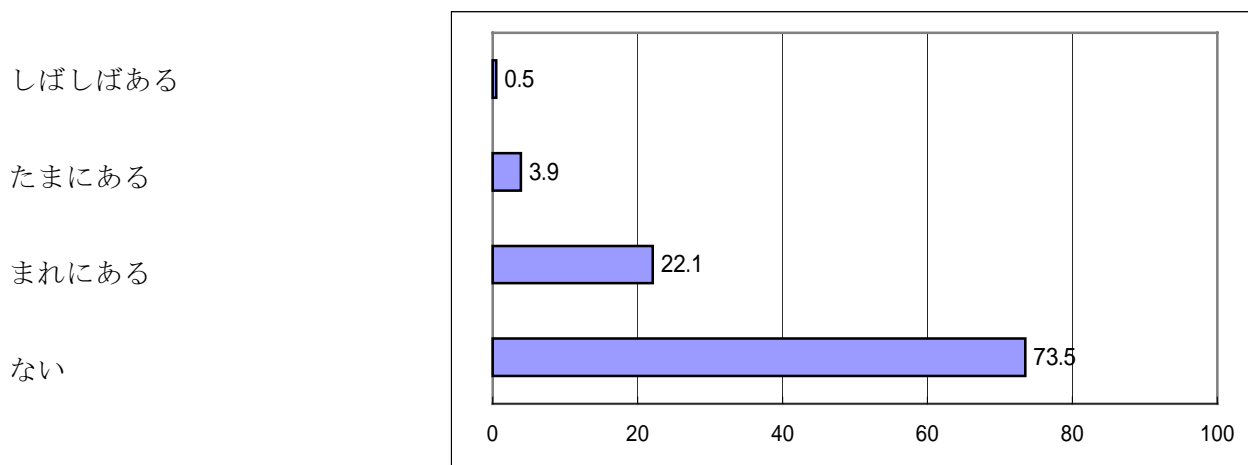


(2) 担保充足率が不足する案件への対応の有無

最近3か年の間に融資審査において、担保充足率が不足している案件に融資したことがあるかを示したのが図12である。

「ない」(73.5%)、「まれにある」(22.1%)、「たまにある」(3.9%)、などとなっている。

図12 債権保全措置の弾力的運用の有無

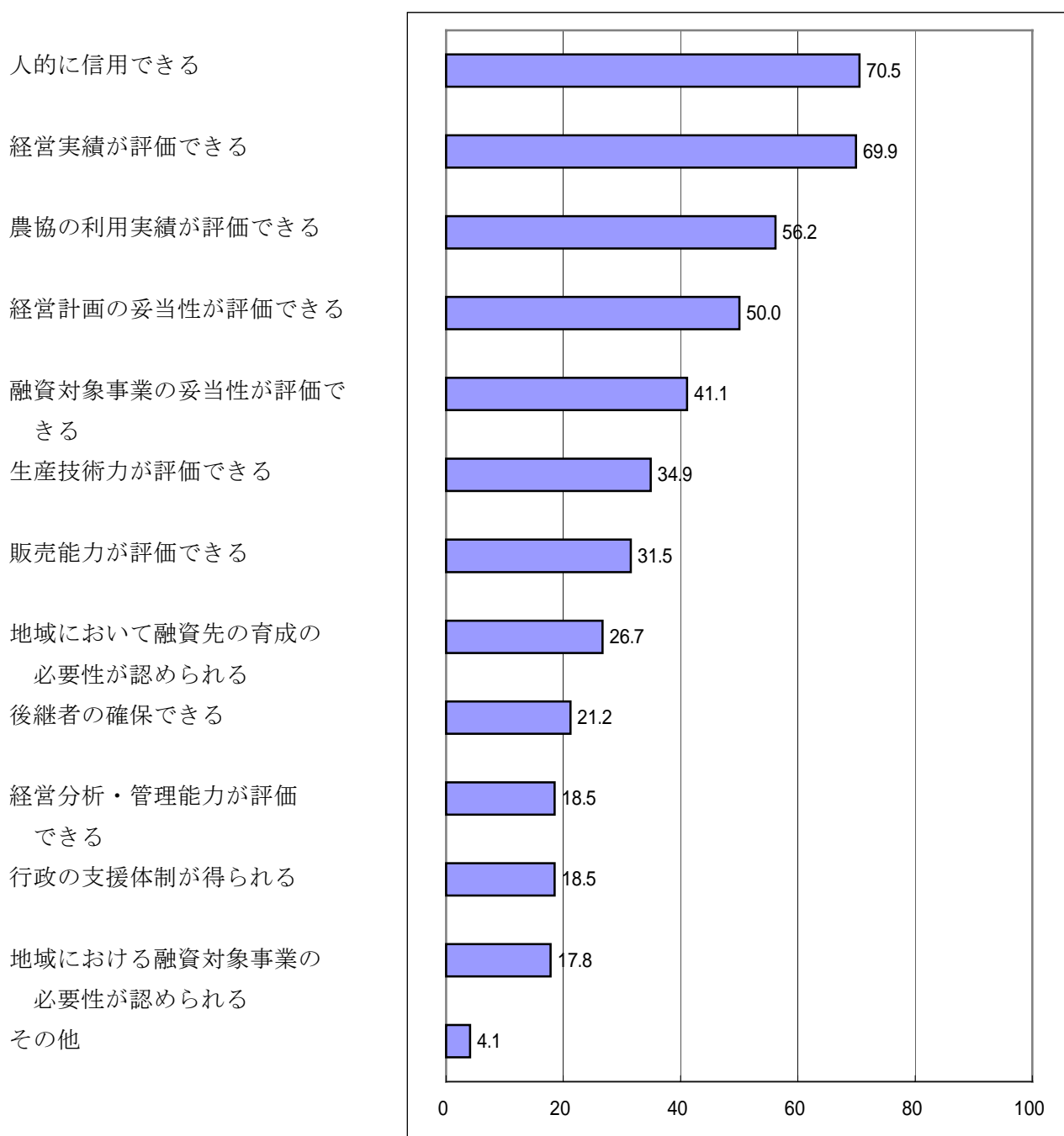


(3) 債権保全措置の弾力的運用及び担保充足率が不足する案件への対応した理由

(1)及び(2)に示した債権保全措置の弾力的な運用、担保充足率が不足する案件に融資をした理由は何かを示したのが図13である。

「人的に信用できるから」(70.5%)、「これまでの経営実績が評価できるから」(69.9%)、「これまでの農協の利用実績が評価できるから」(56.2%)、「経営計画の妥当性が認められるから」(50.0%)、などとなっている。

図13 債権保全措置の弾力的運用および担保充足率が不足する案件に対応した理由



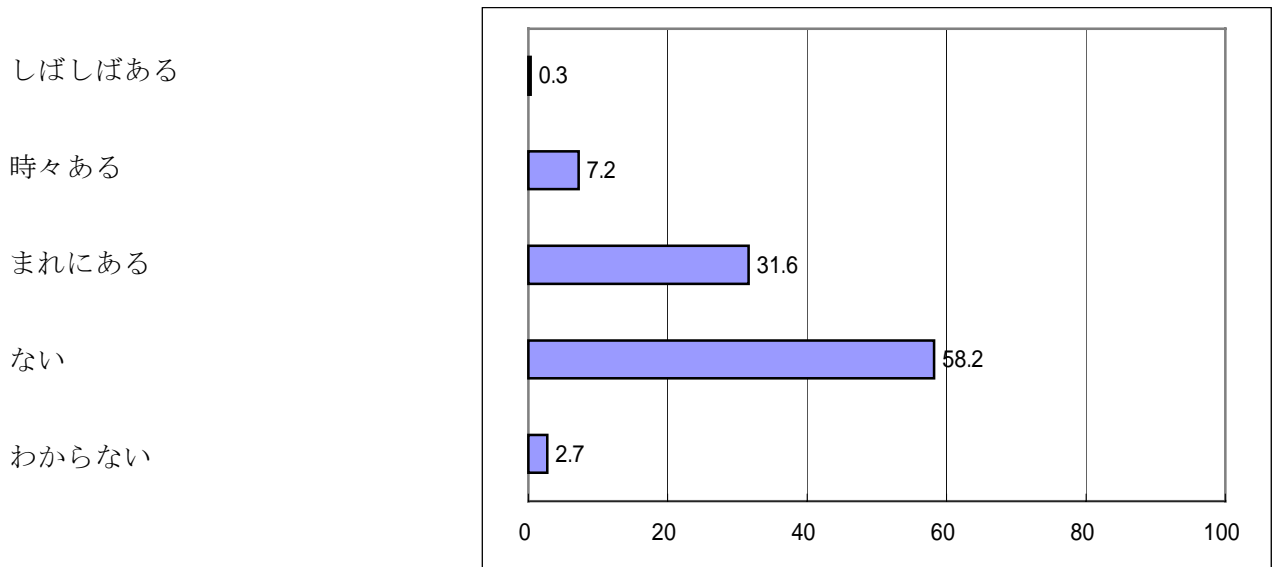
3. 債権の回収状況などについて

(1) 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の延滞の有無

最近3か年の間に債権保全措置が不足した状態で融資をした案件の延滞があるかを示したのが図14である。

「ない」(58.2%)、「まれにある」(31.6%)、「時々ある」(7.2%)、などとなっている。

図14 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の延滞の有無

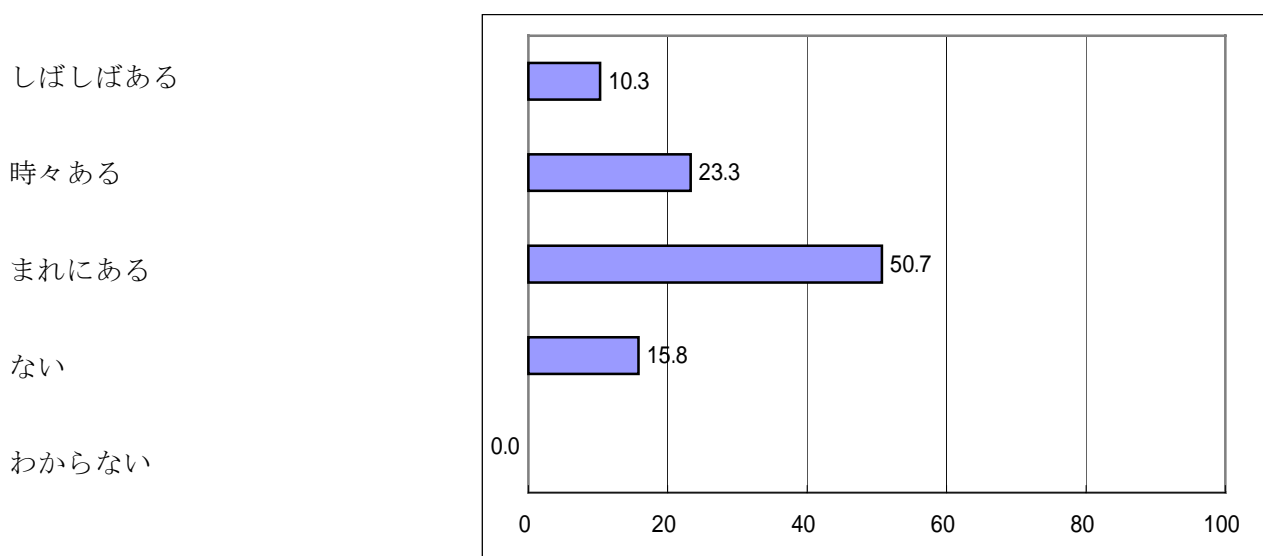


(2) 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の不動産担保の処分等の有無

最近3か年の間に債権保全措置が不足した状態で融資した案件が融資後に延滞し、不動産担保の処分、保証人・農業信用基金協会への請求をしたことがあるかを示したのが図15である。なお、本設問は(1)で農家からの償還が滞ったことがあると回答した者を対象にしている。

「まれにある」(50.7%)、「時々ある」(23.3%)、「ない」(15.8%)、などとなっている。

図15 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の担保物件の処分等の有無

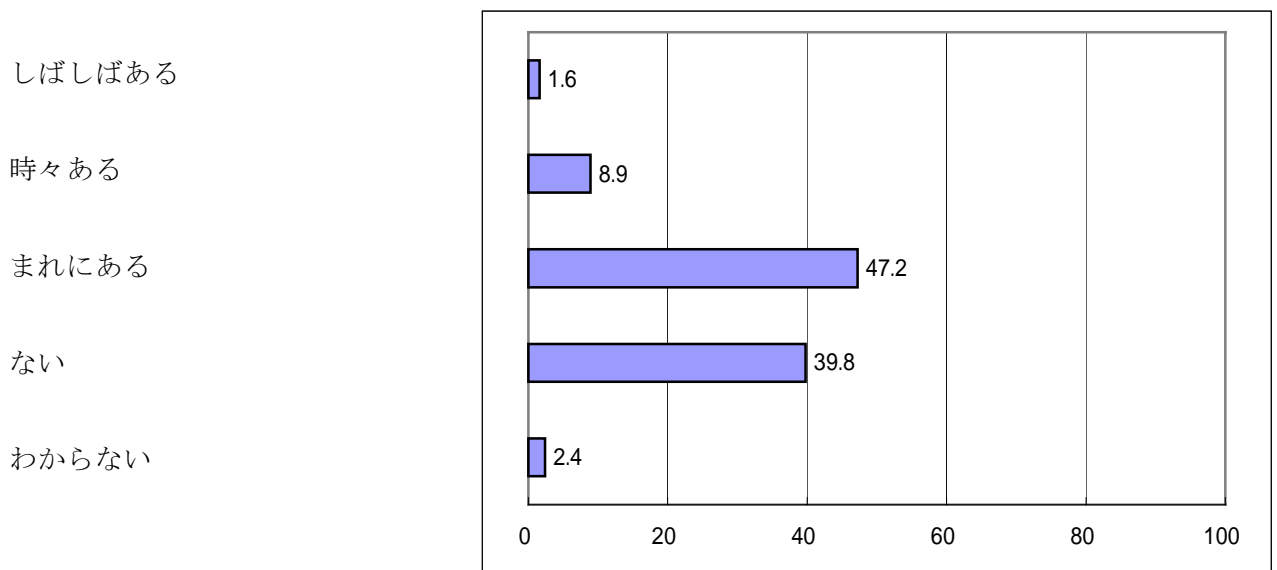


(3) 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の損失発生の有無

最近3か年の間に債権保全措置が不足した状態で融資した案件が延滞し、不動産担保の処分、保証人等への請求を行ったにもかかわらず、債権（元金）の回収ができずに損失が発生したことがあるかを示したのが図16である。なお、本設問は(2)で不動産担保の処分、保証人等へに対する請求を行ったことがあると回答した者を対象にしている。

「まれにある」(47.2%)、「ない」(39.8%)、「時々ある」(8.9%)、などとなっている。

図16 債権保全措置が不足した状態で融資した案件の損失発生の有無



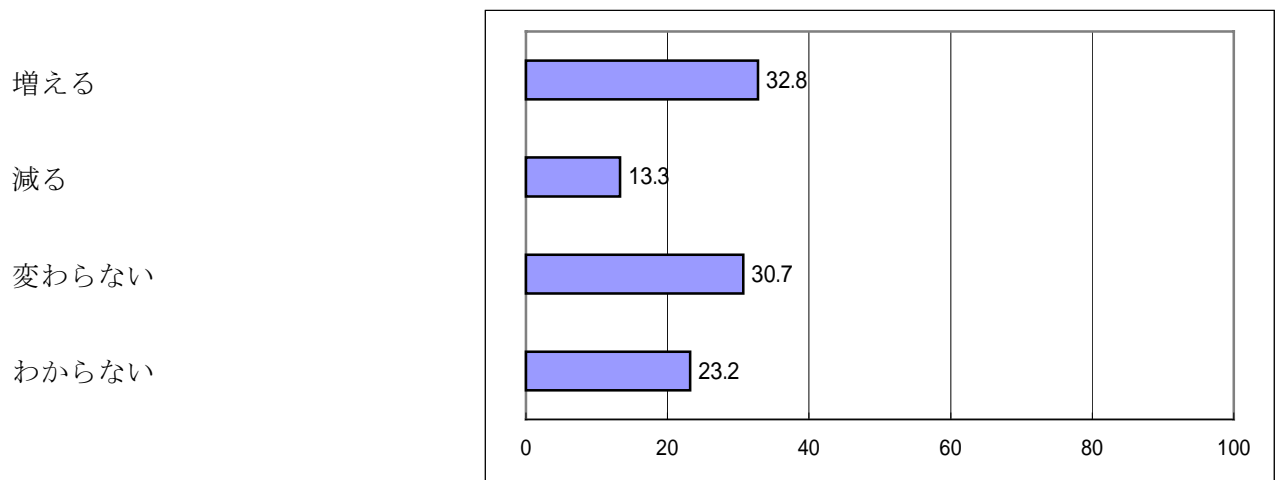
4. 債権保全措置が不足する借入相談への今後の対応

(1) 債権保全措置が不足する借入相談の今後の動向

経営実績、投資計画は妥当であり、借入金の償還に懸念は無いと思われるが、不動産担保、保証人等の債権保全措置が不足するという借入相談の件数が今後どうなるのかを示したのが図17である。

「増える」(32.8%)、「変わらない」(30.7%)、「わからない」(23.2%)、などとなっている。

図17 債権保全措置が不足する借入相談の今後の動向

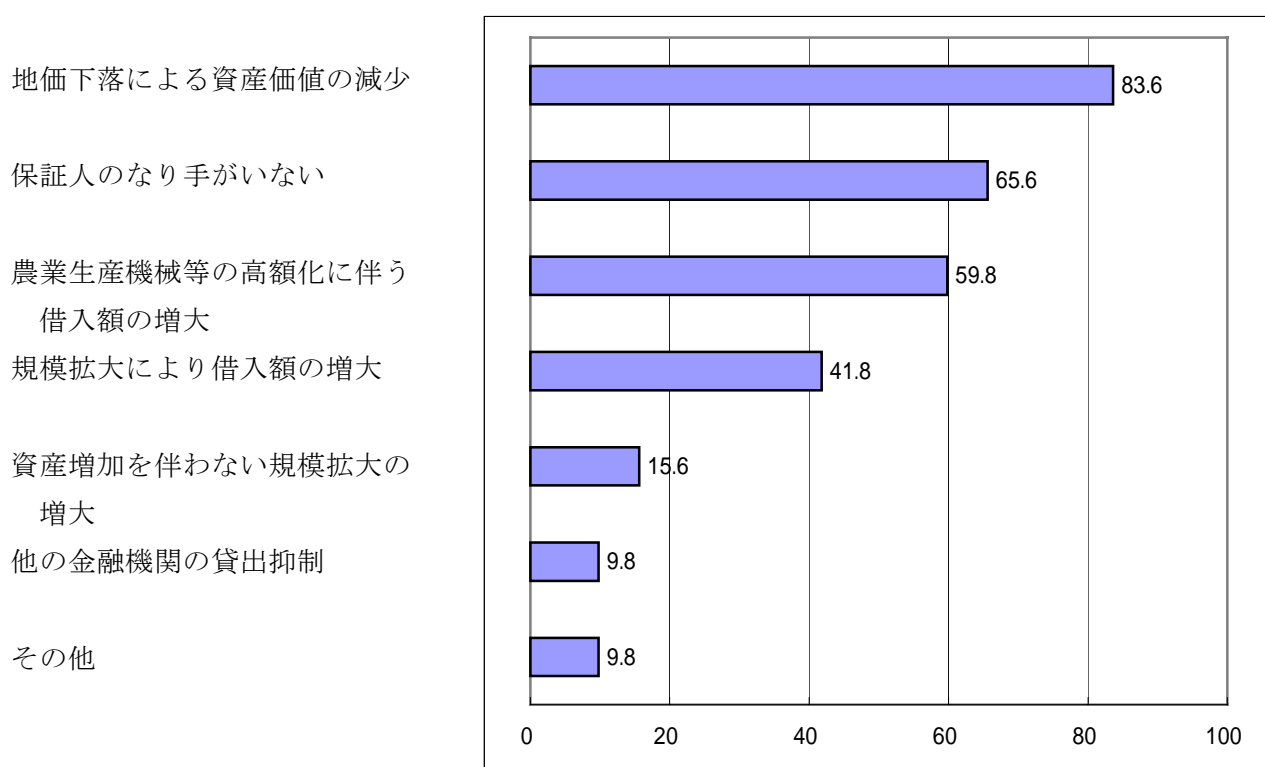


(2) 債権保全措置が不足する借入相談が増加する理由

債権保全措置が不足する借入相談が増加すると思われる理由は何かを示したのが図18である。なお、本設問は(1)で債権保全措置が不足する借入相談が増加すると回答した者を対象としている。

「地価の下落に伴う資産価値の減少」(83.6%)、「保証人のなり手がいない」(65.6%)、「農業生産機械・資材の高額化に伴う借入額の増大」(59.8%)、などとなっている。

図18 債権保全措置が不足する借入相談の増加する理由

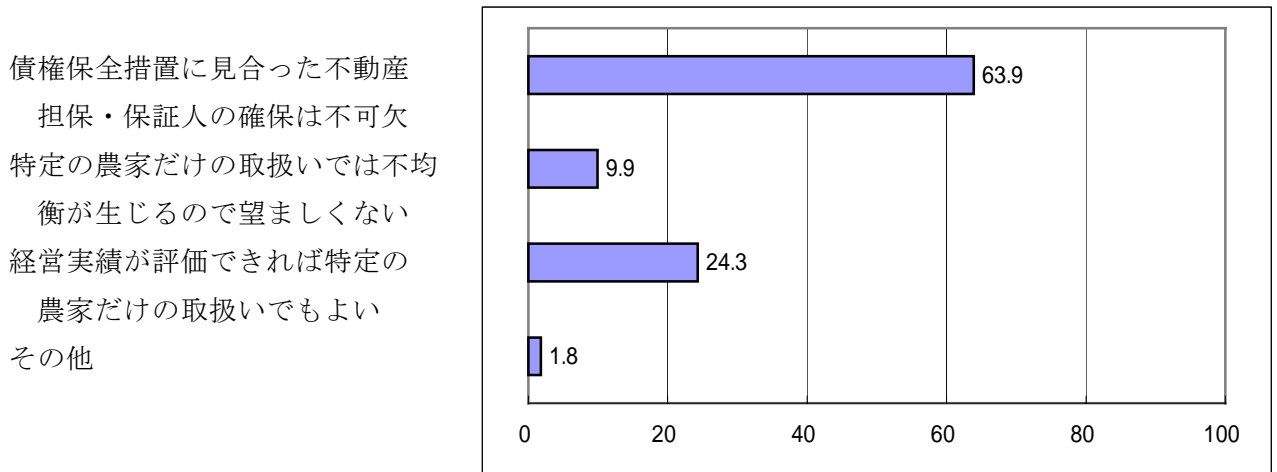


(3) 今後の債権保全措置の弾力的運用

今後の融資審査において農家の経営実績等を評価し、不動産担保・保証人等の債権保全措置の弾力的な運用をすることについてどのように考えているかを示したのが図19である。

「債権回収の確実性を確保するためには債権額に見合った不動産担保・保証人を確保することは不可欠」(63.9%)、「経営実績が評価できる農家など特定の者に対しては弾力的取扱いをしてもよい」(24.3%)、「特定の農家に対する弾力化は、他の農家との間に不均衡が生じるので望ましくない」(9.9%)、などとなっている。

図19 今後の債権保全措置の弾力的運用

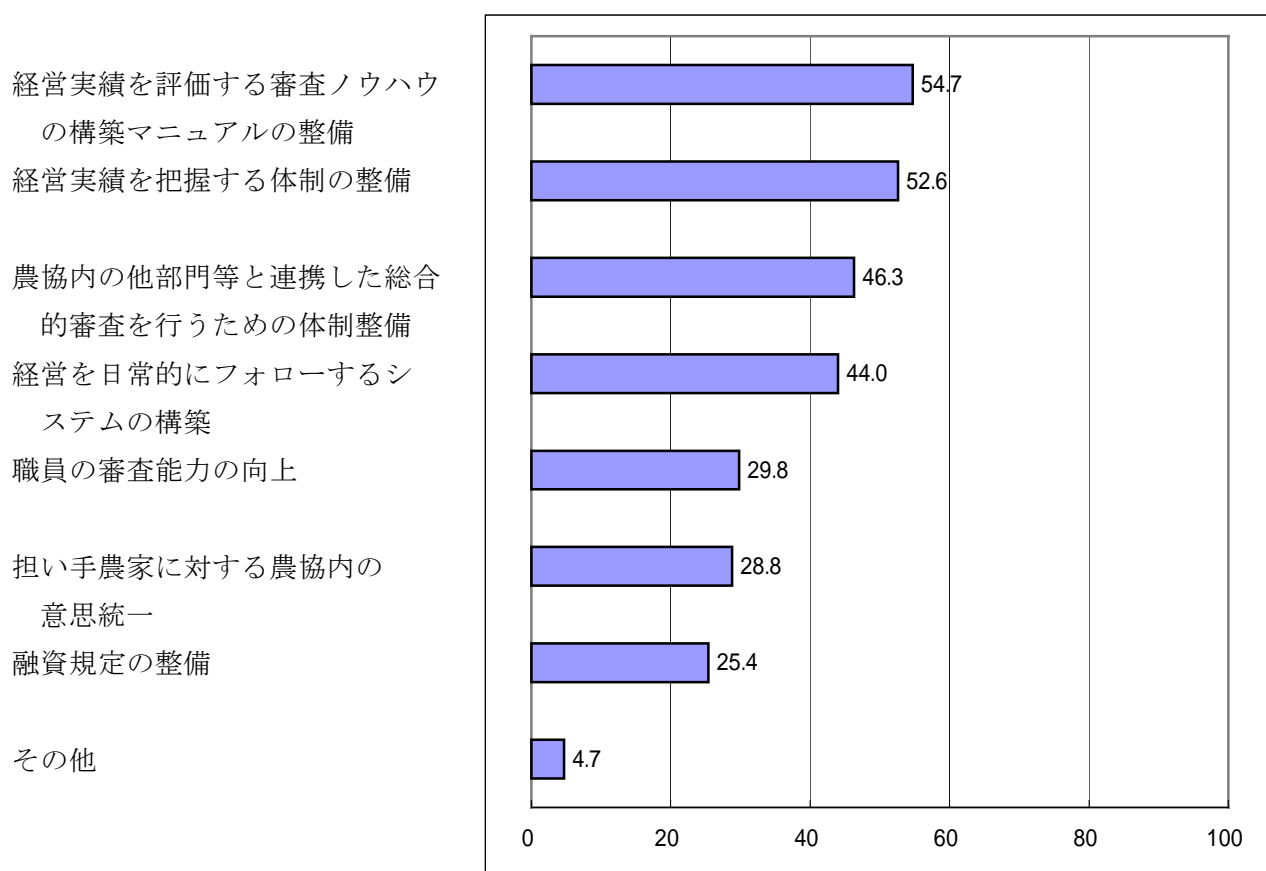


(4) 債権保全措置が不足する借入相談に対応するために必要な事項

経営実績・投資計画等は妥当であり、償還に懸念は無いと思われるが、不動産担保・保証人等の債権保全措置が不足するという借入相談に対し融資対応するために必要なことは何かを示したのが図20である。

「農家の経営実績を評価する審査のノウハウの構築、マニュアルの整備」(54.7%)、「農家の経営実績を把握する体制の整備」(52.6%)、「他部門、関係機関と連携した総合的審査を行うための体制整備」(46.3%)、などとなっている。

図20 債権保全措置が不足する借入相談に対応するために必要な事項



Ⅲ. 調査結果のまとめ

1. 融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報

融資審査において重視する事項として、「経営実績」(68.4%)、「債権保全措置の確実性」(67.1%)、「経営計画の妥当性」(64.8%)、「融資対象事業の妥当性」(61.7%)、「人的信用度」(59.8%)などの回答割合が過半を超えている。また、これらの融資審査に必要な情報を入手する時点は「融資の申込み・相談が時点で入手している」(57.2%)が過半を超えており、融資相談以前から日常的に入手していると回答した割合を上回っている。

(1) 信用部門と農協内の他部門及び関係各機関との関係

融資審査のために必要な情報を、農協内の他部門及び関係各機関などから入手する場合、「農協内の他部門」(97.4%)、「市町村役場」(40.2%)、「農業改良普及センター」(33.4%)などの回答割合が高い。これらの機関から入手する情報は「経営実績に関する情報」(72.3%)、「農協の利用実績に関する情報」(72.0%)「融資対象事業の妥当性に関する情報」(51.8%)、「人的信用度に関する情報」(51.3%)などの回答割合が高く、また、入手したこれらの情報は融資審査において重視すると回答した割合(84.3%)も高い。

(2) 信用部門と農協内の他部門との関係

信用部門と農協内の他部門の関係は、融資審査に必要な農家の経営内容に関する情報の入手のみならず、「農協内の各部が参加する融資審査会で審査している」(4.7%)、「融資審査の時に意見を聴取している」(83.9%)などと、融資審査において農協内の他部門から融資審査に関する意見などを聴取していると回答した割合は、「信用部門独自の判断で融資審査をしている」(11.4%)を上回っている。

このように農家の経営内容に関する情報を入手するだけでなく、融資審査にかかる意見を聴取する割合も高く、このような農協内の他部門との関係が融資審査に寄与していると考えられる割合(87.5%)も高い。

2. 債権保全措置の弾力的な運用

融資審査において債権保全措置の弾力的な運用を行ったことがある農協(40.2%、注1)では、弾力的な運用を行った主な理由として「人的に信用できるから」(70.5%)、「経営実績が評価できるから」(69.9%)、「農協の利用実績が評価できるから」(56.2%)、「経営計画が評価できるから」(50.0%)などを挙げている。

今後債権保全措置が不足する借入相談への融資対応についてみると、借入相談件数は「変わらない」、または、「増える」と回答した割合が過半(63.5%)を超えているが、今後、そのような債権保全措置が不足する借入相談に対し融資対応をしても良いと回答した農協は24.3%にとどまっている。また、これまでに債権保全措置の弾力的な運用を行ったと回答した農協においても、今後も継続して債権保全措置の弾力的な運用を行うと回答した割合(38.3%、注2)は減少している。

さらに債権保全措置が不足する借入相談に融資対応していくために農協が行うべきこととして、「経営実績を評価する審査ノウハウの構築、マニュアルの整備」(54.7%)、

「経営実績を把握する体制の整備」(52.6%)などが高い割合となっている。

注1) 本章2(1)「債権保全措置の弾力的運用の有無」及び本章2(2)「担保充足率が不足する案件への対応の有無」において有効回答をした農協(388)のうち、両設問で「しばしばある」、「たまにある」、「まれにある」のいずれかを回答した農協(156、但し両設問で重複する農協は除く)の割合。

注2) 上記注1の156農協のうち、本章4(3)「今後の債権保全の弾力的運用」において有効回答をした農協(154)で、「経営実績が評価できる農家など特定の者に対しては弾力的な取扱いをしてもよい」と回答した農協(59)の割合。

第2章 大規模農家の借入動向と債権保全 －農家アンケート調査の結果－

比較的大規模な農家における資金借入動向、資金借入に係る債権保全措置の状況などを把握するため、農家アンケートを実施した。

基本的には前年度に実施した本調査をベースに新たな視点から調査項目を加えて調査票を作成した。

以下、その概要及び回答内容の集計・分析結果について述べる。

I. アンケート調査の概要

1. 調査項目

- (1) 平成12年における営農類型別規模、農業所得、経営動向の評価と当面の見通し
- (2) 現在の借入状況と今後の借入状況
 - ① 借入金残高、借入目的、年間返済額、事前相談窓口、債権保全措置など
 - ② 借入予定、借入予定の目的、借入予定額、債権保全措置など
- (3) 借入限界額

2. 調査対象及び回答数

調査対象農家については、前年度調査との継続性を確保するため、前年度調査先である 2,087戸から、離農、転居による住所不明などの理由により29戸を除いた 2,058戸を本年度調査の対象とした。

調査は郵送により行い、有効回答数 1,064戸、回収率は51.7%であった。

なお、調査対象農家は農業近代化資金と農林漁業金融公庫資金の融資先である。

3. 集計・分析方法

各アンケート項目毎の集計・分析、グラフ化してアンケート調査の概要としてまとめた。

集計結果については、巻末の参考資料を参照されたい。

なお、無回答は各アンケート調査項目毎に集計から削除した。このため、各アンケート項目毎の有効回答数は異なる。

調査対象及び回答数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
調査対象農家数	2,087	2,087	2,058
有効回答数	1,191	1,208	1,064
回収率 (%)	57.1%	57.9%	51.7%

農業地域類型別回答状況

農業地域類型	回答戸数	構成割合
北海道	130	12.2%
東北	173	16.3%
北陸	85	8.0%
関東・東山	200	18.8%
東海	93	8.7%
近畿	52	4.9%
中国	87	8.2%
四国	91	8.6%
九州	153	14.4%
合計	1,064	100.0%

年齢別回答状況

年齢階層別	回答戸数	構成割合
～29才	5	0.5%
30～39才	58	5.5%
40～49才	267	25.1%
50～59才	439	41.3%
60才～	268	25.2%
不明	27	2.5%
合計	1,064	100.0%

営農類型別回答状況

営農類型別	回答戸数	構成割合	回答農家の平均規模
稲作	309	29.0%	8.3ha
畑作	56	5.3%	18.1ha
露地野菜	45	4.2%	3.7ha
茶	31	2.9%	3.5ha
かんきつ	27	2.5%	2.0ha
りんご	10	0.9%	2.1ha
施設野菜	131	12.3%	4,032m ²
施設花き	102	9.6%	4,292m ²
きのこ	33	3.1%	917m ²
酪農	113	10.6%	経産牛 44.8頭
肉用牛（繁殖）	15	1.4%	常時繁殖牛 49.1頭
肉用牛（肥育）	50	4.7%	常時肥育牛 319.5頭
養豚	36	3.4%	常時繁殖雌豚 137.5頭
採卵鶏	11	1.0%	常時成鶏羽数 27.6千羽
ブロイラー	12	1.1%	常時飼養羽数 69.5千羽
その他	56	5.3%	
不明	27	2.5%	
合計	1,064	100.0%	

営農3類型別回答状況

営農3類型別	回答戸数	構成割合
耕種・稲作型	478	44.9%
施設園芸型	266	25.0%
畜産型	237	22.3%
その他	56	5.3%
不明	27	2.5%
合計	1,064	100.0%

II. 調査結果

1. 平成12年経営状況

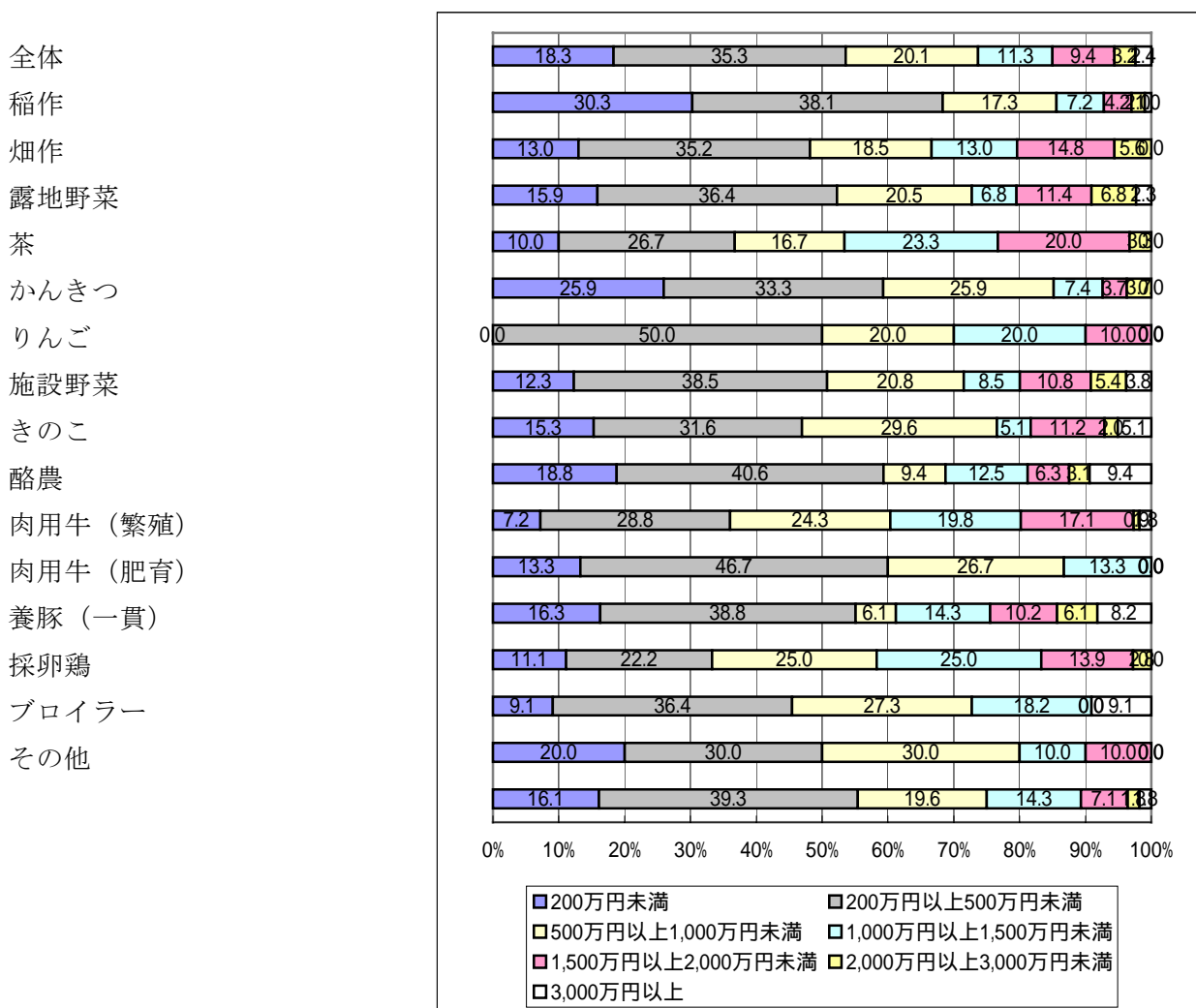
(1) 年間農業所得

平成12年の年間農業所得（見込額）をまとめたのが図1である。

全体では、200万円以上500万円未満の階層（35.3%）が最も多く、これを含む500万円未満の階層（53.6%）で過半を超えている。

営農類型別では、500万円未満の階層が60.0%を超えるのは、稲作（68.4%）、肉用牛（繁殖）（60.0%）で、1,500万円以上の階層が20.0%を超えるのは、畑作（20.4%）、露地野菜（20.5%）、茶（23.3%）施設野菜（20.0%）、肉用牛（肥育）（24.5%）となっている。

図1 年間農業所得（営農類型別）



(2) 経営動向

1年前と比較した経営の実績と当面の経営の見通しについて質問し、「良くなった」(設問により表現が若干異なる)と回答する割合と「悪くなった」と回答する割合の差をD I方式によりポイント数で示した。

(注) D I方式とは

D Iとは、D I F F U S I O N I N D E Xの略で、全体の傾向が上向きか下向きかを判断する分析手法である。日本銀行の企業短期経済観測などで利用されており、景気の見込みなどが端的に現れるが、実数値ではない。

具体的には、「①良化した」「②変わらない」「③悪化した」の問いに対して、「①良化した」と回答した者の割合から「③悪化した」と回答した者の割合を差し引いたものを指数とするもので、指数がプラスなら良化傾向、マイナスなら悪化傾向を示す。

[例]

(調査結果)	①良化した	50%
	②変わらない	30%
	③悪化した	20%
(指数の計算)	①良化した－③悪化した＝50－20＝30	
	D I 指数	30 (良化傾向)

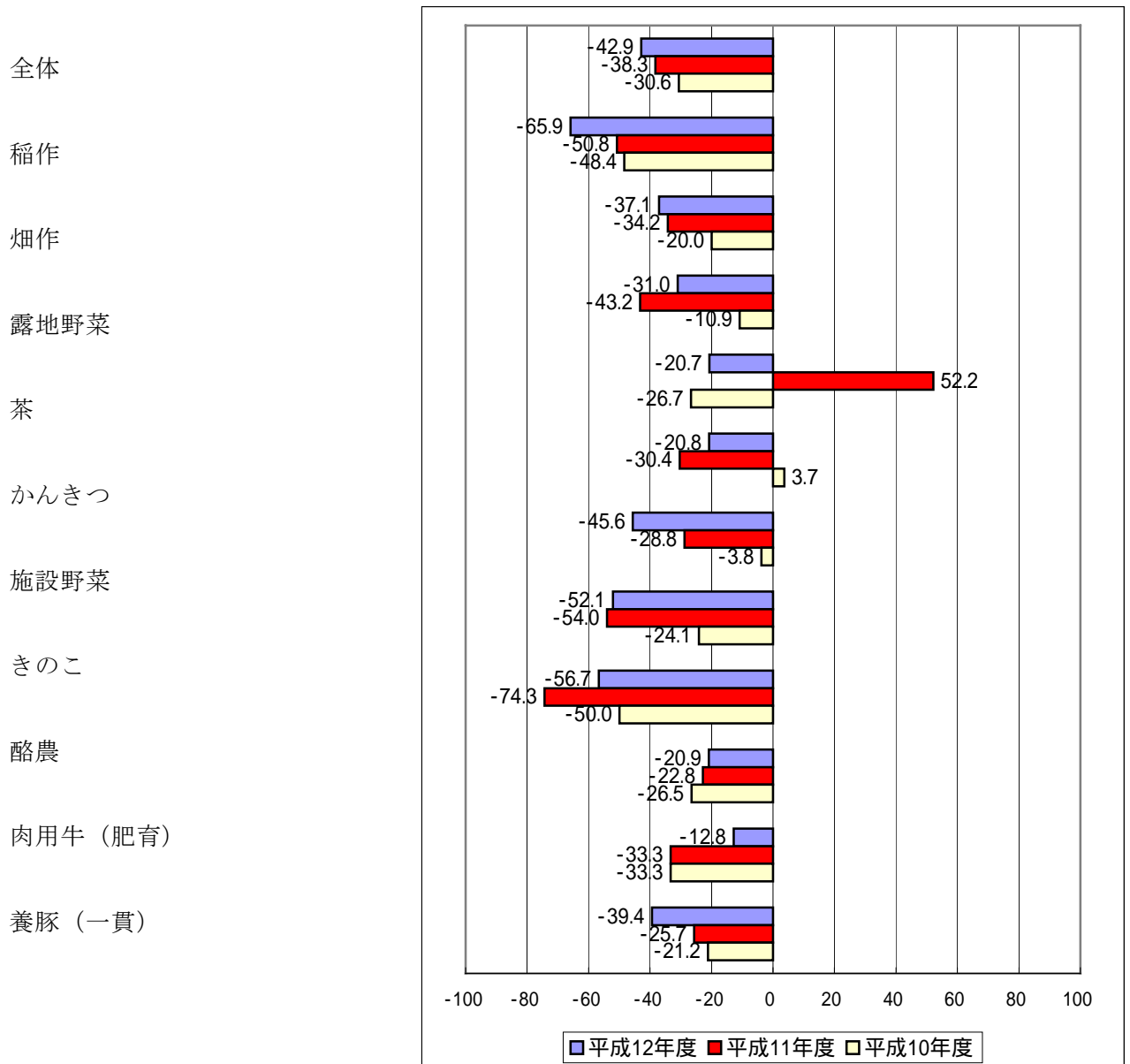
① 経営の実績

経営の実績を営農類型別に10～11年度調査と比較してまとめたのが図2である。

12年度調査をみると、全ての営農類型でD I 指数はマイナスとなっており、マイナス値の大きい順に、稲作（-65.9）、きのこ（-56.7）、施設花き（-52.1）などとなっている。

前年度調査との比較をみると、全体でD I 値は 4.6ポイント減少し悪化傾向となっている。営農類型別で、肉用牛（肥育）（20.5）、きのこ（17.6）、露地野菜（12.2）、かんきつ（9.6）などでD I 値が増加し、マイナス値が小さくなっている。

図2 経営の実績（営農類型別）



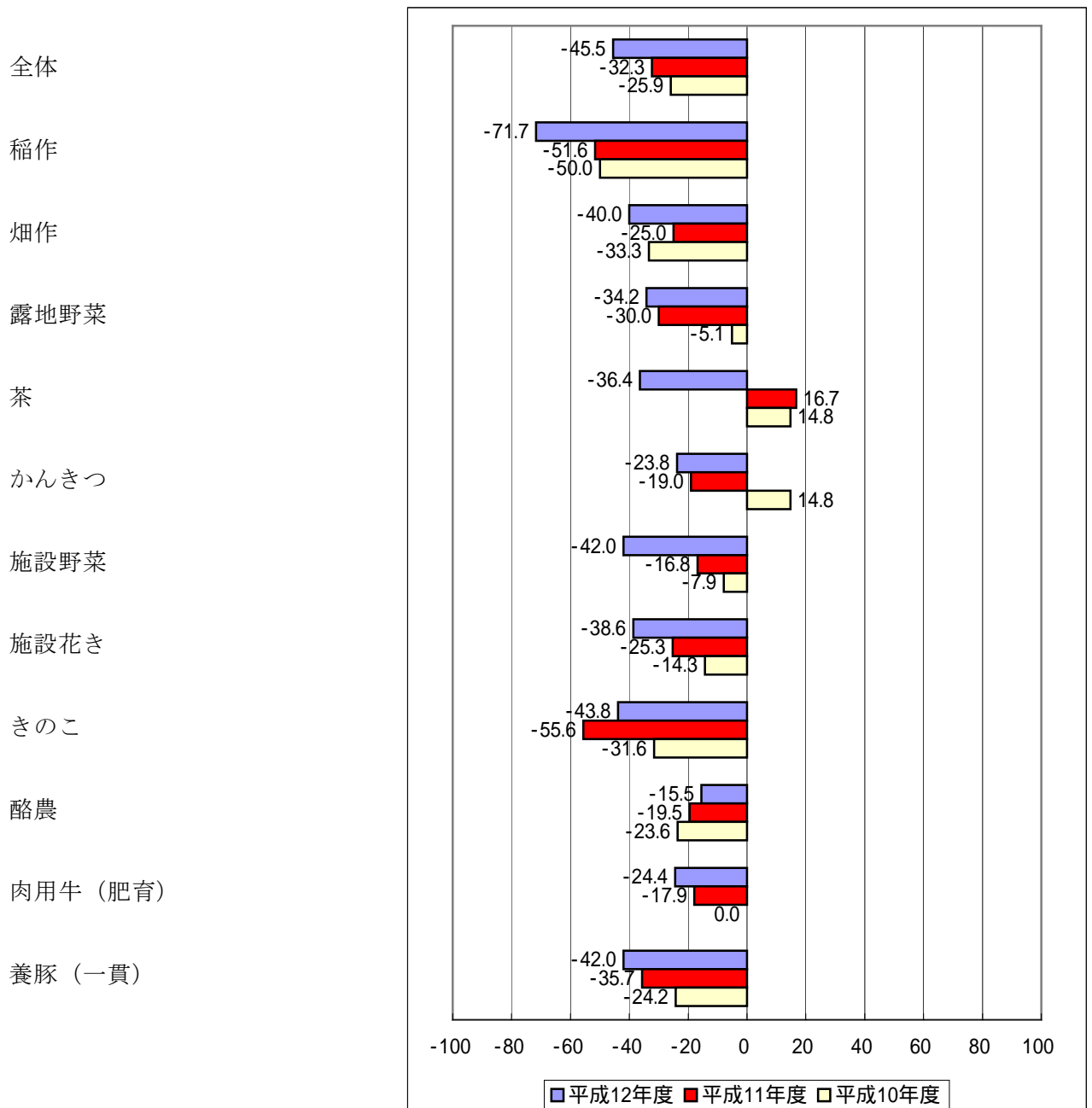
② 当面の経営の見通し

当面の経営の見通しを営農類型別に10～11年度調査と比較してまとめたのが図3である。

12年度調査をみると、全ての営農類型でD I値はマイナスとなっており、マイナス値の大きい順に、稲作（-71.7）、きのこ（-43.8）、施設野菜（-42.0）、養豚（-42.0）などとなっている。

前年度調査との比較をみると、全体でD I値は13.2ポイント減少し悪化傾向となっている。営農類型別で、きのこ（11.8）、酪農（4.0）でD I値が増加し、マイナス値が小さくなっている。

図3 当面の経営の見通し（営農類型別）



2. 現在の借入動向

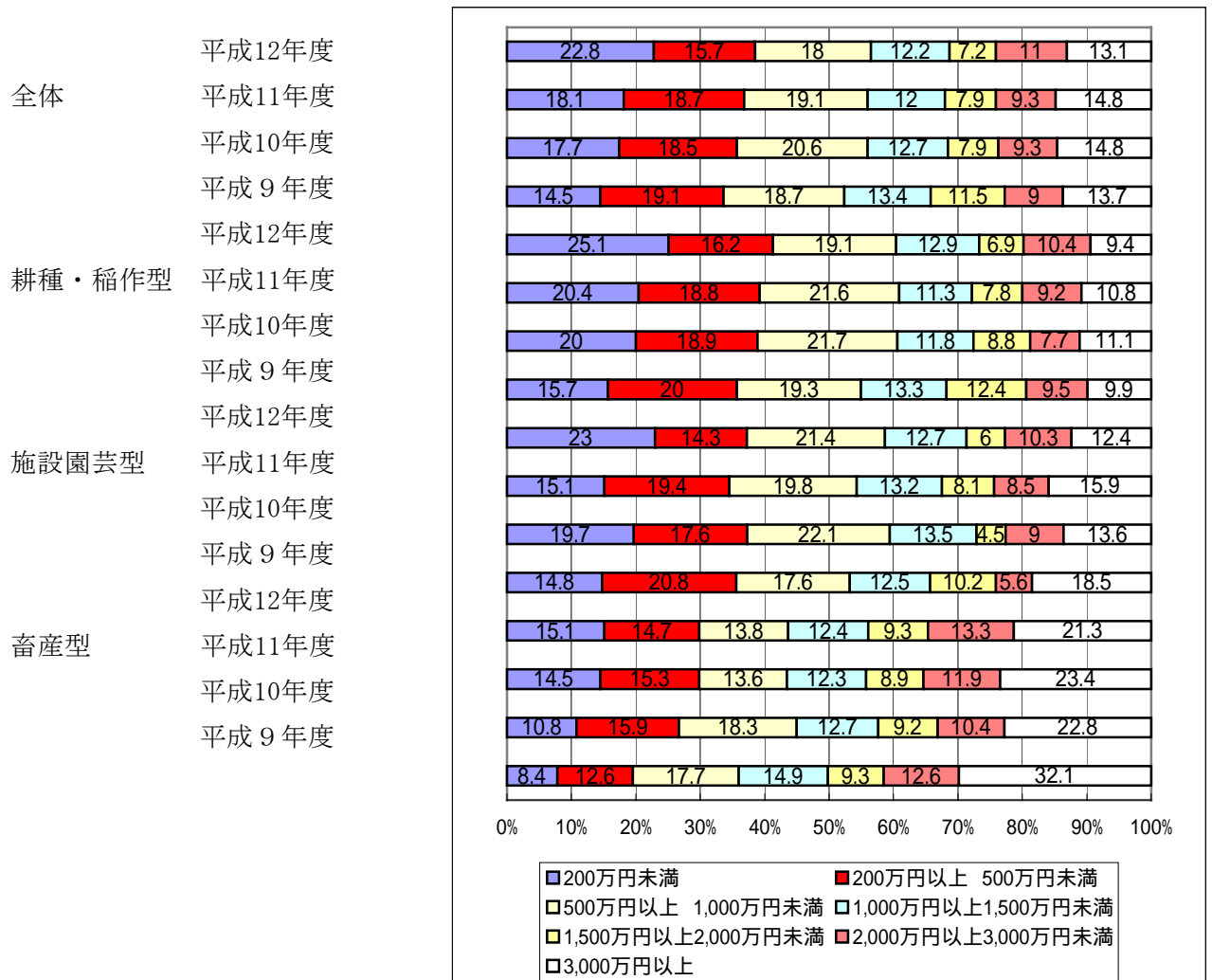
(1) 農業長期資金の借入金残高

農業長期資金の借入金残高を営農3類型別に9～11年度調査と比較してまとめたのが図4である。

12年度調査をみると、全体で1,000万円未満の階層（56.5%）、1,000万円以上2,000万円未満の階層（19.4%）、2,000万円以上の階層（24.1%）となっている。

前年度調査との比較をみると、全体で僅かながら1,000万円未満の階層が増加している。また、営農3類型別で、耕種・稲作型が500万円未満の階層で、施設園芸型が1,000万円未満の階層でそれぞれ増加している。

図4 農業長期借入金の借入金残高

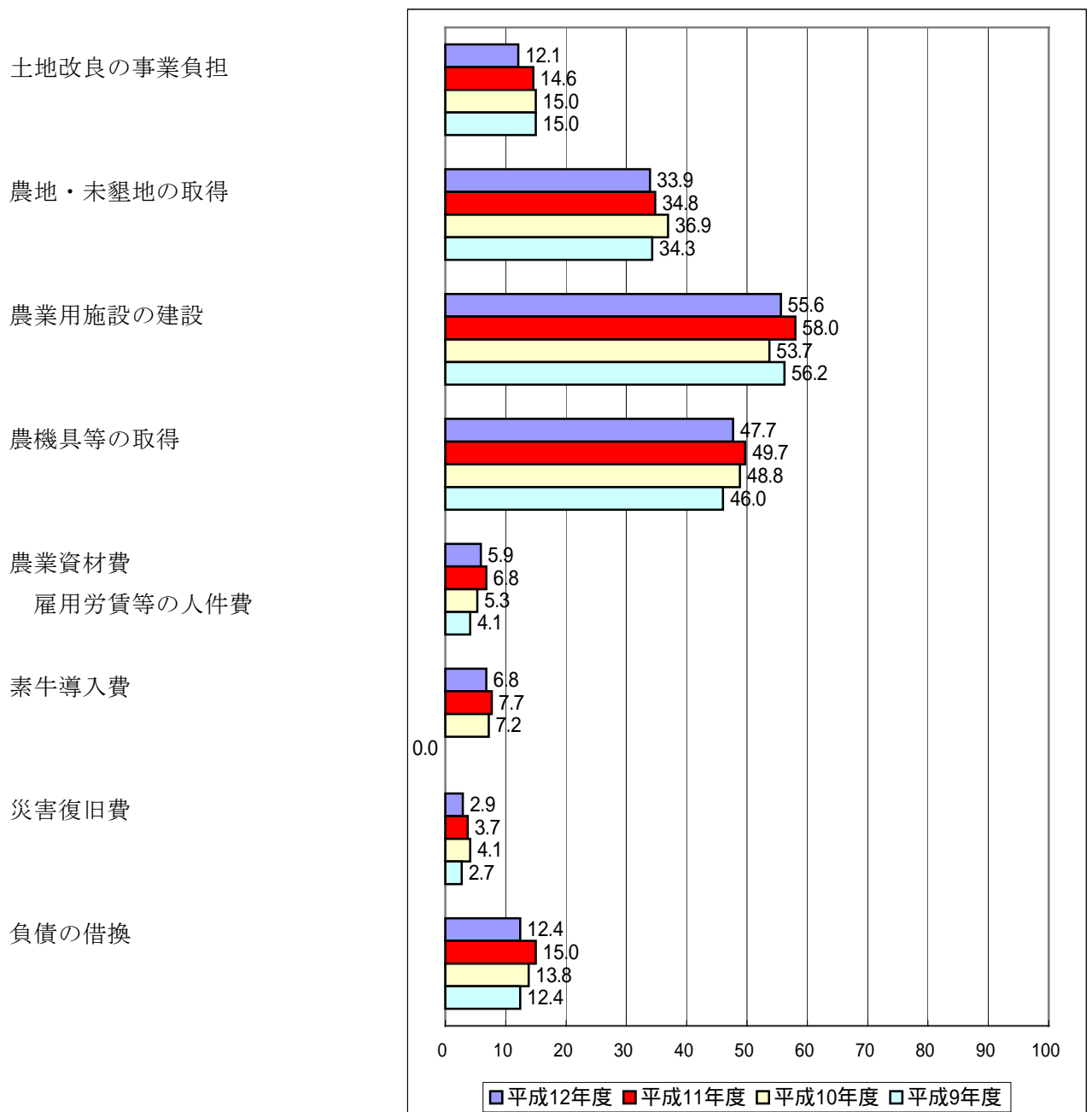


(2) 農業長期資金の借入目的

現在借入金残高のある農業長期資金の借入目的を 9～11年度調査と比較してまとめたのが図5である。

12年度調査をみると、「農業用施設の建設」(55.6%)、「農機具等の取得」(47.7%)、「農地・未墾地の取得」(33.9%)などとなっている。

図5 農業長期資金残高の借入目的



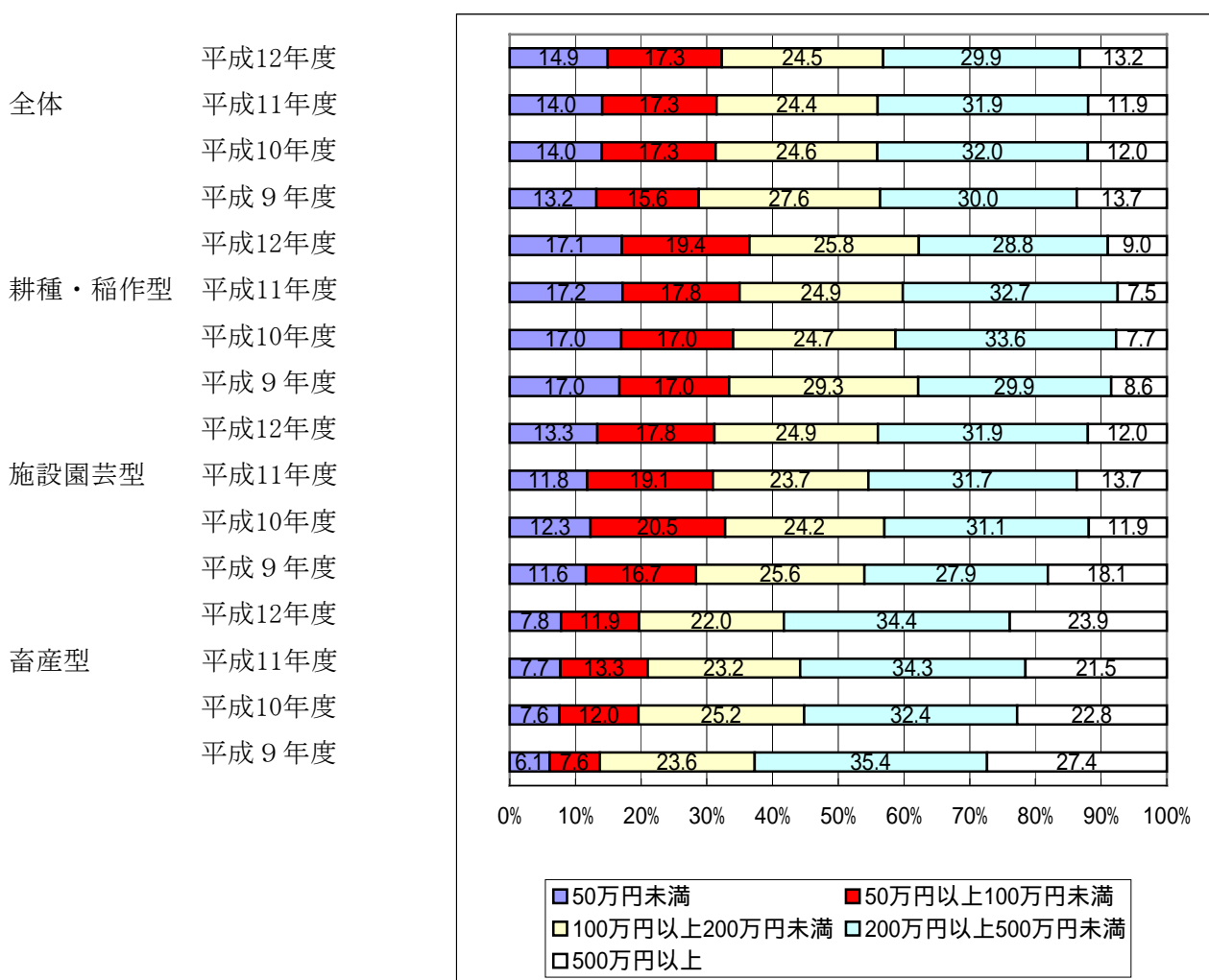
(3) 農業長期資金の年間返済額

農業長期資金に係る12年の返済金額（元金＋利息）の農家の分布を営農3類型別に9～11年度調査と比較してまとめたのが図6である。

12年度調査をみると、全体で100万円未満（32.2%）、100万円以上500万円未満（54.4%）、500万円以上（13.2%）となっている。

前年度調査との比較をみると、全体では500万円以上の階層が若干ではあるが増加している。

図6 農業長期資金の年間返済額



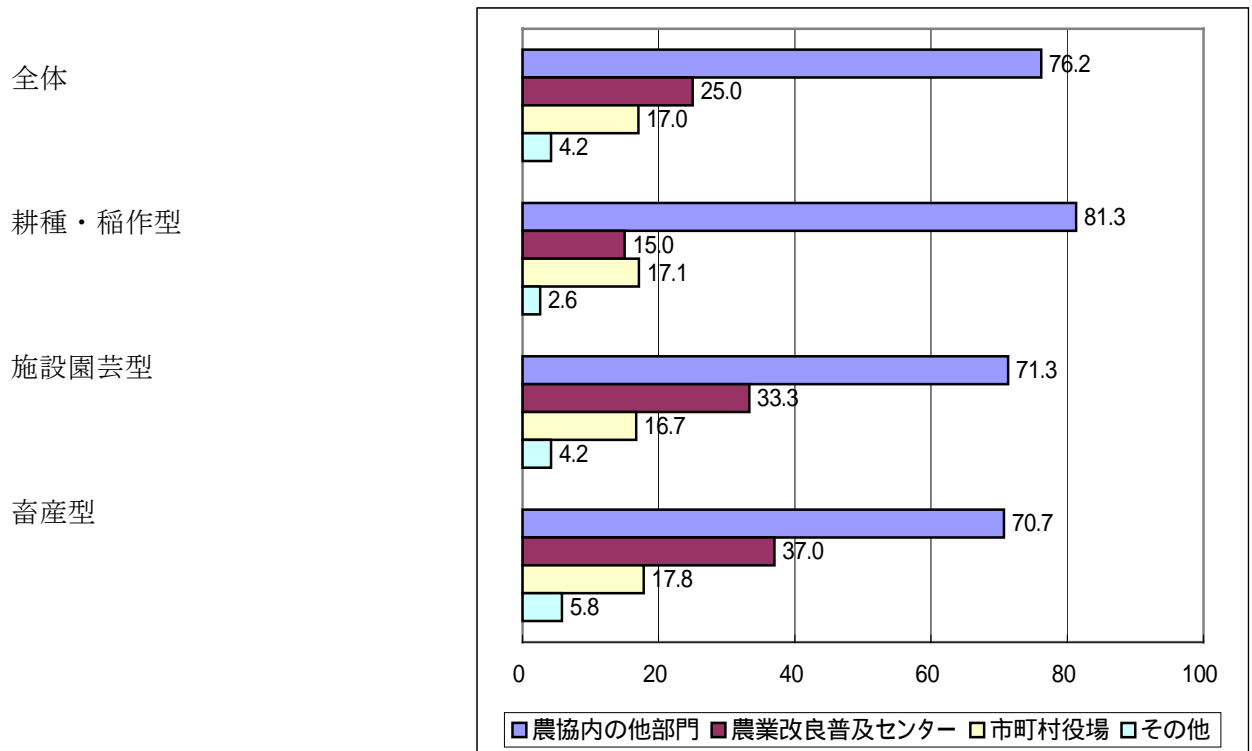
(4) 農業長期資金を借入れる前の相談窓口

金融機関から農業長期資金を借入れる前に、その金融機関窓口以外のどのような機関の担当者に相談しているかをまとめた図7である。

全体では、「農協内の他部門（営農、購買部門など）」（76.2%）、「農業改良普及センター」（25.0%）、「市町村役場」（17.0%）などとなっている。

営農3類型別では、「農業改良普及センター」で見ると耕種類・稲作型（15.0%）が全体より低く、畜産型（37.0%）、施設園芸型（33.3%）が全体より高くなっている。

図7 農業長期資金を借入れる前の相談窓口



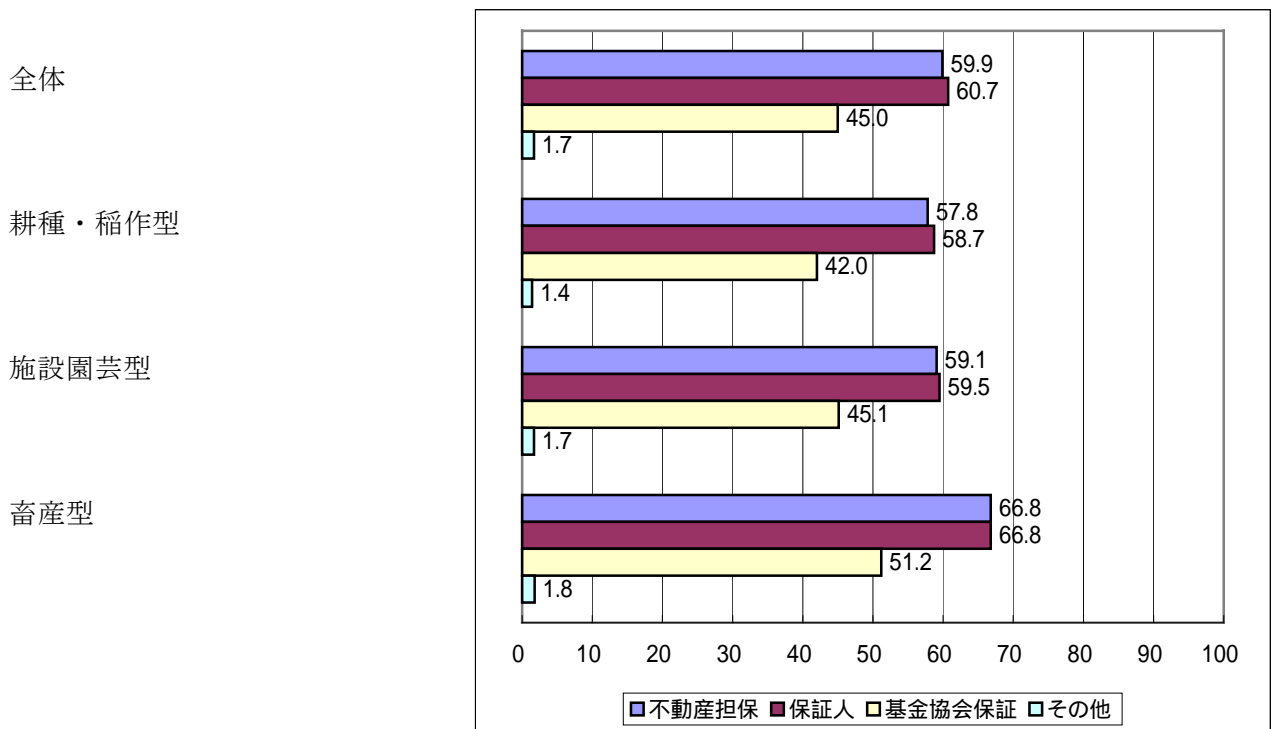
(5) 債権保全措置の種類①

農業長期資金を借入れる時にどのような債権保全措置を利用したかをまとめたのが図8-1である。

全体では「保証人」(60.7%)、「不動産担保」(59.9%)、「基金協会保証」(45.0%)などとなっている。

営農類型別では、畜産型でどの債権保全措置も全体より高くなっている。

図8-1 債権保全措置の種類



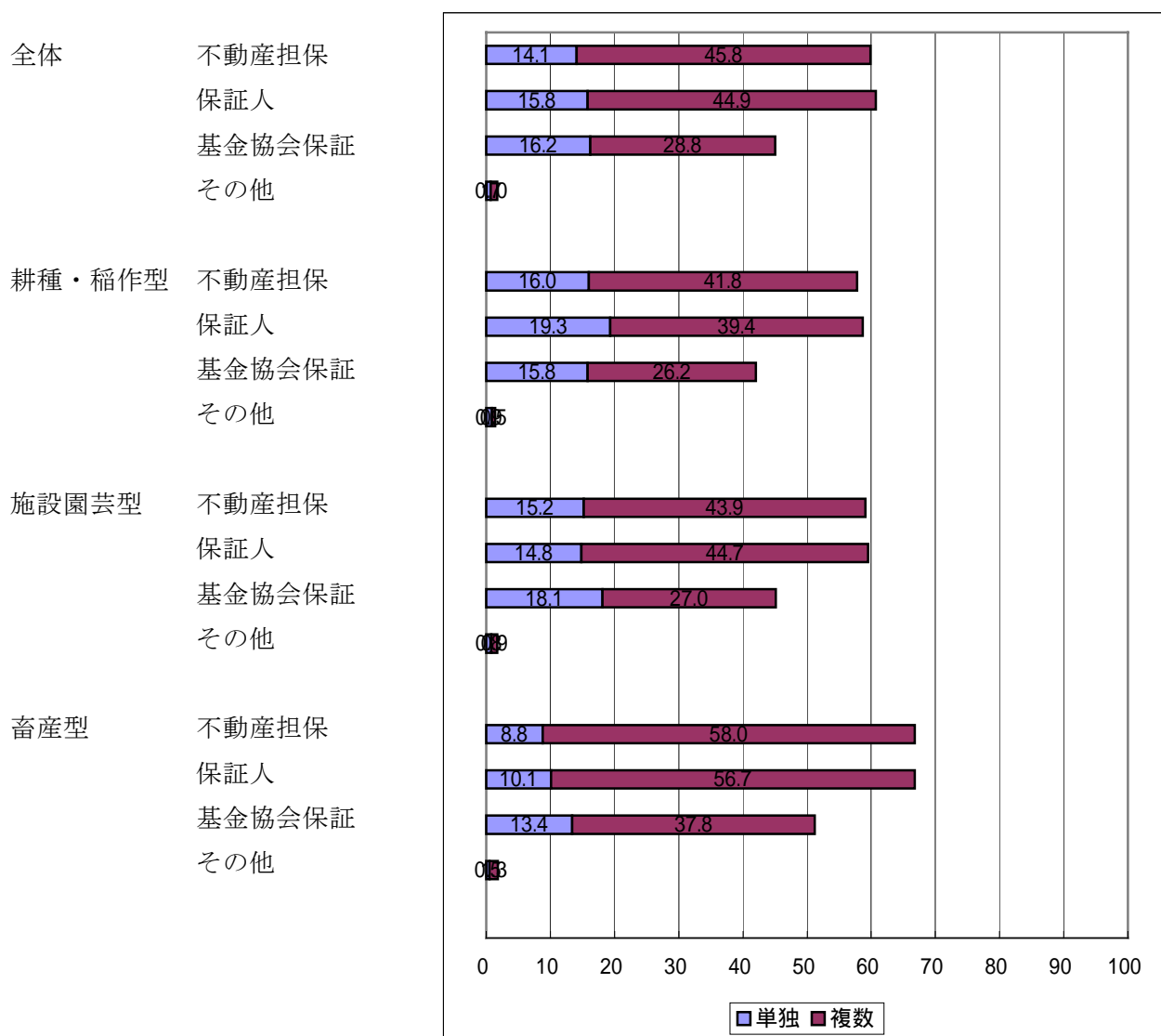
(6) 債権保全措置の種類②

図8-1で示した債権保全措置を単独で利用したか、或いは他の債権保全措置と合わせて利用したかをまとめたのが図8-2である。

全体では、その債権保全措置単独で利用した割合は「不動産担保」(14.1%)、「保証人」(15.8%)、「基金協会保証」(16.2%)となっており、「基金協会保証」が単独の債権保全措置として利用したケースが最も多い。

営農3類型別では、畜産型で「不動産担保」(8.8%)、「保証人」(10.1%)「基金協会保証」(13.4%)が全体と比較して単独で利用した割合が低くなっている。

図8-2 債権保全措置の種類

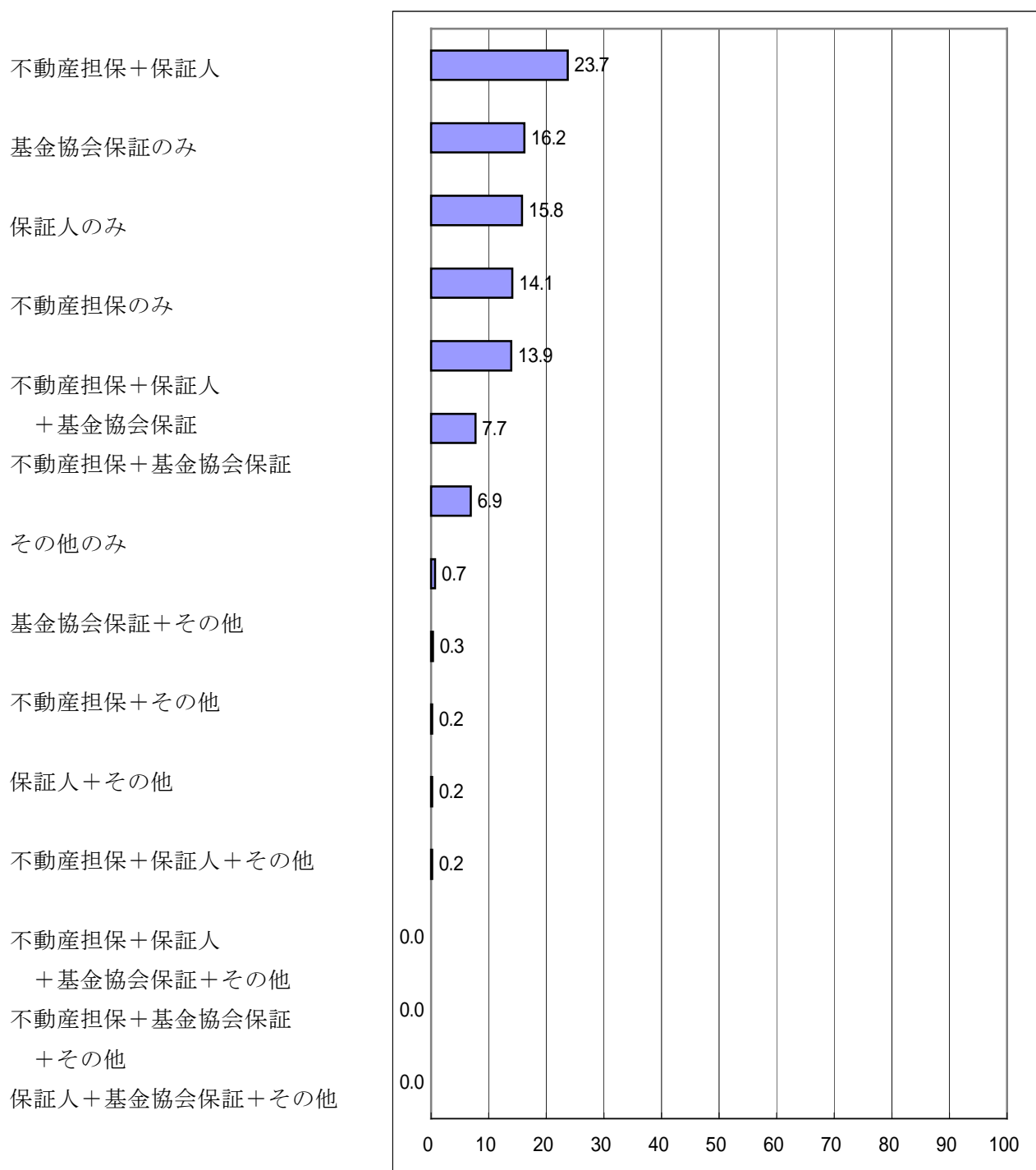


(7) 債権保全措置の種類③

図8-1で示した債権保全措置をどのような組合わせで利用しているかをまとめたのが図8-3である。

利用されている割合が10.0%を超えているのは、「不動産担保」＋「保証人」(23.7%)、「基金協会保証」のみ(16.2%)、「保証人」のみ(15.8%)、「不動産担保」のみ(14.1%)、「不動産担保」＋「保証人」＋「基金協会保証」(13.9%)となっている。

図8-3 債権保全措置の種類(全体)



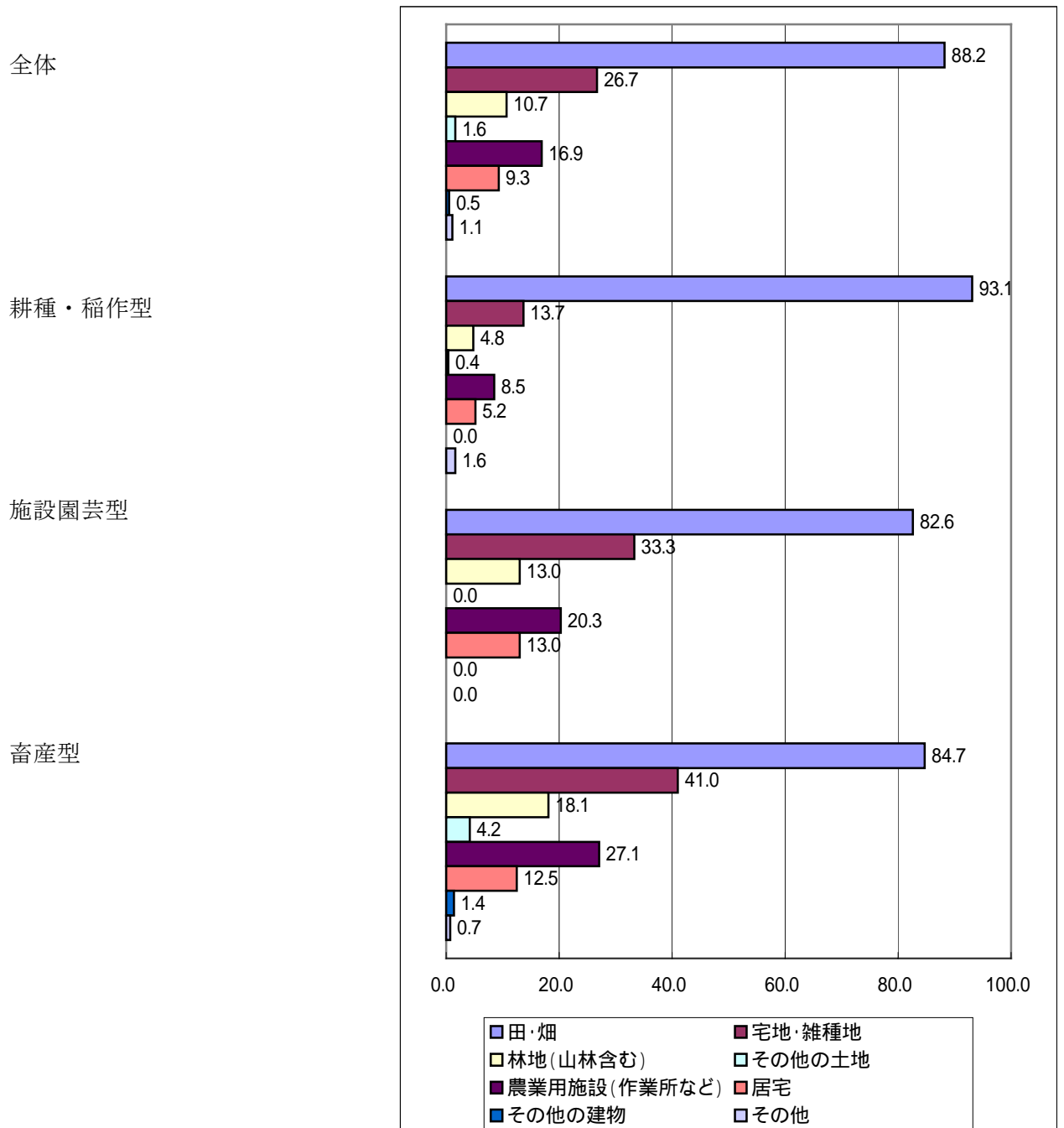
(8) 不動産担保の種類

農業長期資金を借入れる時にどのような不動産担保を差出したかをまとめたのが図9である。なお、本設問は(5)にて「不動産担保」と回答した者を対象としている。

全体では「田・畑」(88.2%)、「宅地・雑種地」(26.7%)、「農業用施設」(16.9%)などとなっている。

営農3類型別では、畜産型で「宅地・雑種地」(41.0%)、「農業施設」(27.1%)が全体より高くなっているが、稲作型では「宅地・雑種地」(13.7%)、「農業用施設」(8.5%)が全体より低くなっている。

図9 不動産担保の種類



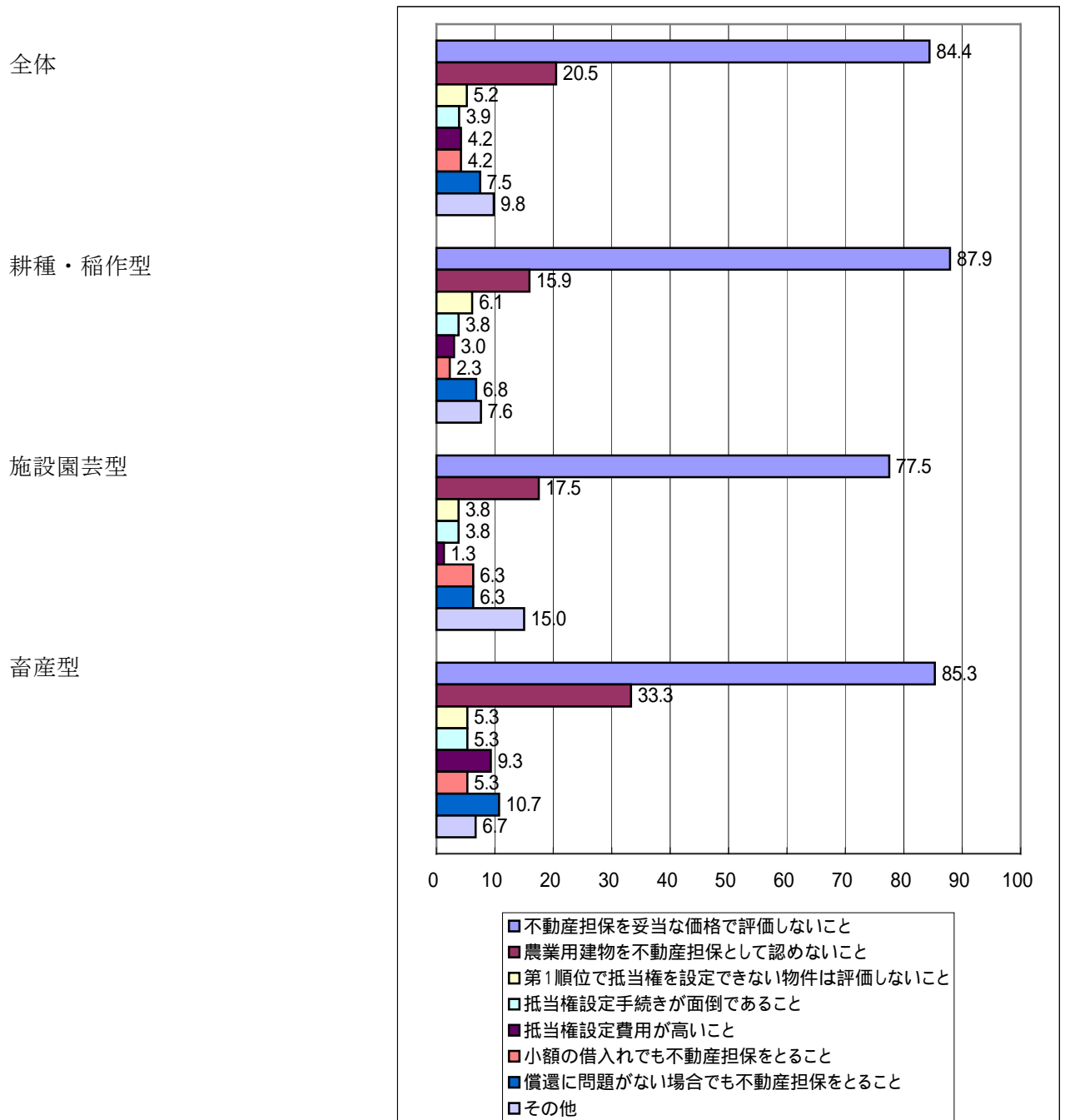
(9) 不動産担保に関する不満

農業長期資金を借入れる時に差出す不動産担保についてどのような不満があるかをまとめたのが図10である。

全体では「不動産担保を妥当な価格で評価しないこと」(84.4%)、「農業用建物を不動産担保として認めないこと」(20.5%)で、その他の選択肢は10.0%以下となっている。

営農類型別では、畜産型で「農業用建物を不動産担保として認めないこと」(33.3%)、「抵当権の設定費用が高いこと」(9.3%)が全体より高くなっている。

図10 不動産担保に関する不満



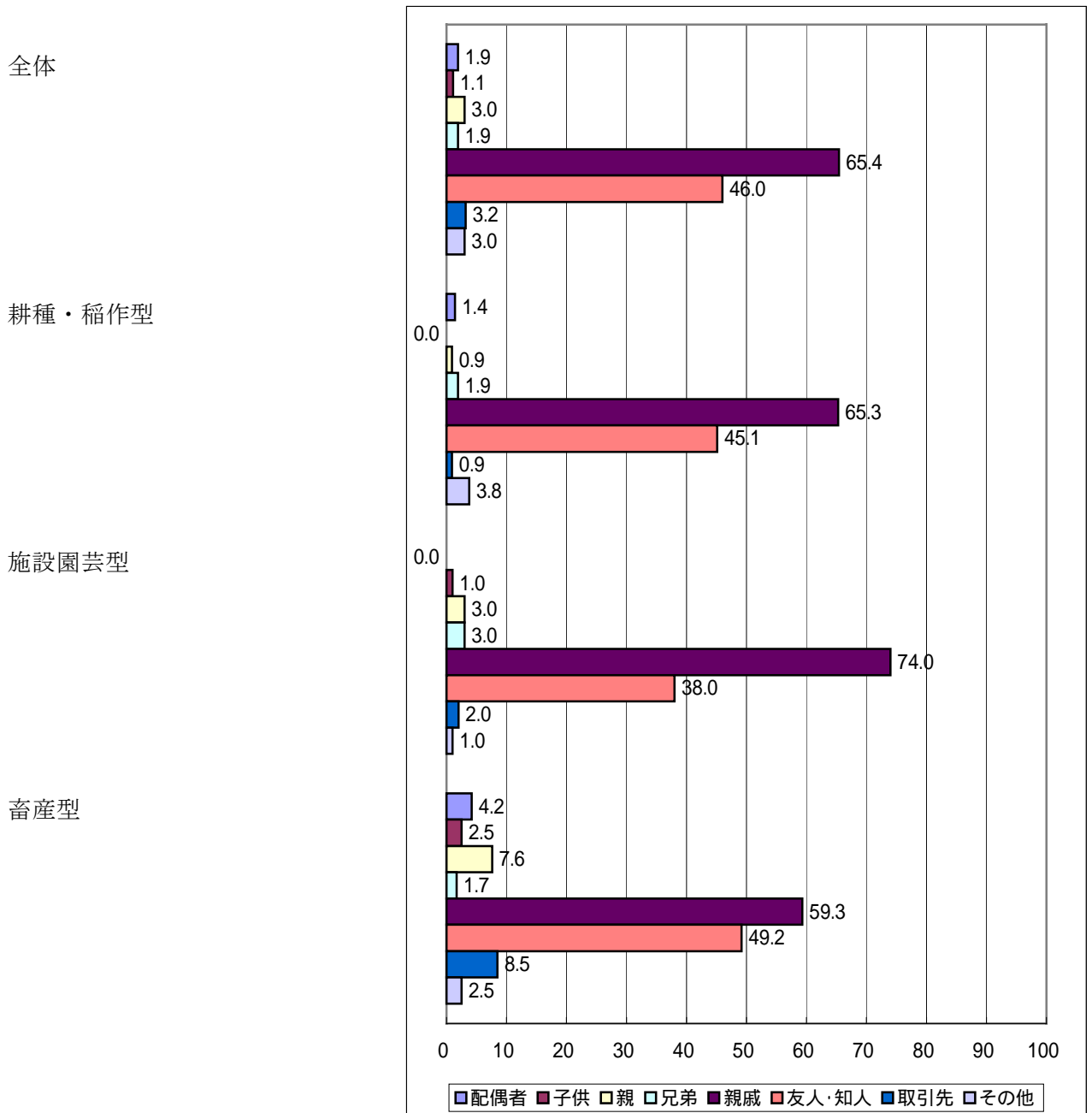
(10) 保証人と債務者の関係

農業長期資金を借入れる時にどのような保証人を差出したかをまとめたのが図11である。

全体では「親戚」(65.4%)、「友人・知人」(46.0%)で、その他の選択肢は10.0%以下となっている。

営農3類型別では、畜産型で「親」(7.6%)、「取引先」(8.5%)が全体より高くなっており、また、「配偶者」(4.2%)、「子供」(2.5%)にあっても低率ではあるが全体より高くなっている。

図11 保証人と債務者の関係



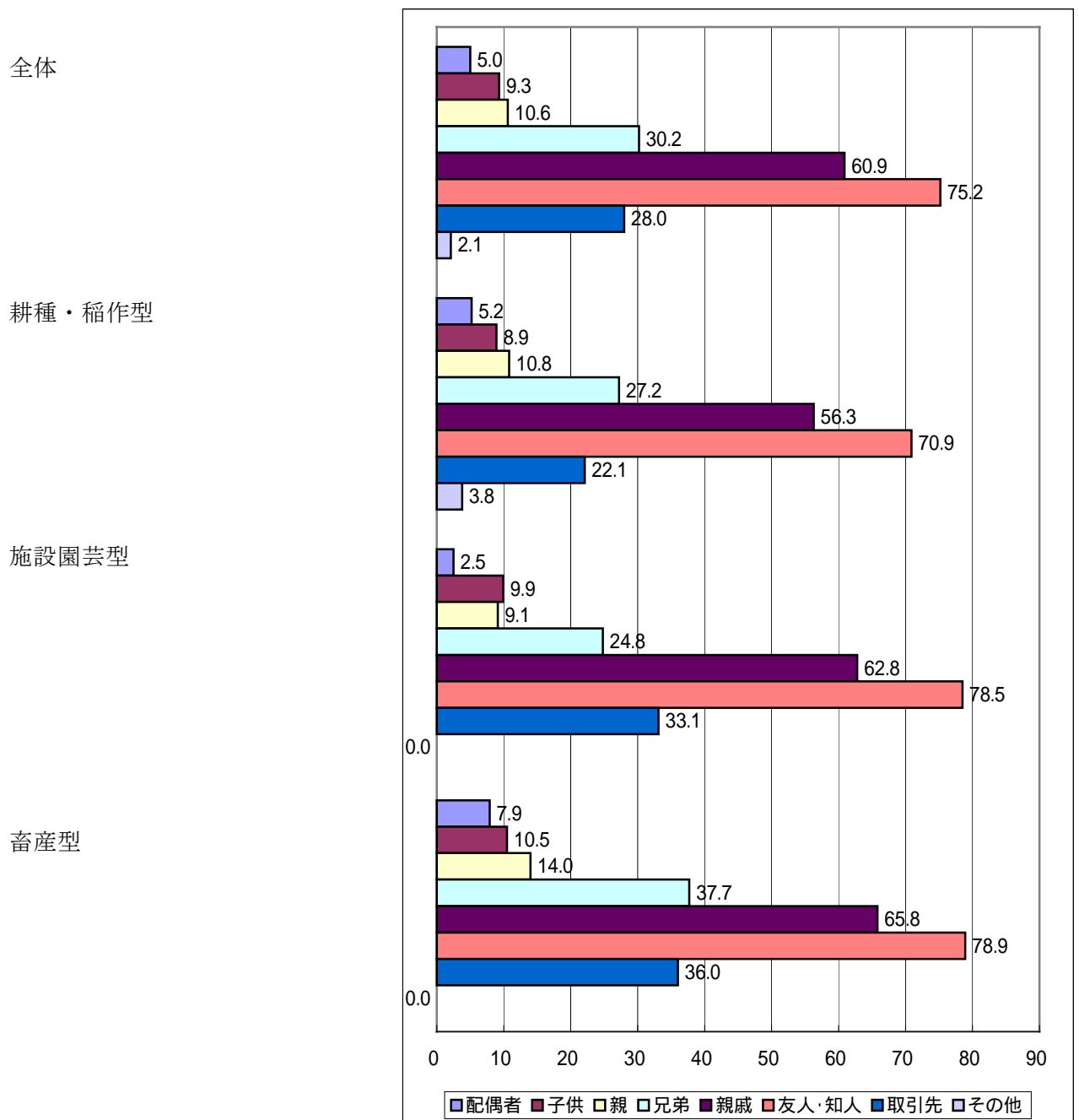
(11) 保証人として頼みずらい関係

農業長期資金を借入れる時に差出す保証人としてどのような関係の人が頼みずらいかをまとめたのが図12である。

全体では「友人・知人」(75.2%)、「親戚」(60.9%)、「兄弟」(30.2%)、「取引先」(28.0%)、「親」(10.6%)で、その他は10.0%以下となっている。

営農3類型別では、畜産型で「兄弟」(37.7%)、「取引先」(36.0%)が全体より高くなっている。

図12 保証人として頼みずらい関係



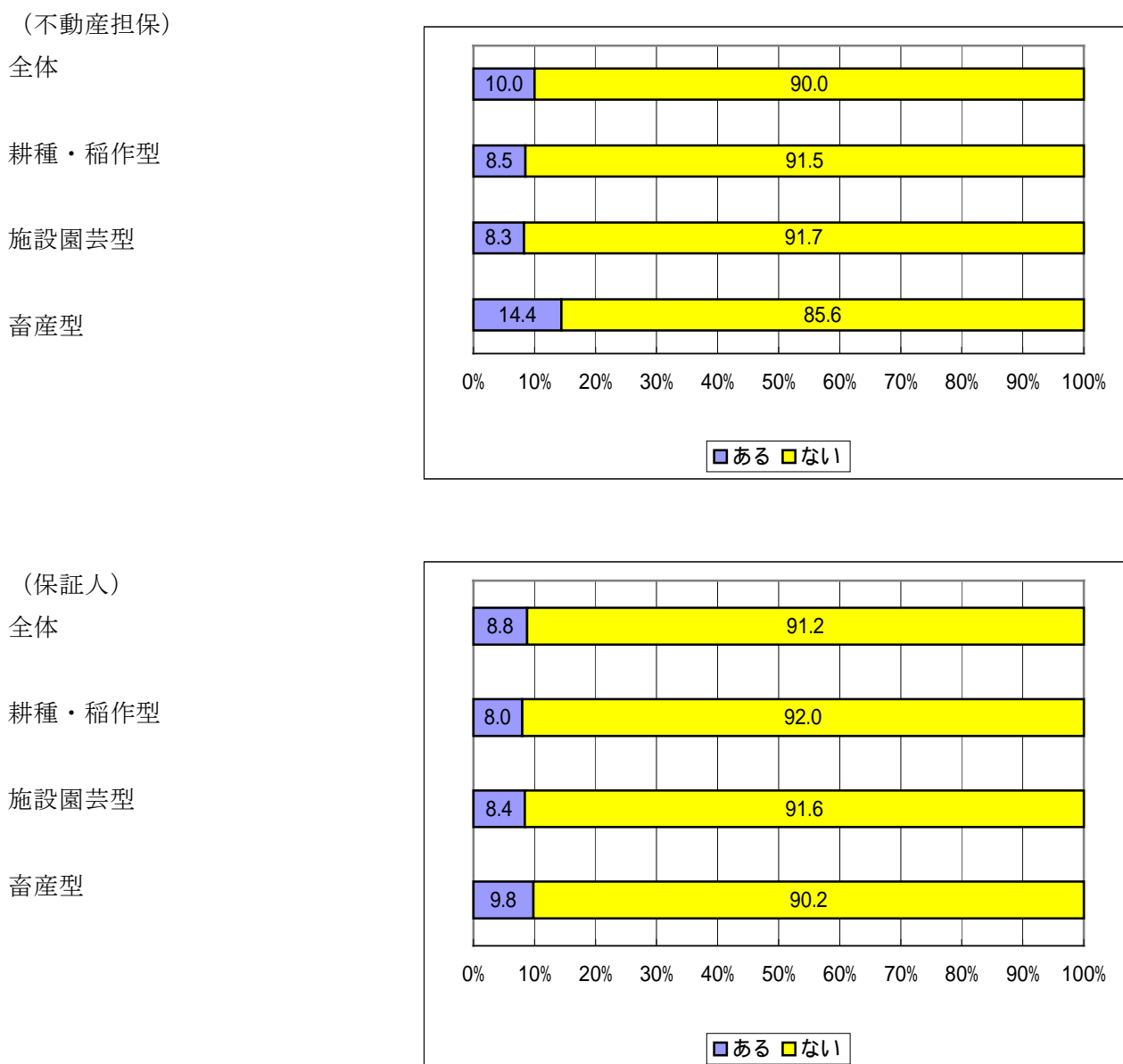
(12) 不動産担保、保証人の不足を理由による借入謝絶の有無

不動産担保、保証人の不足を理由に、農業長期資金の借入を断られたことがあるかをまとめたのが図13である。

不動産担保の不足を理由とした場合、全体では「ある」(10.0%)、「ない」(90.0%)となっている。営農類型別では、畜産型で「ある」(14.4%)が全体より高くなっている。

保証人の不足を理由とした場合では、全体では、「ある」(8.8%)、「ない」(91.2%)となっている。

図13 不動産担保、保証人の不足を理由による借入謝絶の有無



3. 今後の借入予定

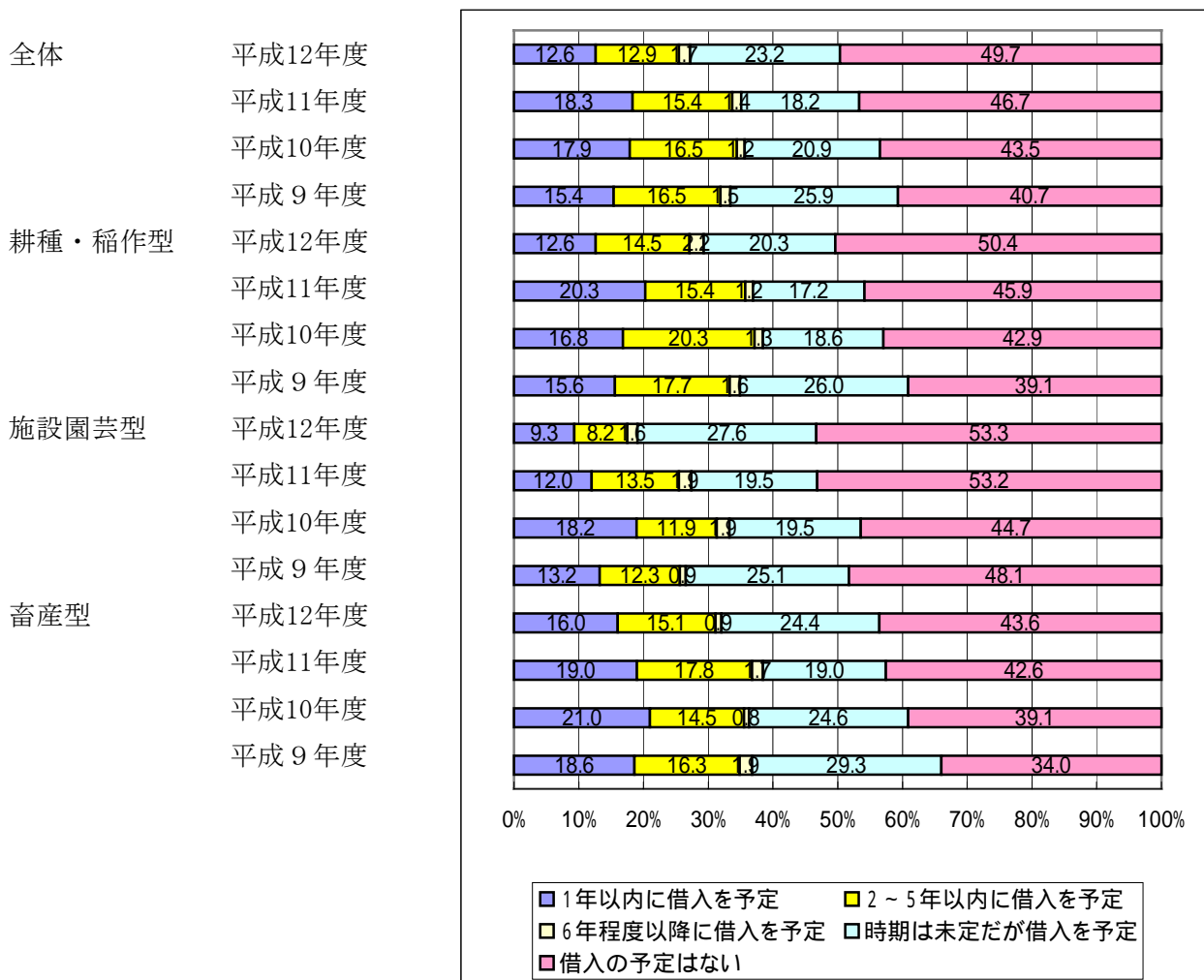
(1) 今後の借入予定

農業長期資金の今後の借入予定について 9～11年度調査と比較してまとめたのが図14である。

平成12年度調査をみると、全体では借入の予定がある（50.4%）、「借入の予定はない」（49.7%）となっている。

前年度調査との比較をみると、全体で「借入の予定はない」が増加し、また、借入予定があると回答した中でも、「6年程度以降に借入れを予定している」（1.7%）、「時期は未定だが借入の予定がある」（23.2%）が増加している。営農3類型別にみると、どの営農類型でも「借入の予定はない」が増加している。

図14 今後の借入予定



(2) 今後の借入目的

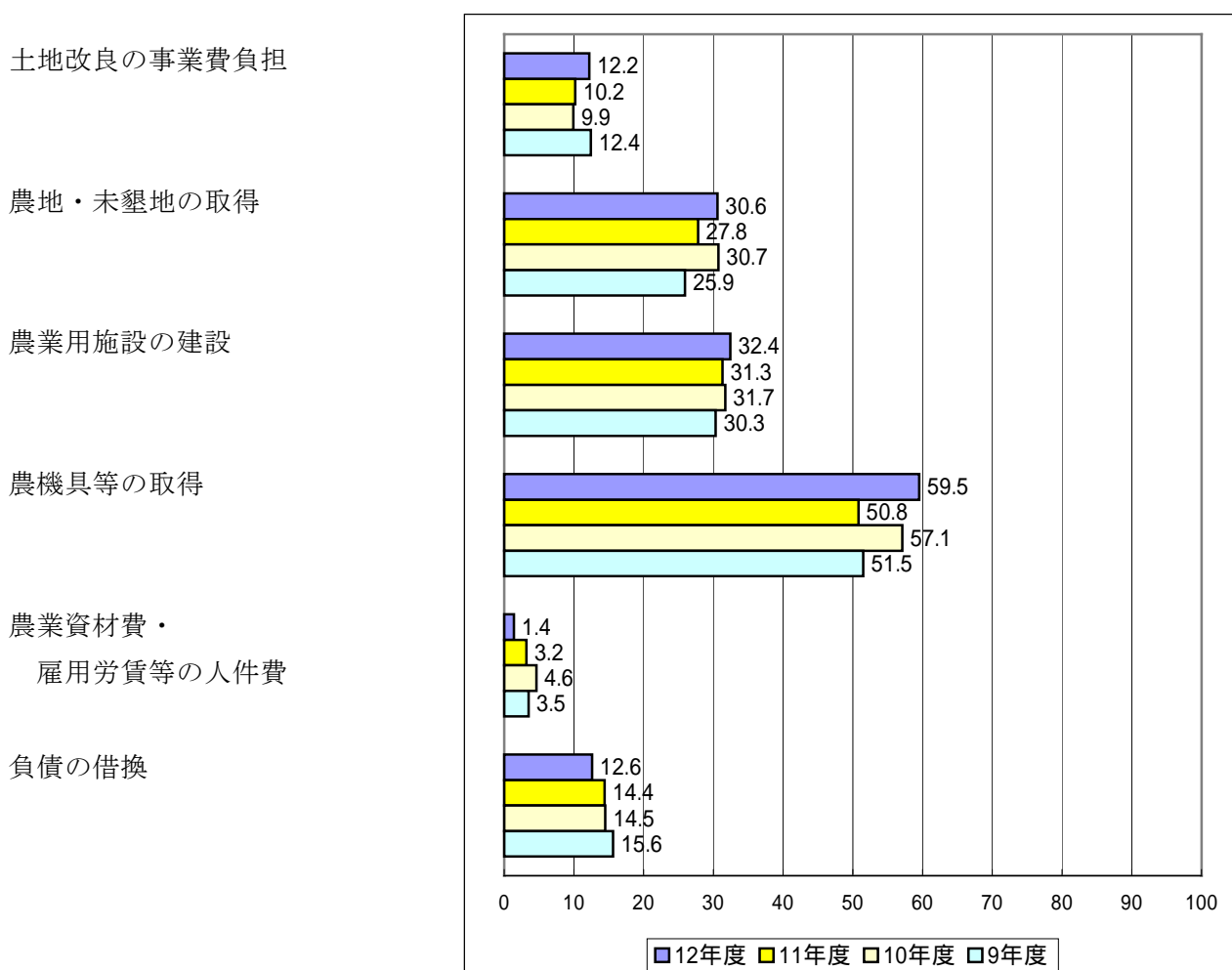
農業長期資金の今後の借入予定について 9～11年度調査と比較してまとめたのが図15～17である。

① 耕種・稲作型

平成12年度調査をみると、「農機具等の取得」(59.5%)、「農業用施設の建設」(32.4%)、「農地・未墾地取得」(30.6%)などとなっている。

前年度調査との比較をみると、「農機具等の取得」(59.5%)が増加しているが、他には特に大きな変化はみられない。

図15 今後の借入目的（耕種・稲作型）

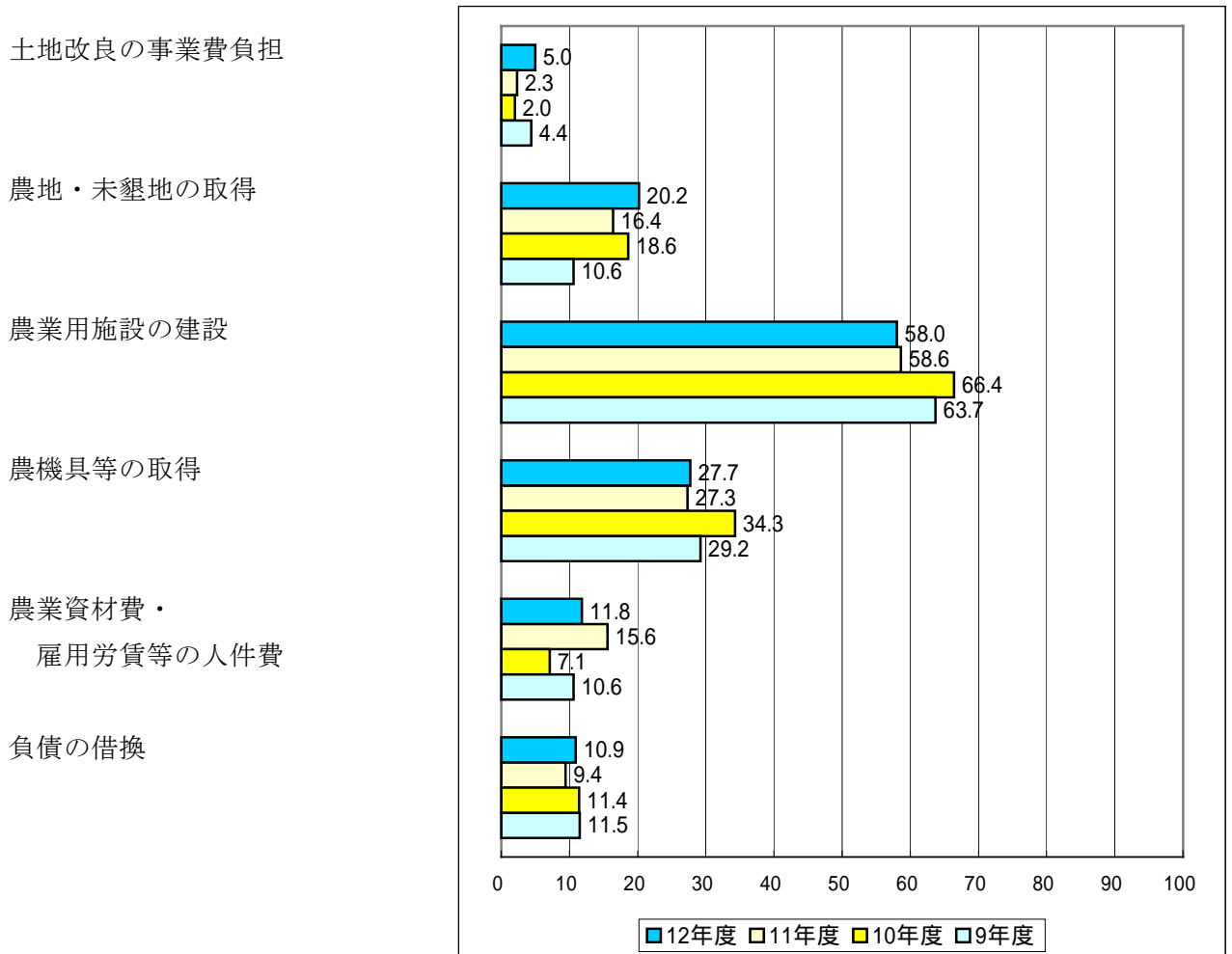


② 施設園芸型

平成12年度調査をみると、「農業用施設の建設」(58.0%)、「農機具の取得」(27.7%)、「農地・未墾地の取得」(20.2%) などとなっている。

前年度調査との比較をみると、特に大きな変化はみられない。

図16 今後の借入目的（施設園芸型）

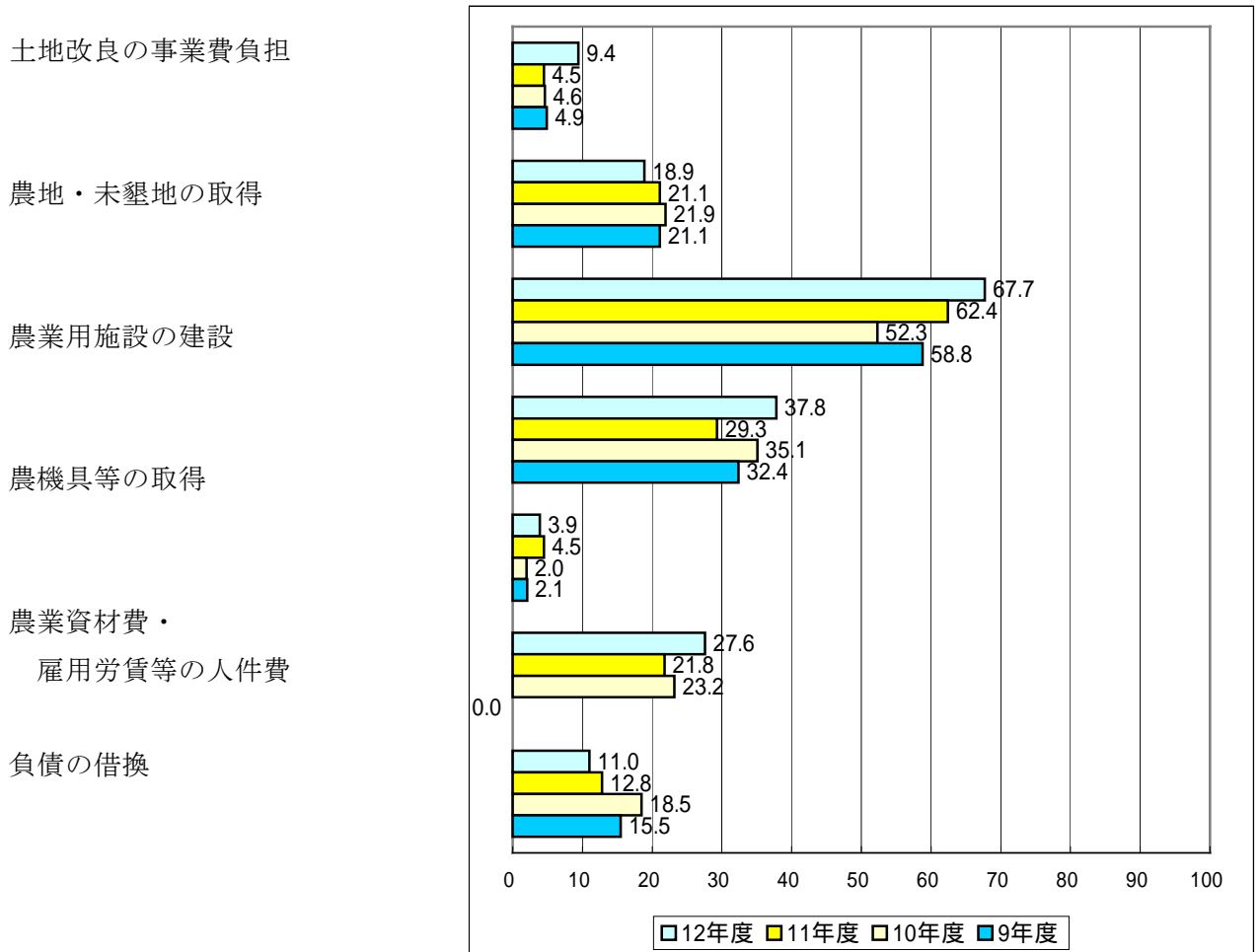


③ 畜産型

平成12年度調査をみると、「農業用施設の建設」(67.7%)、「農機具の取得」(37.8%)、「素畜導入費得」(27.6%)などとなっている。

前年度調査との比較をみると、特に大きな変化はみられない。

図17 今後の借入目的（畜産型）



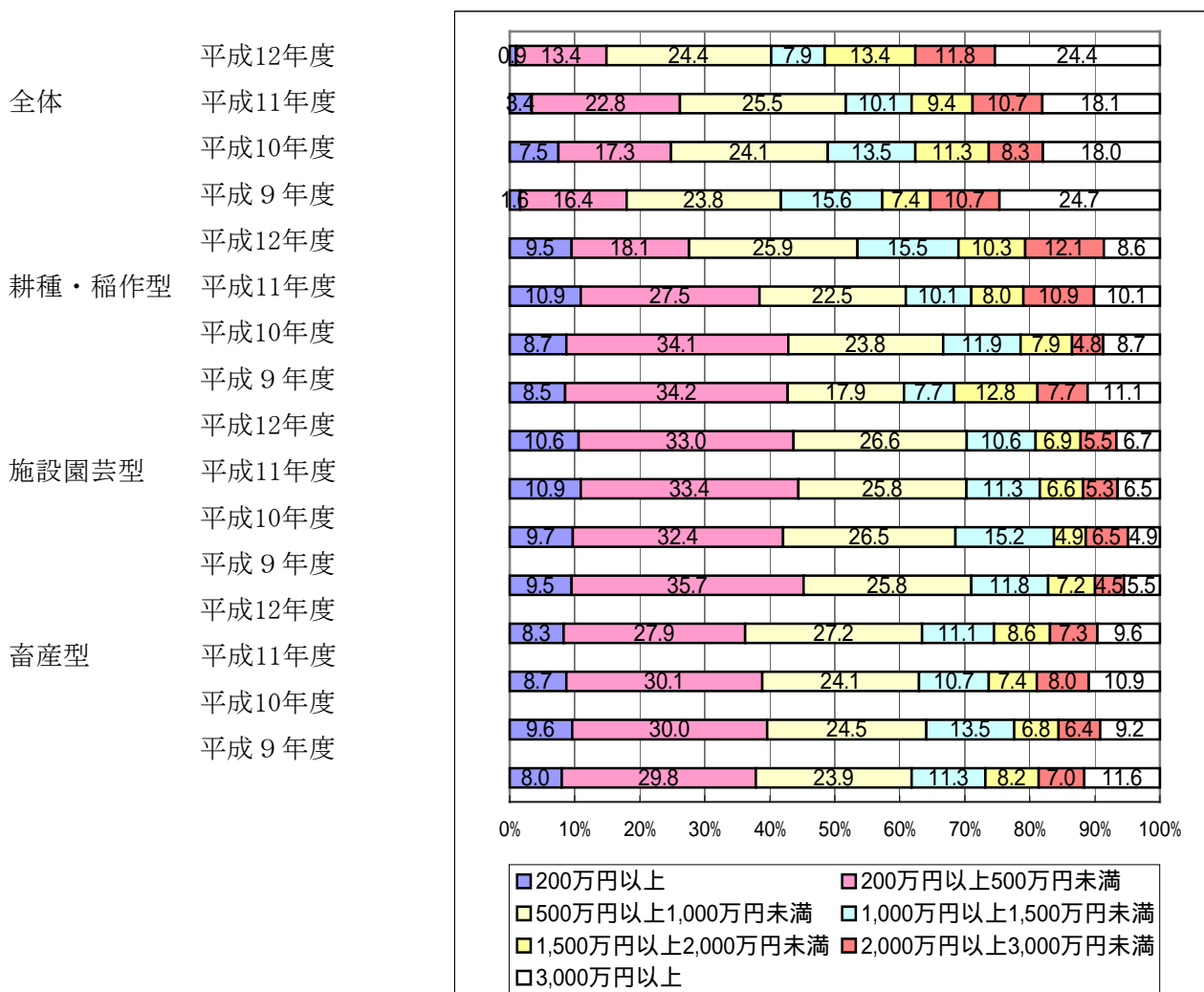
(3) 今後の借入予定額

農業長期資金の今後の借入予定額について 9～11年度調査と比較してまとめたのが図18である。なお、本設問は(1)で農業長期資金の借入予定があると回答した者を対象にしている。

平成12年度調査をみると、全体では 1,000万円未満の階層（61.7%）、1,000万円以上 2,000万円未満の階層（19.5%）、2,000万円以上の階層（18.6%）となっている。営農3類型別では、耕種・稲作型で 1,000万円未満の階層（71.0%）、畜産型で2,000万円以上の階層（35.4%）が全体より高くなっている。

前年度との比較をみると、全体では1,500万円未満の階層で減少し、1,500万円以上の階層で増加している。

図18 今後の借入予定額

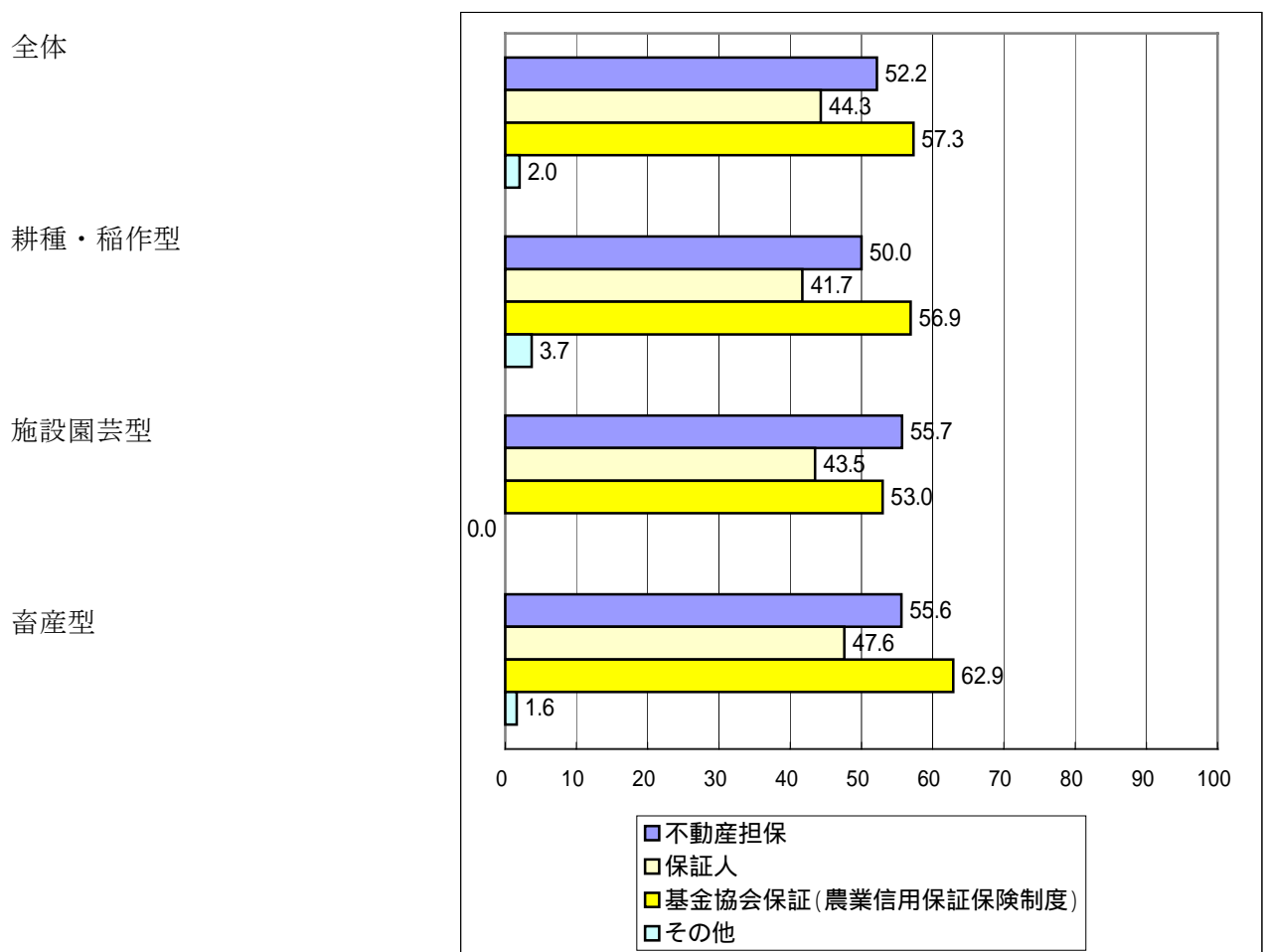


(4) 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措置①

今後、農業長期資金を借入れる時にどのような債権保全措置を利用するかをまとめたのが図19-1である。なお、本設問は(1)で今後の農業長期資金の借入予定があると回答した者を対象としている。

全体では「基金協会保証」(57.3%)、「不動産担保」(52.2%)、「保証人」(44.3%)などとなっている。

図19-3 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措置



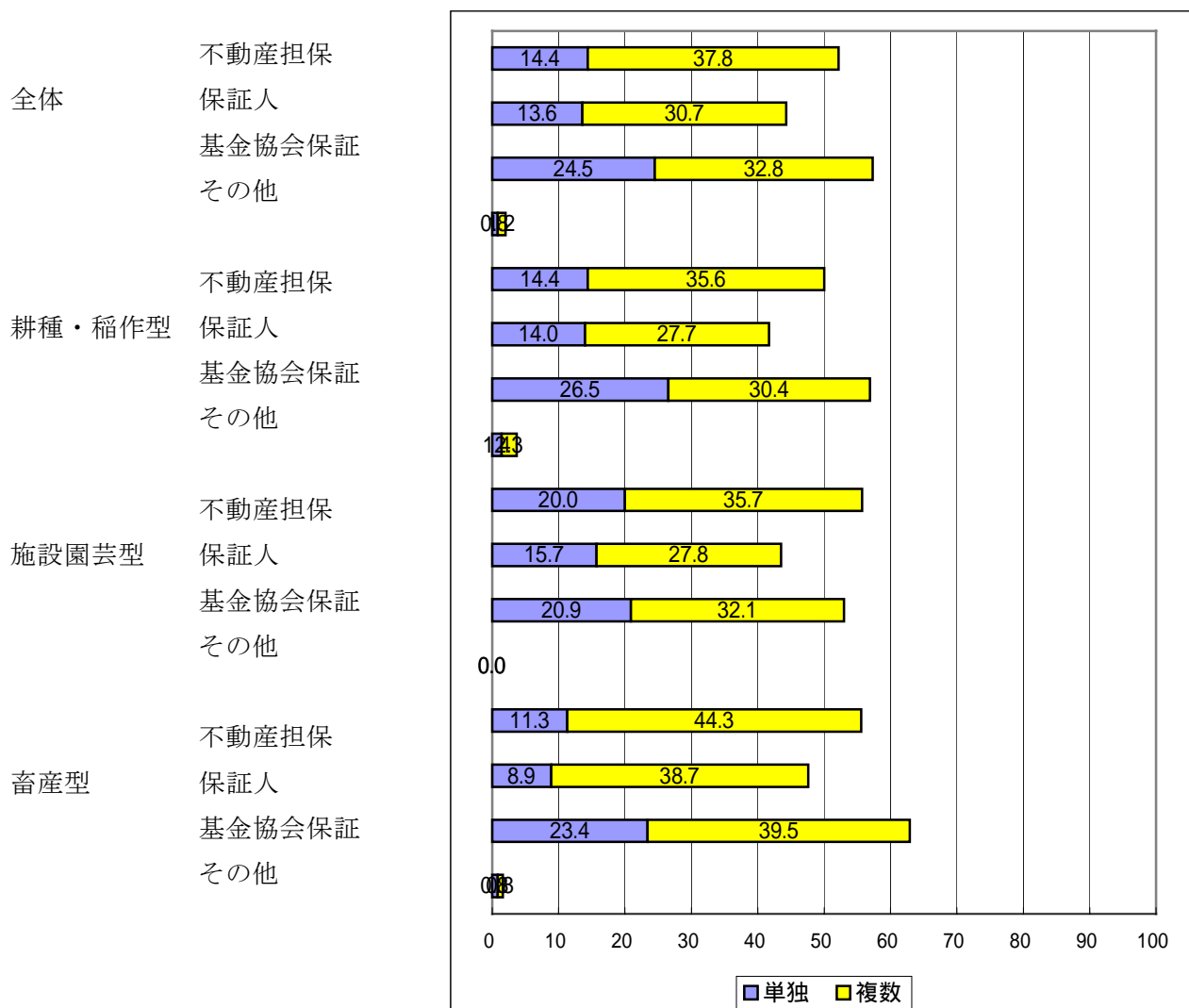
(5) 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措置②

図19-1で示した債権保全措置を単独で利用するか、或いは他の債権保全措置と合わせて利用するかをまとめたのが図19-2である。

全体では、その債権保全措置のみで利用する割合は「不動産担保」(14.4%)、「保証人」(13.6%)、「基金協会保証」(24.5%)となっており、「基金協会保証」を単独の債権保全措置として利用する割合が高い。

営農類型別では、耕種・稲作型で「基金協会保証」(26.5%)が全体と比較して単独で利用する割合が高くなっている。

図19-2 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措置

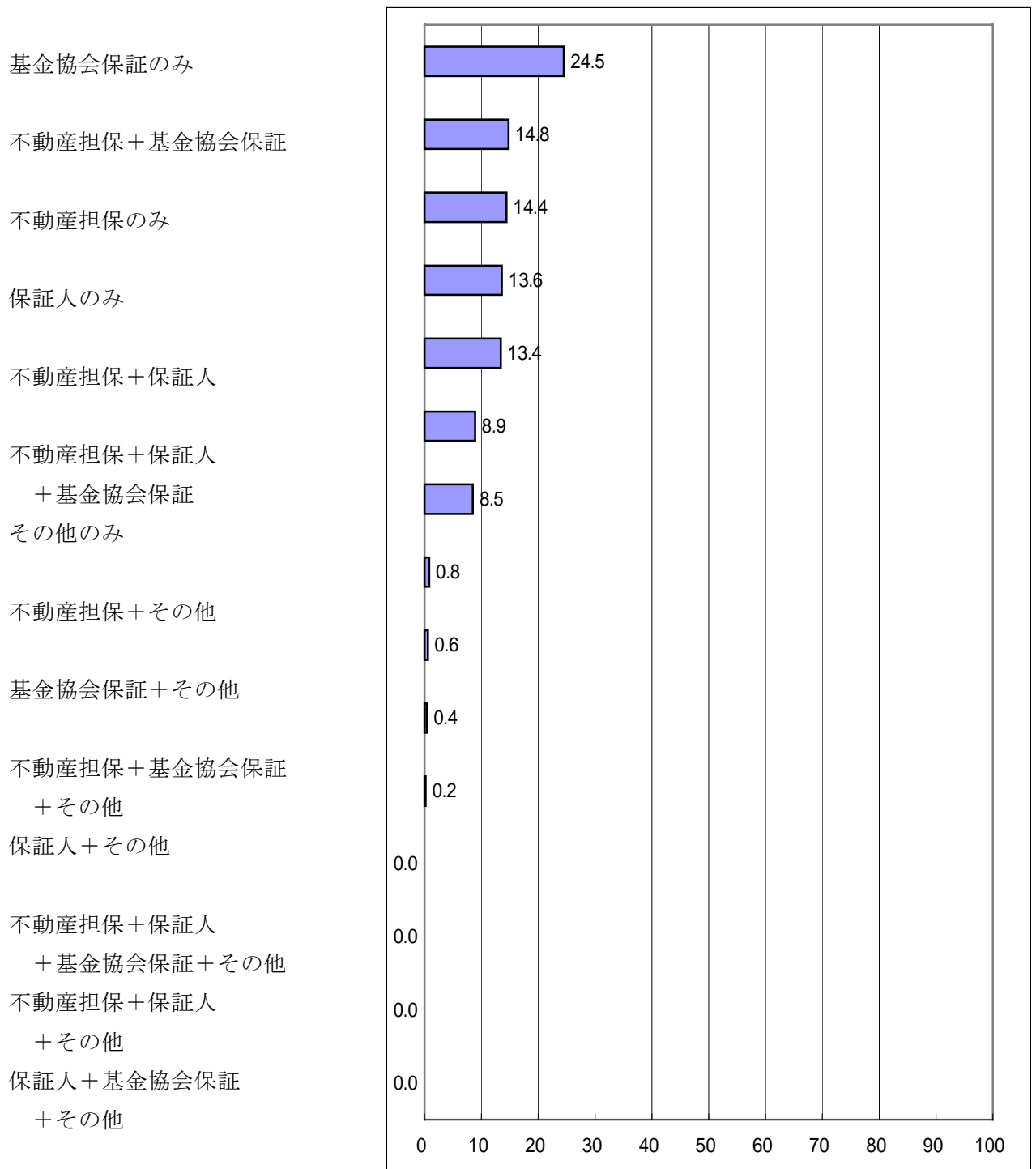


(6) 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措③

図19-1で示した債権保全措置をどのような組み合わせで利用するかをまとめたのが図19-3である。

利用割合が10.0%を超えているのは、「基金協会保証」のみ（24.5%）、「不動産担保」＋「基金協会保証」（14.8%）、「不動産担保」のみ（14.4%）、「保証人」のみ（13.6%）、「不動産担保」＋「保証人」（13.4%）となっている。

図19-3 今後の農業長期資金の借入に係る債権保全措置（全体）



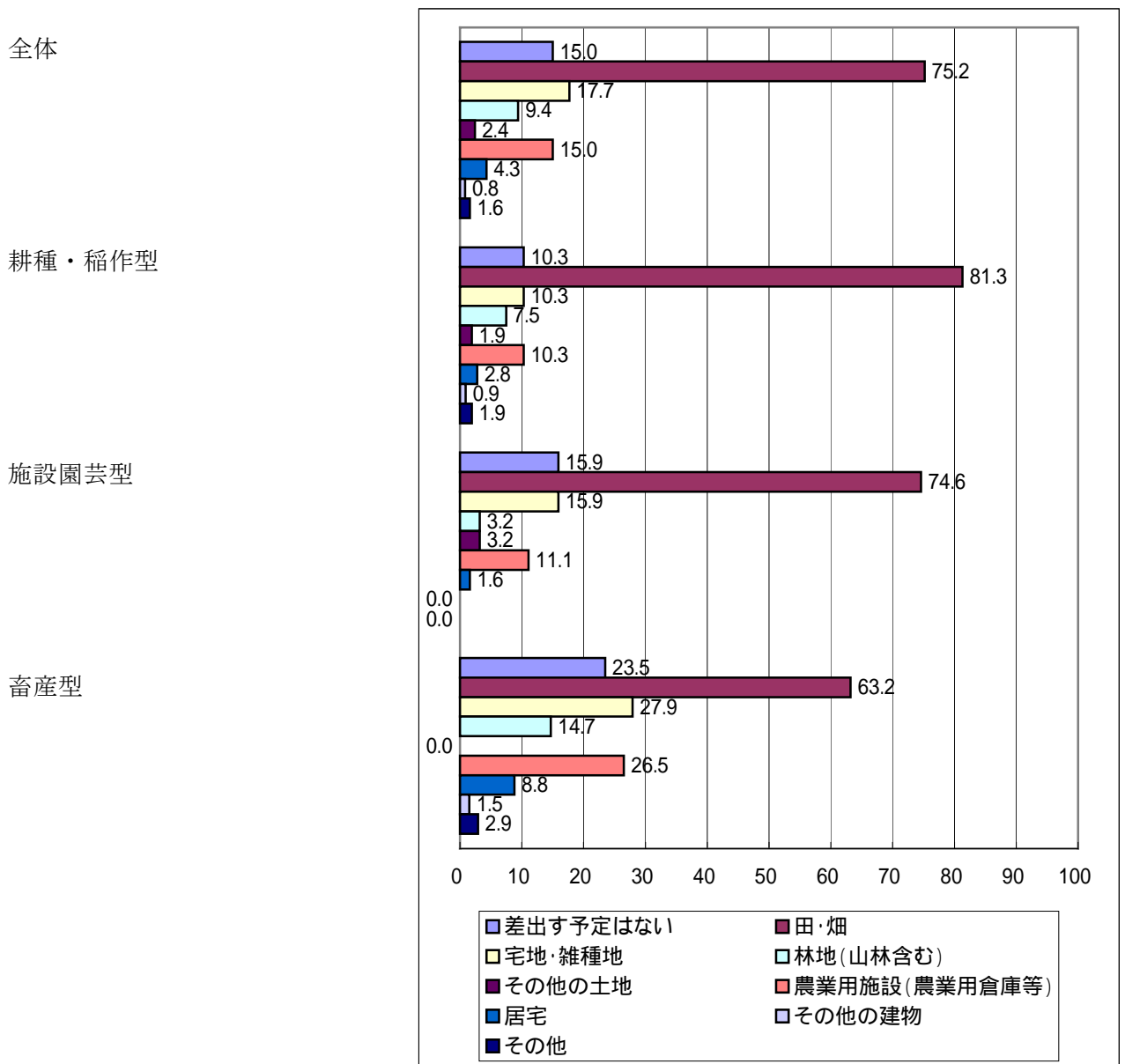
(7) 今後の農業長期資金の借入に係る不動産担保の種類

今後、農業長期資金を借入れる時にどのような不動産担保を新たに差出すかをまとめたのが図20である。なお、本設問は(1)で借入予定があると回答した者を対象としている。

全体では「田・畑」(75.2%)で、その他の選択肢は20.0%以下になっている。

営農3類型別では、畜産型で「宅地・雑種地」(27.9%)、「農業用施設」(26.5%)、「居宅」(8.8%)が全体より高くなっている。

図20 今後の農業長期資金の借入に係る不動産担保の種類



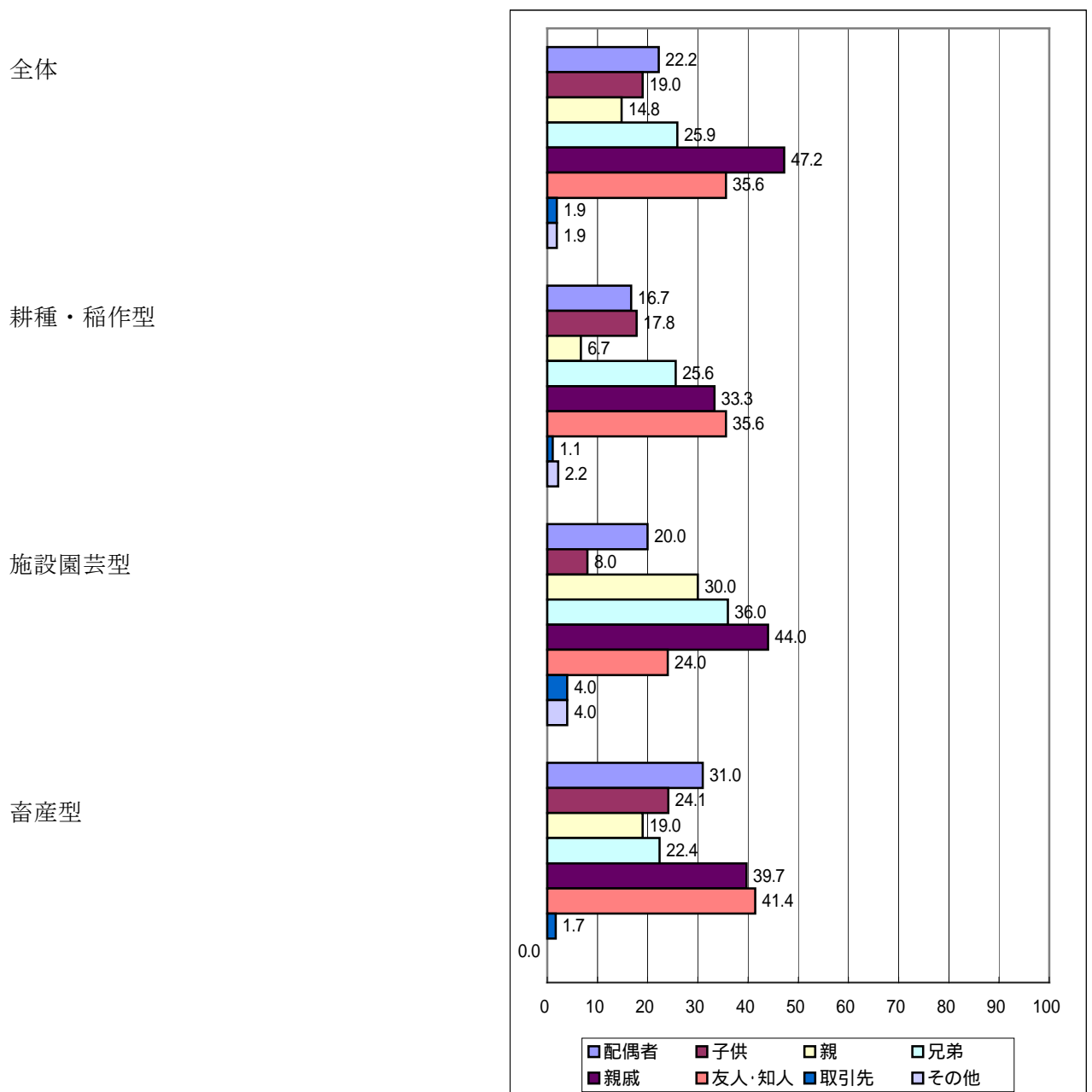
(8) 新たに差出す予定の保証人

今後、農業長期資金を借入れる時にどの保証人を新たに差出すかをまとめたのが図21である。なお、本設問は(1)にて農業長期資金の借入予定があると回答した者を対象としている。

全体では「親戚」(47.2%)、「友人・知人」(35.6%)、「兄弟」(25.9%) などとなっている。

営農3類型別では、耕種・稲作型で「親」(6.7%)が全体より低く、施設園芸で「子供」(8.0%)、「友人・知人」(24.0%)が全体より低く、「親」(30.0%)が全体より高くなっている。

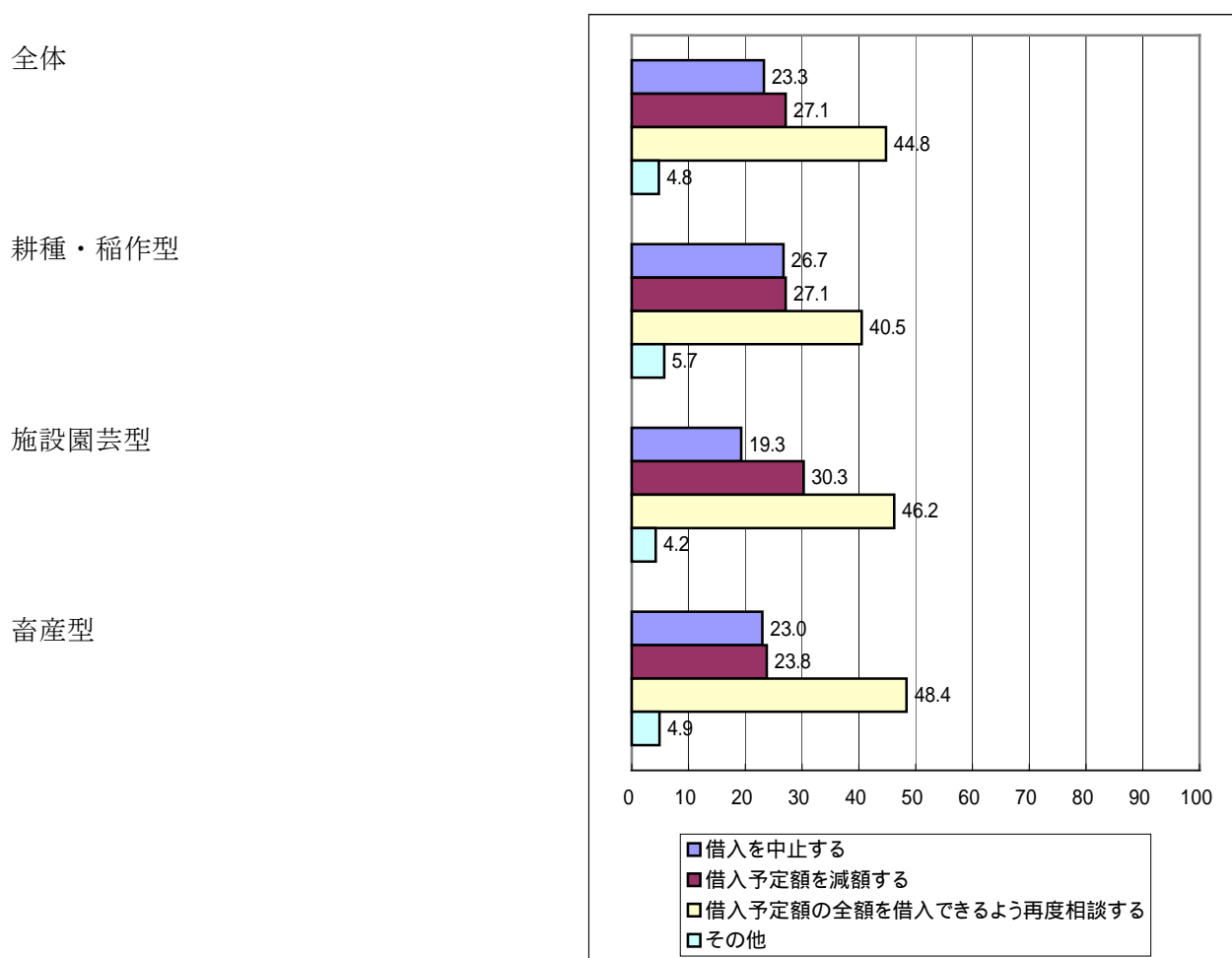
図21 新たに差出す予定の保証人



(9) 不動産担保等が不足するため借入希望額を借入れることができない場合の対応
 不動産担保・保証人の不足を理由に農業長期資金の借入希望額の全額を借入れることができない場合にどのように対応するかをまとめたのが図22である。

全体では「借入予定額の全額を借入できるよう再度相談する」(44.8%)、「借入予定額を減額する」(27.1%)、「借入れを中止する」(23.3%) などとなっている。

図22 不動産担保等が不足するため借入希望額を借入れることができない場合の対応



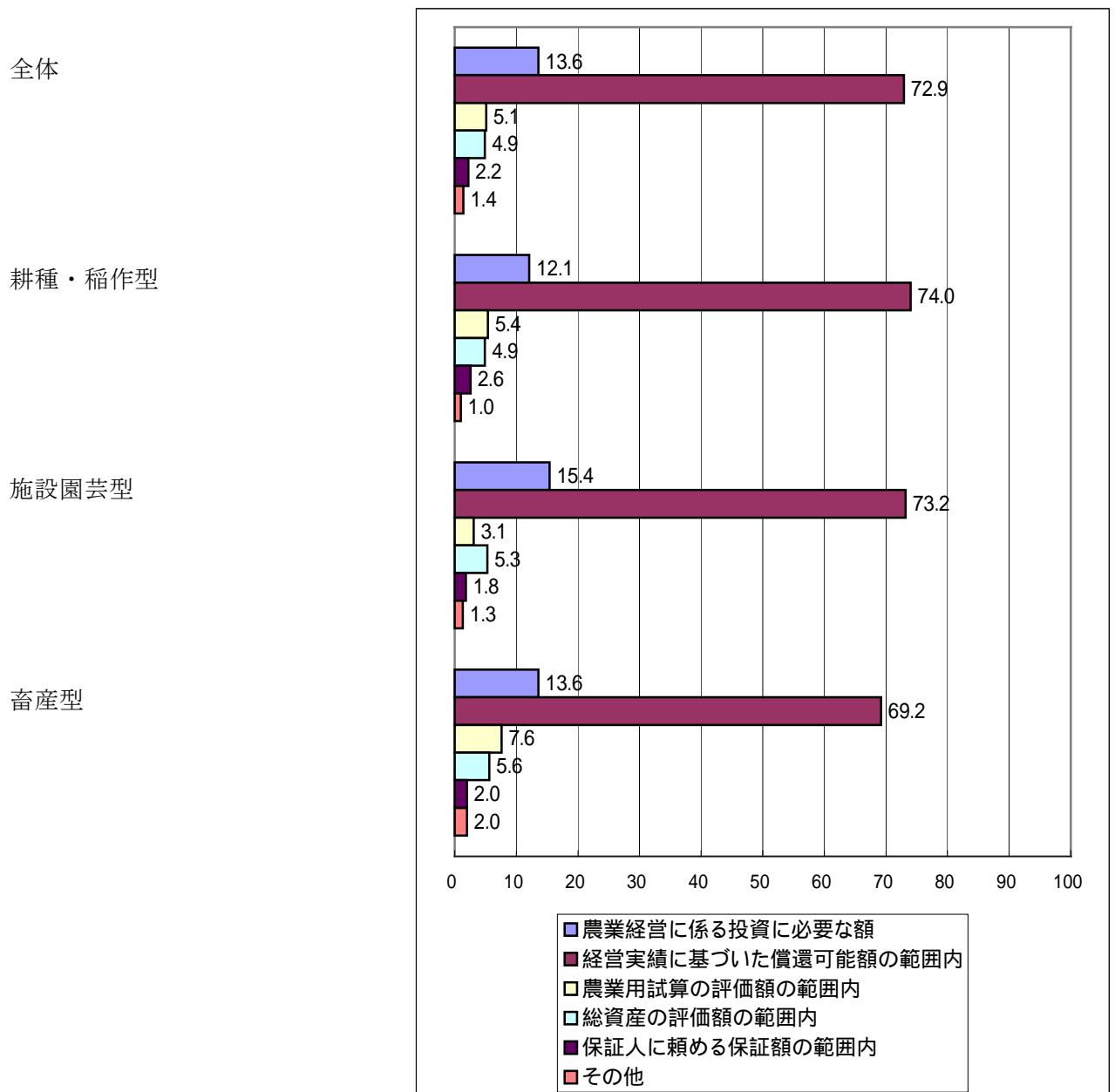
4. 借入限界額の基準

(1) 借入の限度額の基準

農業長期資金の借入を行う時に何を基準にその借入額の限界を考えるかをまとめたのが図23である。

全体では「経営実績に基づいた償還可能額の範囲内」(72.9%)、「農業経営に係る投資に必要な額」(13.6%)で、その他の選択肢は10.0%以下になっている。

図 2 3 借入限界額の基準



Ⅲ. 調査結果のまとめ

1. 経営動向

経営実績は、全ての営農類型で「あまり調子が良くない」と回答した農家の割合が、「順調に推移している」と回答した農家の割合を上回っている。特に、稲作、きのこ、施設花きの3類型は、「あまり調子が良くない」と回答した農家の割合と「順調に推移している」と回答した農家の割合の差がDI指数で50以上となっている。

当面の経営の見通しでも、全ての営農類型で「あまり調子が良くない」と回答した農家の割合が「順調に推移している」と回答した農家の割合を上回っている。

2. 資金借入動向

今後の借入予定は「1年以内に借入を予定」している農家の割合が前年度と比較して5.7ポイント減少し、「借入の予定はない」農家の割合が前年度と比較して3.0ポイント増加している。

今後借入予定をしている農家が減少している反面、借入予定額では、1,500万円以上と回答した農家の割合が前年度と比較して4.4ポイント増加している。

3. 債権保全措置

農業長期資金を借入れた時の債権保全措置としては、「保証人」(60.7%)が最も多く、「不動産担保」(59.9%)、「基金協会保証(農業信用保証保険制度)」(45.0%)などとなり、3つの債権保全措置に大きな差はみられない。しかし、今後農業長期資金を借入れる時に、農家が利用したいと考えている債権保全措置は「基金協会保証(農業信用保証保険制度)」(57.3%)が最も多くなっており、「不動産担保」(52.2%)、実際の債権保全措置として最も割合の高かった「保証人」(44.3%)となっている。「基金協会保証」を利用したいと考えている農家の割合が増えている(57.3%←45.0%)。

また、「不動産担保」「保証人」についてはいくつかの設問を設けている。

(1) 不動産担保

農業長期資金を借入れた時の債権保全措置として差出している不動産担保の種類としては「田・畑」(88.2%)が最も多く、「宅地・雑種地」(26.7%)、「農業用施設」(16.9%)などとなっている。また、今後農業長期資金を借入れる時に債権保全措置として新たに差出したいと考えている不動産としては「田・畑」(75.2%)、「宅地・雑種地」(17.7%)「農業用施設」(15.0%)などとなり、どの種類の不動産の回答割合も減少している。この理由として、債権保全措置として「基金協会保証(農業信用保証保険制度)」を利用したいと考えている農家の割合が増えていること、以前に差出している不動産担保のみで、今後の借入の債権の保全が可能と考えていること、などが考えられる。

また、不動産担保を差出すにあたっての不満についての設問を設けているが、「不動産担保を妥当な価格で評価しないこと」(84.4%)が最も多く、「農業用建物を不動産担保として認めないこと」(20.5%)などとなっている。

(2) 保証人

農業長期資金を借入れた時の債権保全措置として差出している保証人と債務者との関係については「親戚」(65.4)%が最も多く、「友人・知人」(46.0%)で、その他の選択肢の回答割合は10.0%以下になっている。また、今後農業長期資金の債権保全措置として差出したいと考えている保証人としては「親戚」(47.2%)、「友人・知人」(35.6%)の回答割合が実際に差出している保証人と債務者の関係の割合より減少し、「兄弟」「配偶者」「子供」「親」などの回答割合が増えている。この理由として、保証人と頼みずらい関係として「友人・知人」(75.2%)、「親戚」(60.9%)など、血縁関係の薄い選択肢の回答割合が高い割合となっていることが考えられる。

これらの債権保全措置が不足であることを理由に借入予定額の全額を借入することができない場合の対応について設問を設けている。「借入予定額の全額を借入できるよう再度相談する」(44.8%)が最も多く、「借入予定額を減額する」(27.1%)、「借入を中止する」(23.3%)などとなっており、農家は債権保全不足を理由として借入予定額の全額を借入できない場合でも、やはり、借入予定額を全額借入したいという意向がでて

4. 借入限界額の基準

農業長期資金の借入を行う時に何を基準にその借入額の限界を考えるかという設問を設けている。「経営実績に基づいた償還可能額の範囲内」(72.9%)が最も多く、「農業経営に係る投資に必要な額」(13.6%)が続く。主要な債権保全措置として使われている不動産担保、保証人などに関する選択肢である「農業用資産の評価額の範囲内」「総資産の評価額の範囲内」「保証人に頼める保証額の範囲内」はそれぞれ10.0%以下に止まっている。

第3章 現地実態調査の結果

これまで、第1章では農協における融資審査時に必要な農家の経営内容に関する情報と債権保全措置を主眼としたアンケート調査の結果を、第2章では農家の借入動向及び債権保全措置に対する実態及び意向などを主眼としたアンケート調査の結果を述べてきたところである。本章では、農協及び農家のさらに具体的な実態を把握するため現地実態調査を実施し、その結果について述べるものである。

現地調査の選定については、農協アンケート調査における回答内容を参考に全国から4農協を、また、その4農協管内における農家を農協から選定していただき、本調査の検討委員及び事務局が分担して聞き取り調査を行った。

調査対象農協及び農家は表1に示すとおりである。

表1 現地実態調査対象農協及び農家

(単位：人、百万円、%)

	A県 A農協	B県 B農協	C県 C農協	D県 D農協
組合の区域	9町1村	2市4町4村	5町	2市7町
組合員数	15,297	24,742	13,363	19,739
(うち准組合員数)	2,368	5,254	4,184	5,068
職員数	701	1,376	376	707
貯金残高	82,328	212,295	114,638	63,688
貸出金残高	31,334	65,454	26,658	21,212
貯貸率	38.1	30.8	23.3	33.3
調査対象農家	農家a 法人 施設野菜	農家b 法人 施設野菜	農家d 法人 施設花き	農家f 個人 経営主 80才 養豚(一貫)
		農家c 法人 きのこ	農家e 個人 経営主 50才 施設花き	農家g 個人 経営主 77才 施設花き

(注) 農協データは平成11事業年度の数値である。

以下、表1の順序に従って調査結果の概要を述べる。

1. A農協

(1) 地域の農業と農協の概要

当農協は、A県北西部9町1村を区域とし、平成8年4月に、8農協の合併により設立された。組合員数は、15,297人（うち准組合員2,368人）で、農協の職員数は701人、うち信用事業は119人（うち運用35人）である。また、支店数は、旧8農協本所を総合支店として計27の支店からなる。

基幹作物である稲作を中心に麦、大豆、飼料作物の本作化と集団化、野菜、園芸作物の推進、畜産振興により、農家所得の向上に取り組んでいる。

貯金残高は、82,328百万円（前年比99%）、貸出金残高31,334百万円（同105%）、長期共済保有高969,363百万円（同98%）、販売取扱高16,611百万円（同87%）うち米穀11,782百万円（うち自流通米が89%を占める）、畜産3,833百万円（主に肉牛、子牛）となっている。

(2) 信用事業の概要

農協信用事業の主勘定の概要は表2のとおりである。

表2 信用事業関係主要勘定残高

（単位：百万円、%）

	9年度	10年度	11年度
貯金	85,382	83,333	82,328
預金	52,645	52,667	46,162
貸出金	29,490	29,810	31,334
貯貸率	34.5	35.6	38.1

貯貸率の上昇は、貸出の伸びと貯金の減少によるもので、貯金は米代金の減少、生活費への流出により3年連続減少しており、12年度も同様な傾向と見ている。

11年度の貸出金の伸びは、組合員の土地資産の有効活用や貸貸・事業施設等の資金に積極的に対応したこと、マイカーローン、教育ローンのキャンペーンの実施による増加であるが、12年度は再び減少している。

貸出全体では、前年同期比97.3%と減少している中で、住宅ローンの前年同期比は122.1%と増加が大きい。

12年12月末現在における貸出残高を資金別にみると表3のとおりである。

表3 最近の貸出金の状況

(単位：百万円、%)

	12年12月末 (A)	11年12月末 (B)	(A)/(B)
短期	5,986	6,945	86.2
(組合員貸越)	2,645	2,708	97.7
(当座貸越)	1,586	1,495	108.7
長期	21,841	21,656	100.9
一般資金	13,124	13,515	97.1
ローン資金	6,660	5,835	114.3
(うち住宅資金)	4,129	3,382	122.1
制度資金	2,049	2,305	88.9
(うち近代化資金)	620	683	90.8
(うち公庫資金)	1,125	1,291	87.1
合 計	27,827	28,601	97.3

(3) 債権保全措置の対応状況

当農協の融資時における債権保全措置として、基本的には、基金協会の保証対象資金は、基金協会保証に付することとしており、協会の保証対象外の案件は、貯金・共済担保を除き、農協で定めた「担保・保証徴求要領」に基づき処理される。

要領の具体的な内容としては以下のようなことが挙げられる。

- ① 固定資産の取得又は増改築に要する融資については、取得又は増改築する固定資産及び敷地を担保に徴する。
- ② 連帯保証人は農協の定款で定める地域に住所を有する個人・法人とする（融資先の同一家族の保証は特に必要と認められる場合を除き、徴求しない）。
- ③ 不動産担保のみの貸付は、担保評価額が被担保債権額に125%を乗じた金額以上であること。
- ④ 個人の保証のみの貸付については、2名以上（うち1名は正組合員）の保証人を徴求する。ただし、貸付金額3百万円以下については、正組合員1名とすることができる。

この他、貸出累計額が多額、貸付期間が10年超、負債整理資金等も債権保全措置をとることとなっている。ただし、いずれの規定も「原則として」であり、弾力的運用は可能であるとしている。

債権保全措置の弾力的運用の具体的な例としては以下のようなことが挙げられる。

- ① 不動産担保が農地でも場所により宅地並みに評価
- ② 不動産担保の評価額の不足を保証人の追加によりカバー

このような弾力的取扱は地域の要請（融資先の育成・事業の必要性・行政の支援）によるもので生産法人が主であるとのことである。

(4) アンケートの補足等

① 経営情報の収集・管理

法人については、総合支店ごとに毎年決算書を取り寄せ財務分析を行っているが、個人については融資の申込時点で初めて情報収集し、特段の管理は行っていない。

販売、共済はデータベース化されているが、農家ごとの経営面積や家畜飼養頭数などのデータがないため、組合員台帳の再整備をしつつあり、いずれ、経営管理情報のデータベース化を考えている。融資審査の際、信用評定表に共済の契約状況、購買・販売の実績を記入する欄があり、それぞれの担当部門（のデータベース）から検索し記入する。その他農産物の市場動向等JA内で不足する情報については普及センター等から入手する。

② その他

今後、債権保全措置が不足する農家への融資の需要が増加すると見ており、その対応に必要なことは、「経営実績を評価するノウハウの蓄積」、「審査能力の向上」、「経営実績を把握する体制の整備」をあげているが、具体的な対策は講じられていない。職員の研修についても県信連に出向（1名）させる程度で特に体系だった研修制度はなく、金融専門の人材育成が課題となっている。

（大島 利和）

2. 農家 a (A農協管内)

農家 a は、施設野菜の生産法人である。

年齢	営農類型・規模	労働力	H12売上	経営動向
53才	施設野菜 イチゴ 1ha	家族：3人 常雇雇用：4人 臨時雇用：6人	38百万円	当面の見通し 変わらず

借入金の現状	今後の借入予定
長期 23.5百万円 (L資金、近代化資金など) 短期 0.1百万円 (S資金極度額 35百万円)	あり (20~30百万円) 規模拡大 (施設建設、農機具取得)

(1) 経営の特徴

当法人は、当農協管内では唯一のイチゴ栽培専業の1戸1法人(平成8年12月に法人化)で、認定農業者、法人協会会員として地域の中心的な役割を担っている。現在の栽培面積は約10,000㎡(ハウス栽培)。従業員は、当法人代表者とその妻子のほか常時雇用4人、パート6人である。イチゴの出荷、金融窓口は農協のみである。

(2) イチゴの栽培に至る経緯

当法人の代表者は、養豚経営を経て、昭和57年にイチゴを中心とした施設野菜経営に転換した。その後、栽培技術の研鑽に努めながらハウス面積を逐次拡大し、昭和60年頃からイチゴ栽培が中心となる。平成2年からイチゴのみとし、農業改良資金を借入、鉄骨ハウス2,000㎡を増設、平成7年にはスーパーLにより鉄骨ハウス6,500㎡を増設した。平成8年12月には、雇用の安定と社会保険等福利厚生の実施のため法人化して現在に至る。

(3) 経営の概要(12年6月末)

売上高：38百万円(全量農協出荷)

当期利益：15百万円(当期末繰越損失6百万円)

12年から品種を変えたこともあり、3期続いた赤字も4年目で漸く黒字に転換した。

借入金：長期資金23.5百万円(近代化資金、農業改良資金、スーパーL)

短期資金 0.1百万円(スーパーSの極度額35百万円)

借入金は全額農協から

経営理念：味にこだわったイチゴ栽培（土づくり）

従業員のための充実した社会保険と雇用の安定・労働環境の改善

(4) 今後の目標

まず現在の規模で目標とした売上をクリアーすること。

次に所得の向上を図るため50トン以上の出荷を目指し規模拡大を考えているが時期は未定（代表者1人による経営管理の限界があり、今後の課題となっている）。規模拡大には、20～30百万円（施設の建設、農機具等）の借入が必要と考えている。その際は不動産担保（田畑）と基金協会保証を予定している。

味にこだわり、できるだけ完熟状態で消費者に届くように出荷したい。現在は3分の1が地元で他は近隣の消費地に出荷されているが、今後は地元での完熟ものの販売を増やしたいと考えている。

(5) 意見・要望等

- ① これまでの資金借入にあたり提供した不動産担保の評価が低いことに対し、適正な評価をしてほしい（今後若い人が農業に就いたり又は規模拡大することがますます困難となるから）。
- ② 不動産担保等を差し出し、さらに基金協会保証を付けることに対する疑問がある。
- ③ 近代化資金と公庫資金の返済期日の設定について、イチゴのシーズンが終わる6月を償還日として希望したが、12月しか認められなかった。償還期日は経営類型によって販売代金が入る時期が異なる。その経営に応じた償還日の設定が出来るようにしてほしい。
- ④ 手続きに必要な書類は、最初にまとめて言ってほしい（次々と資料要求があり自分で作成できないものは、その都度データをそろえて普及センターなどに相談することになり時間も掛かる）。
- ⑤ スーパーSの口座からは、借入金の返済ができないため、販売代金を複数口座に分けて入金するのは繁雑であり、資金管理が複雑になる。経営にかかる支払はすべて販売代金であり、全額農協に入金されるのだから、1口座で管理できるようにしてほしい。

これらの意見・要望は、不動産担保の評価の仕方・掛け目や基金協会保証制度の趣旨について、債務者に十分な説明やPRが行われていれば、ある程度理解が得られるものと思われる。今後ますます基金協会保証の需要が増加することが予想されるが、保証制度の十分な説明が必要と思われる。又、償還期日の問題は、利子補給等の関係でシステム化されているためと思われる。低金利下にあつて制度資金のメリットが希薄になっていると言われる状況にあつて、この例のように返済時期が6カ月も先になるとますます制度資金のメリットが小さくなる。貸付金の適時回収、支払利子等の軽減のため早急な改善が望まれる。

（大畠 利和）

3. B農協

(1) 地域の農業と農協の概要

当農協は、2市4町4村を区域とする広域合併農協である。当地域では何度か農協合併が行われており、現在の農協は平成8年に5農協が合併して設立された。

区域内の農家戸数は15,623戸、うち専業農家は1,880戸であり、認定農業者数は555名である。耕地面積は12,220ha、農業粗生産額は29,500百万円であり、その構成は米穀32%、畜産18%、きのこ17%、野菜12%、果実11%などとなっている。

組合員数は24,742人（うち准組合員5,254人）で、職員数は1,376人、店舗数は33である。

主要事業の実績は、農産物の販売額が20,500百万円であり、うち米が6,500百万円、きのこが4,000百万円、畜産2,700百万円、野菜2,400百万円、果実2,400百万円、花卉1,500百万円などとなっている。また、生産購買品の供給高は6,900百万円、生活購買品は12,000百万円である。

(2) 信用事業の概要

信用事業については、主要勘定を表4に示した。貸出金について若干補足すると、11年度末残高のうち制度資金は公庫資金が3,100百万円、近代化資金は1,400百万円である。また、相手先別にみると、組合員が残高の6割を占め、次いで地方公共団体が3割、その他員外が1割となっている。

ディスクロージャー誌によれば、リスク管理債権は約1,400百万円、うち破綻先債権額は70百万円である。なお、当農協の自己資本比率は19.78%と、かなり高い。

表4 信用事業関係主要勘定残高の推移

(単位：百万円、%)

	9年度	10年度	11年度
貯金	207,604	211,895	212,295
貸出金	61,600	64,644	65,454
貯貸率	29.7	30.5	30.8

(3) B農協における融資と債権保全措置

① 基本的な考え方

当農協が組合員に配布している「貸出運営の考え方」によれば、融資審査の最大のポイントは「資金が有効に活用され、利用者の経済的な地位の向上と地域の発展に寄与する」ことにあるとしている。債権保全措置である不動産担保・保証人の徴求は、考え方としては副次的な位置付けである。

この考え方は規定の表現にも現れている。債権保全措置の扱いは資金種類ごとに要綱で定められており、その規定ぶりは、農業資金および組合員向け融資では、「必要

により」債権保全措置をとることとし、具体的には決定権者に任されている。

ちなみに当農協の融資にかかる決定権限は、組合長 200百万円、常務50百万円、部長30百万円、支店長10百万円である。逆に、要綱に債権保全措置をとる旨の定めがある場合に、債権保全措置をとらないという決定を行うことができるのは、その融資の決定権限にかかわらず組合長となっている。

② 実務上の取扱

しかし、実務面では不動産担保、保証人等の債権保全措置をとるのが基本であるという。不動産担保をとるかどうかを決める目安は総与信額5百万円というラインであり、これを超える場合は原則として不動産担保を徴求している。その理由は、農業経営の悪化が最終的には農協の融資にはねかえることが多いため、その処理を円滑に行うためには債権保全措置が必要である、というものである。

当組合が融資について不動産担保をとらないのは、つぎの2つの場合である。

第一は、一定の条件を満たす農業資金である。一定の条件とは「出荷、資材購入、代金入金のすべてで農協を利用し」、かつ「営農指導員が日ごろ接触している」組合員であることである。特に営農指導員との接触を重視している。それは日ごろ組合員と接触していれば、経営内容を十分に把握することができ、そのような情報を持つことが実質債権保全措置となると考えているからである。これは、組合員の営農を経営として捉えているという意味で、事業金融に近い考え方であると思われる。

第二は、事業の企画段階から農協が関与している場合である。当農協が不動産担保をとる理由のひとつは、内容を把握できない事業は相手まかせだからということにある。農協が関与している事業であれば、便宜をはかる余地、つまり不動産担保なし、あるいは、不動産担保が不足しても対応する、といったことが可能である。

これは理事会も認めており、「組合員経済のためになるのであれば、若干不動産担保が足りないぐらいならいいではないか」というのが共通の考えになっているという。

③ 早期是正と債権保全措置

債権保全措置が不足する融資は、資産の自己査定等で問題になる可能性がある。

しかし、現在までのところ、後に紹介する不動産担保が不足する案件について、中央会の監査や県の検査で指摘されていない。その理由は、基金協会保証付きということもあろうが、不動産担保の徴求について当組合の方針が理解を得ている面があると考えられている。

ただし、借入者の経営が悪化すれば、分類債権になるのは当然である。借入者の経営の悪化は最終的には融資の質の低下として現われることが多い。このような経営状況の変化は、貸越しの極度額の見直し時などに兆候を把握することが可能であり、追加で新たな不動産担保をとったケースもある。

(田中 久義)

4. 農家 b (B農協管内)

農家 b は、施設野菜（ネギ、イチゴ）の生産法人である。

(1) 経営の概要

当法人は、平成11年設立、同12年生産・販売開始という新しい法人である。生産品目は薬味用ネギ、イチゴであり、水耕栽培による施設型で生産している法人である。資本金は10百万円、出資者である社員は3名、雇用者数はパート12人を含み20人であるが、今後イチゴの出荷時にはさらに10名程度のパートが必要という。

(2) 設立の経緯

会社設立の中心メンバーである現代表は、もともと果樹（りんご）専業であったが、天候不順等による不安定な経営を余儀なくされたため、安定性と今後の成長性を考慮して転換した。生産方式である水耕栽培には以前から関心をもっており、国等の助成措置などを含め継続的に情報を収集していた。また、品目については、需要が安定していることと、近隣の消費地への販路確保に目安が付いたことでネギを中心とした。品種については、地元の農業試験場で2年間の試験栽培を経て決定している。また、イチゴは、季節的な現金収入を目的としている。

当初は社員8名5ha規模での事業構想であった。しかし、この規模では投資額が大きすぎるため、先に述べたような規模に縮小して3名で設立した。

総事業費は538百万円であり、45%は国庫補助、残りを近代化資金200百万円、資本金10百万円、そして農協プロパー資金86百万円を借入れて調達した。当初はL資金を利用する構想であったが、県内では例がない新規分野であったため、県内関係先の同意が得られず、断念したという。これに加え、不動産担保が不足していたこともその理由であったとみられる。

(3) 基金協会保証について

借入時に、所有不動産はすべて担保として提供した。保証は、基金協会保証を得られなかったため、個人保証のみである。基金協会保証が無理であった理由は、L資金の借入れができなかったものを基金協会が保証するのは難しいということであったという。これもあって、結果的には担保充足率が1割程度不足した。

借入者としては、事業計画が適正に評価されれば債権保全措置の不足は問題にしなくてもよかったのではないかと、いう。その背景には、例えば年間7回転とみていた生産が、実際には8.5回転は可能であることが明らかになるなど、計画それ自体をかなり堅実に策定したという意識がある。その意味では、当社は事業内容を重視した融資を求めているといえ、事業金融的な考え方をとる当農協の考え方もマッチしている。

このような考え方もあって制度資金についてはつぎのような要望が出された。それは新しい農業を立ち上げるには国の補助事業が利用し易い面があり、これを利用した事業と制度資金とをセットにする必要があるのではないかと、いうことであった。

(田中 久義)

5. 農家c（B農協管内）

農家cは、キノコ（ぶなシメジ）の生産法人である。

(1) 経営の概要

当法人は、平成5年に設立され、現在8期目に入っている「ぶなシメジ」を生産している農事組合法人である。雇用は専従が48人、パート83人規模である。

この法人設立構想それ自体は、B農協が発案したものであった。組合員はB農協の参加呼び掛けに応じた5戸の農家であり、それぞれ異なる地区に居住している。応募した理由は、個人経営では後継者問題など継続性に欠けるが、法人経営ならばそのような問題はない、と考えたことである。組合員の中にはキノコ栽培の経験者はいなかったが、プラント管理さえできれば十分やれると判断した。なお、キノコ生産は共同であるが、組合員は稲作も行っており、この部分は個人経営である。

(2) 投資の概要

生産設備は、建物面積約9,600㎡、保育ビン数2百万本である。これに要した総投資額は1,622百万円であり、資金調達は、補助金733百万円、残り889百万円をL資金、近代化資金、そして農協プロパー資金の組み合わせで借入れた。

問題になったのは不動産担保不足であった。不足した理由は投資額の拡大であった。当初の投資額は約600百万円であり、この規模であれば不動産担保は十分であった。

しかし、補助事業としての要件や生産性の確保の観点から投資額が膨らんだため、所有農地・不動産をすべて担保として提供しても約1割不足した。先の3種類の借入金には基金協会保証が付されることが了解されていたため、不動産担保が不足する部分のリスクをどの機関がどのように負担するかが問題となった。

見方が分かれたのは、誰が行うべき事業なのかという点であった。農協がやるべき事業を組合員にやらせたという見方に立てば、農協が自ら行うべき事業なのだからリスクは農協が負担すべきことになる。農協は、あくまで組合員が行う事業であるとの立場から、プロパー資金の融資に加え、組合員のための債務保証機能の活用をも検討した。しかし、関係先の理解がえられず取りやめとなった。

最終的には、村当局が地域の雇用確保の観点から事業の推進に積極的な姿勢を示したことを契機として歩み寄りがみられ、不動産担保は公庫、農協、基金協会が同順位で設定する形で、リスクを分担することとした。当法人のケースは、農業金融に関する団体が不動産担保不足の与信を行ったこととともに、リスクを均等に負担した事例として注目する必要がある。

（田中 久義）

6. C農協

(1) 地域の農業と農協の概要

当農協は、平成4年の5農協合併により設立された。平成11年度末現在の組合員数は、13,363人（准組合員数 4,184人を含む）、組合員戸数は10,674戸（准組合員戸数 3,290戸を含む）である。このとき、5町の総世帯数が約2万戸であることを考慮すると、当農協の管内が農業のウェイトの相対的に高い地域であることが確認できる。

管内の農業生産を平成11年度販売事業の実績からみると（表5）、総額10,983百万円のうち果実が8,930百万円（合計金額に占める割合：81%）を占めており、管内農業の中心が果樹作であることが確認できる。また、同年度果実販売実績の内訳を見ると、桃・柿の占める割合が高い。また、果実に続く品目としては、野菜が1,289百万円（同：12%）、花き類が458百万円（同：4%）の販売高となっている。

表5 販売事業実績の推移（平成8～11年度）

（単位：百万円、%）

種 類		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
米・麦		262	2	136	1	97	1	73	
野 菜	タマネギ	247	2	202	2	261	2	131	1
	その他	1,182	8	1,282	10	1,231	10	1,158	11
	小計	1,429	10	1,484	12	1,492	12	1,289	12
果 実	桃	4,162	28	3,346	27	2,631	21	2,670	24
	みかん	2,152	15	826	7	1,790	15	894	8
	柿	3,069	21	2,582	21	2,965	24	2,384	22
	その他	2,854	19	3,148	26	2,595	21	2,980	27
	小計	12,237	84	9,901	81	9,981	81	8,930	81
花き類		568	4	555	5	533	4	458	4
その他		142	1	187	2	157	1	143	1
合計		14,638	103	12,263	103	12,260	103	10,983	100
			0	3	0	0	0	3	0
			13		11		11		10
			3		2		2		0

注) 合計欄の下の数字は平成11年度実績を100とした場合の指数を示す。

一方で、販売事業実績の推移（平成8～11年度）をみると、合計では、平成8年度の14,638百万円から11年度の10,983百万円へと約25%の減少となっている。この要因については、果実（桃・柿）における近年の傾向的な販売額減少が大きく影響している。また、隔年結果減少（表年・裏年の繰り返し）による豊凶差のために単純には比較できないが、近年の傾向的なみかん作の不況もその一要因である。特に、かつては全国生産量の約50%を占めた管内ハッサク作が大きく衰退しており、管内農業におけるみかん作のシェア後退の主な要因となっている。

(2) 農協の信用事業

当農協の信用事業主要勘定の推移（平成9～11年度）について（表6）、まず、貯金は、傾向的に増加している。これは、懸賞金付各種預金取引キャンペーンの実施や地域密着を目指した全戸訪問運動の成果である。

また、貸出金も増加傾向を示している。これは、事業経営者セミナー・ローン休日相談会等の開催、地方公共団体との取引拡大（当農協は、平成10年度に管内の1町の指定金庫として選定された）の成果である。

また、以上の結果、貯貸率は平成9～10年度間で大幅に上昇し、平成10～11年度間に若干低下したものの、約23%の水準となっている。

表6 農協主要勘定の推移

（単位：百万円、%）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
貯 金	104,207	111,960	114,638
貸 出 金	20,941	24,834	26,658
預 金	82,429	87,505	86,773
有価証券	810	482	1,160
貯 貸	20.1	24.9	23.3

貸出金の内訳をみると（表7）、短期的貸出金がほぼ横這い傾向を示しているが、長期的貸出金である証書貸付は大幅な増加傾向を示している。さらに、証書貸付の内訳について、農業制度資金（農業近代化資金＋農林公庫資金）の割合は、平成9年度：6.6%、10年度：7.8%、9年度：6.9%にしか過ぎず、そのウェイトが非常に小さい。これは、管内の認定農業者数が少なく（約100戸）、また、その認定農業者の約90%が、規模拡大や施設建設資金等の資金需要が元来小さい果樹農家であることなどがその背景として影響しているものと思われる。

表7 貸出金残高の推移

(単位：百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
短期	2,867	2,754	2,782
長期	18,074	22,079	23,876
(うち制度資金)	1,191	1,732	1,538
合計	20,941	24,834	26,658

(3) 債権保全措置の対応状況

① 基本的な考え方

当農協の債権保全措置について、制度資金では、不動産担保を原則としている。他方、プロパー資金では、不動産担保の他、保証人を徴求することでも対応している。また、いずれの資金についても、保証対象となる場合には、基金協会保証を付す方針である。

他方、近年の低金利下では、制度資金について、プロパー資金と比較して金利面での有利性が認められないため、むしろ借入申し込みの簡略化や審査の迅速化を図ることにより、プロパー資金の融資を伸ばすよう努力している（ただし、固定金利の有利性のため、近代化資金等の需要は根強い）。そこで、以下では、主にプロパー資金の債権保全措置について、報告する。

② 融資審査時における経営内容の評価

当農協では、基本的に技術力は収益性に比例していると考えている。つまり、融資審査時に徴求する決算書・青色申告等の情報をもとに、その収益性の面から経営内容の評価している。このために、取扱実績の少ない営農類型等の場合を除き、営農部門や普及センター等から具体的な技術力についての情報を入手し、その情報を融資審査に際して利用するという事は行っていない。以上の背景には、「技術力については、そもそもその客観的評価が困難であり、しかも、十分な技術力を備えた経営体であっても、その経営内容は市場動向等の外部条件に左右されやすい。」という基本的な考え方がある。加えて、当農協では、職員を地方銀行への出向させることにより、融資審査に関する経験、方法論の蓄積を図るなど、独自の債権保全措置の方策構築を指向している。

具体的な債権保全措置の弾力化については、まず、不動産担保の評価の弾力化が挙げられる。具体的には、経営内容（収益性等）を重視するため、これらが評価できる場合には、農地等不動産担保に対しJA独自の査定を行う（路線価等による時価評価よりも高く評価する）場合がある。また、保証人の要件について、過去の取引実績等が良好な場合には、徴求人数を減員する場合がある。つまり、当農協では、経営内容と人的信用を重視するという基本姿勢で、債権の保全を行っている。

他方、具体的な経営内容の評価方法について、農外事業資金では、経営分析システムによる計数的な評価方法を取り入れている。しかし、農業資金では、このようなシステムとしての評価は行っていない。これは、農業個人経営では、分析に必要な基本的なデータの入手が不可能であるためであり、法人経営では、データの入手は可能であるが具体的な分析手法が確立されていないためである。ただし、当農協は、これらの点を今後の解決すべき重要課題であると考えている。

③ 融資後の債権保全措置

当農協では、これは、融資後の情報収集が必要な場合には、農家と日常的に接触している営農部門からそれらの情報を入手可能であると考えているためである。他方、普及センター等との情報交換は、負債整理の連絡会等、本格的な管理が必要な場合を除き、基本的に行っていない。

また、早期是正措置に関連し、平成9年度から、本支所合同の債権管理委員会を定期的で開催している（1回／2ヶ月）。この委員会は、5農協の合併農協であることとも関連し、具体的な要管理債権に関する連絡調整だけではなく、基本的な債権保全措置に関する考え方の本支所間での統一を徹底する機会としても位置付けられている。

一方で、営農部門において、簿記記帳、青色申告の指導が実施されている。具体的には、全取引をJAで行っている組合員に対して、当農協が開発したシステム（簿記記帳から青色申告書作成までを支援）である「営農支援システム」の普及が図られており、現在、正組合員の約3割がこのシステムを利用している。このとき、本システムには、組合員に対する簿記記帳、青色申告の指導という目的だけではなく、融資審査・債権保全措置に必要な情報の収集という利用場面も想定されている。つまり、本システムの開発・普及は、今後の重要課題である農業資金における経営分析システムの構築へ向けて、営農部門・信用部門が一丸となって取り組むべき事業としても位置付けられている。

（松下 秀介）

7. 農家 d (C 農協管内)

農家 d は、施設花きの生産法人である。

年齢	営農類型・規模	労働力	H11売上	経営動向
38才	施設花き コショウラン 2,178㎡ 花木 2,000㎡	構成員：2名 常時雇用：6名 臨時雇用：2名	92百万円	経営実績 順調に推移 当面の見通し 良くなる

借入金の現状	今後の借入予定
約10百万円	なし

(1) 経営の概況・経緯

当法人の代表者は、建築専門学校卒業後（22才）、建設業と柑橘作（温州みかん・ハッサク：1.5ha）を営む兼業農家の後継者として就業した。つまり、代表者自身、就業当初は建設業の後継者であった。その後、建設業の傍ら、平坦地園であったハッサク園でカスミソウの施設栽培（S60～H1）を始め、バラへの品種転換の後、コショウランの施設栽培（H7～）へと移行した。また、コショウランへの品種転換を機に法人化（有限会社）し、現在は花き栽培・販売、農業資材販売を主業としている。このとき、法人の構成員は、花き栽培、農業資材販売を担当する代表者と、花き販売を担当する者の2名である。

平成12年度の花き栽培部門の経営内容は、ハッサク園であった平坦地においてコショウラン施設栽培（2,178㎡）、温州みかん園であった傾斜地園において切り花用花木栽培（2,000㎡）を行っている。このうち、コショウラン施設栽培を始めるにあたっては、コショウラン栽培施設・資材（含：苗購入費用）取得資金と、それ以前に借り入れた負債（プロパー資金：バラ施設取得時）の整理を目的として、スーパーL資金（約100百万円）の借入を申し込んだ経緯がある。しかし、代表者自身がコショウラン栽培技術を十分に習得しているとはいえなかったこと、及び、当時のコショウラン市場価格が低迷していたことにより、融資を受けることが出来なかった。しかも、プロパー資金に関しても同様であった。ところが、地元銀行支店に借入相談したところ、支店長の強力な後押しにより、以上の資金を借入れることが出来たとのことである。また、花き販売部門の経営内容は、担当する構成員が市場関係者ということもあり、製品の販売だけでなく、販売先（販売店、消費者等）の嗜好のリサーチから製

品に利用する鉢物の買付までに至っている。特に、鉢物の買付については、単価の安い海外の製品、例えば上海の業者との取引を行っているとのことである。

他方、農業資材販売部門では、かん水用イオン水装置の販売を行っている。具体的には、イオン水装置を開発した大阪市内の医療品会社との間で、同装置の農業用途（かん水用）における独占販売代理店契約を結んでおり、主に近畿地方の施設野菜・花き農家への販売活動を行っている。

(2) 今後の方針

花き栽培部門としては、コチョウランの栽培がようやく軌道に乗ったところであり、当面、規模拡大等の意向はない。他方、花き販売部門、農業資材販売部門としては、コチョウラン・農業資材ともに新たな販路の拡大を検討中とのことである。

法人経営全体としては、農産物生産・販売だけではなく、農業に関連する様々な部門において経営を多角化する戦略を、将来的にも模索していく方針である。

(3) 資金借入に関する意見・要望

花き栽培部門について、代表者は、コチョウランの栽培技術を独学と試行錯誤の上で修得された。つまり、コチョウラン栽培を始めるにあたり、L資金・プロパー資金を借入れることが出来なかったことは、この栽培技術を修得する以前であったことが大きな理由であったと、代表者も納得されている。

他方、現在の代表者の栽培技術は、従来のコチョウラン栽培とはかなり異なる特徴を持つという。このために、将来、規模拡大等を目的とした資金借入を申請するとしても、独自の栽培技術であるという理由から技術力を評価されないのでは、という危惧をお持ちである。つまり、独自の栽培技術ではあっても、販売実績等、収益性の観点も考慮した上で経営内容を評価していただきたい、との要望である。

(松下 秀介)

8. 農家 e (C農協管内)

農家 e は、施設花き（スプレーギク）の生産農家である。

年齢	営農類型・規模	労働力	H12農業所得	経営動向
50歳	施設花き：露地 スプレーギク 4,100㎡	家族専従：1名 家族補助：1名 常時雇用：2名 臨時雇用：2名	20百万円	経営の実績 余り良くない 当面の見通し 良くなる

借入金の現状	今後の借入予定
農業近代化資金 14百万円 公庫資金 15百万円	あり（約10百万円） 規模拡大

(1) 経営の概況・経緯

e氏は、野菜試験場で2年間、米国で1年間、野菜作の研修を受けた後（24才）、施設野菜（キュウリ）作農家の後継者として就農した。その後、野菜価格の低迷を契機に経営の転換を模索していたところ、農協野菜研究会が、スプレーギクの将来性に注目し昭和52年に試験導入したのを機に、施設の一部（23a）をスプレーギクの施設栽培に転換した。

その後、スプレーギク施設栽培を段階的に拡大しながら、生産技術の安定・販路の確保等、試行錯誤の末、昭和60年には総合施設資金（15百万円）を借入れ、現在の規模（4,100㎡）のスプレーギク専作経営となった。このとき、生産技術の安定・販路の確保等については、農協スプレーギク部会での活動（研修の実施・品種の研究会等）が中心となった。また、本部会の活動は県内にがり、平成2年には、県内他産地との連携により、平成9年には、県統一出荷体制が整備されるに至った。

ところが、近年、スプレーギク市場価格の低迷が問題となっている。具体的には、平成11年度の販売単価は、約60～62円/本の水準であり、この単価水準では、約25百万円の売上高、約9百万円の農業所得が見込まれていた。他方、平成12年度の販売単価は、約48～50円/本の水準であり、この単価水準では、約20百万円の売上高、約4百万円の農業所得となってしまう。以上のような市場価格低迷については、輸入花きの増加等の外圧、長引く不況による需要減少等の内圧など、様々な要因が考えられる。e氏は、この傾向は今後も継続するとの考えのもと、規模拡大により売上高を増大させることが必要であると考えている。

(2) 今後の方針

具体的な規模拡大の方法として、約 1,000㎡の施設建設を計画している。ところが、この施設建設予定地は、借地である。つまり、ガラスハウス建設のために資金を借り入れる予定であるが、所有地は既存の借入金の担保として提供しているため、本資金を借り入れるために提出可能な不動産担保がない。

加えて、現在、オランダ・ブラジルにおいて花き栽培技術の研修中である長男が帰国後就農する予定なので、上述の規模拡大は、緊急の課題である。

(3) 資金借入に関する意見・要望

今回の借入相談にあたり、制度資金・プロパー資金ともに不動産担保を提供が求められた。しかし、今回のような施設型農業における借地による規模拡大の場合、提供可能な自己所有地が存在しない場合も多いと思われる。つまり、以上のような資金借入による規模拡大の場合、不動産担保主義がそのネックとなることが危惧される。そこで、技術や経営能力を評価する仕組みの構築と運用の徹底をお願いしたい、とのご要望である。

(松下 秀介)

9. D農協

(1) 地域の農業と農協の概要

当農協は、2市7町の農協が平成5年に合併してできた大型農協である。支所数は11、組合員は19,739人（うち准組合員5,068人）、職員数は707人で、信用部門には57人が配置されている。

金融部署は金融部金融課の1部1課制で、各支所に金融共済課がおかれている。

農協の農産物取扱実績（平成11年度）を見ると、農産園芸の合計8,092百万円億円に対し、畜産は11,944百万円とこれを上回り、その中でも肉牛関連が大きな比重を占めている（表8）。

表8 農協の農産物取扱実績（平成11年度）
（単位：百万円）

農 産 園 芸		畜 産	
野 菜	4,555	子 牛	4,985
茶	2,129	肉 豚	3,253
原料甘藷	474	肉 牛	2,564
果 樹	408	成 牛 他	1,060
米	400	子 豚 他	74
その他農産	126	その他畜産	8
計	8,092	計	11,944

肉牛関連の販売額は子牛の4,985百万円を筆頭に、肉牛2,564百万円、成牛他1,060百万円などがあり、合計8,609百万円で、畜産物販売額の72.1%、全販売事業の43.0%を占めている。子牛販売は農協経由で子牛市場で販売された実績を示しており、これだけで肉牛関連の販売額の過半を占めている。

(2) 農協の信用事業

農協信用事業の規模は、貯金63,688百万円、貸出金21,212百万円、預け金31,123百万円、貯貸率33.3%で、貯金が年間600百万円程度増加している他は変化が少ない。貯貸率はここ数年33%台から動いていない。

貸出金の中心は証書貸付であるが、17,000百万円前後で横這い。うち農業長期資金の需要は低下傾向にあり、負債整理資金の需要だけ大きい。最近畜産の他野菜農家にも負債整理資金の借受者が増加する傾向にある。これまでのスーパーL資金の融資実績は1戸、スーパーSの実績はない。当農協では、マイカーローン、教育ローンに力を入れている。

表9 信用事業の主要指標

(単位：百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
貯金	62,446	63,087	63,688
貸出金	20,818	21,412	21,212
預け金	32,238	31,522	31,123
貯貸率	33.3	33.9	33.3

表10 貸出金の内訳

(単位：百万円)

	平成10年度 平均残高	平成11年度 度末残高	平成12年度 末残高(訶)
手形	1,599	1,948	1,897
証書	17,101	16,797	17,659
貸越勘定	1,840	1,646	1,434
割引手形	0	0	0

融資審査は、本所金融専門委員会→地区理事会→理事会（本所）の3段階を経て行われる。委員会の構成は3役、金融担当理事、金融部署、支所長、支所課長等で、月1回開催され、年間7～8件を処理する。50百万円以上 100百万円未満は報告のみ、100百万円以上は決裁を要する。

融資審査に関する規定として、「担保徴求基準」「担保価格査定基準」「担保評価要領」「保証人徴求基準」等が設けられている。不動産担保の評価は路線価に基づき、路線価のない所は時価評価による。3～5年毎に不動産担保評価を見直し、不足する場合は追加で不動産担保を求めることになっており、追加する不動産担保の評価額が5百万円以内の場合支所長決裁となっている。また、負債整理資金の借入相談は本所決裁であること、延滞が発生した場合は本所へ報告しなければならないこと、などが規定されている。

(3) 債権保全措置の弾力化

当農協は、先に実施した農協アンケートの中で、農業長期資金について債権保全措置の弾力的運用をして融資した実績があるかとの設問に、「たまにある」と答えている。特に次の単協プロパーの特別融資が弾力化の対象になっている。

「営農特別維持資金」がそれで、購買未収金、営農貸越の延滞をこの資金に切り替えて証書化を図る目的で平成11年3月に要領化された。対象は500千円以上の未収金があり、一括返済はムリだが計画返済が可能な者に限られる。畜産農家には畜特資金があるので、これは施設園芸農家等、畜産以外の農家を対象にしている。本資金のねらいは、「未収金等の増加による固定化を防止すること及び債務を計画的に整理し農家経営の維持をはかり、併せてこれらの債務を金銭消費貸借契約に切り替え債権保全措置を講ずるとともに、さらに低金利の制度資金等への切り替えを容易にすること」（同資金貸付要領）としている。つまり、①債権固定化の防止、②債務の計画的返済、③債権保全措置として、④低利に切り替え農家負担を軽減する、といったいくつかの目的を併せ持った負債整理資金である。

期限10年、特認は20年以内とし、据え置き期間は最長3年。融資限度額はない。但しこれまでの実績は最高10百万円で、4～5百万円が多い。金利は4%（固定）で、これは購買未収金の7.5%、営農貸越の6.9%より安く、証書化することで確かに農家負担は軽減される。残高は240百万円となっている。

本資金の債権保全措置は、要領上では他の資金と同様に、不動産担保、保証人を徴求することとしている。保証人は、借入者本人の親子でも良いが、2名を必要とする。但し、保証人1人の場合もあった。また、担保充足率は債権額の60%以上と規定しているが、20～30%でも融資したことがあるという。また、保証人と不動産担保の両方をとっている場合は、基金協会保証をはずすこともある。これは、融資審査の遅れをなくすためと、保証料（0.2～0.5%）を節約し農家負担を減らす意味がある。

このように、不動産担保、保証人について徴求条件をかなり緩和しているが、これというのもこの資金の性格が、ともすれば焦げ付きがちな運転資金の貸し付けを証書化して債権保全措置を強化する（農家が倒れたとき購買未収金では取れないが、証書なら取れる）という農協にとってもメリットがあるからに他ならない。弾力化措置をすべての長期資金に同じように求めるのはムリかもしれない。

なお、この農協では徴求条件を緩和する際の融資審査の重点として、償還計画、人的信用度を挙げており、人的信用度の内容としては仕事ぶり、マジメさ、能力、返済意思としている。但し、人的要素を甘く見過ぎて失敗した先例があると言い、「人を信用する」ことの難しさを物語っていた。

合併農協であるため、支所（旧単協）により債権保全措置の考え方に強弱の差があり、合併後5年たったが解消できていないと言う。

融資条件の緩和とともに、この農協が力を入れていることに、融資後の「アフターケア」がある。畜特資金借受農家については3ヶ月毎に支所段階で技術員、融資担当、支所長の他本所からも出席して検討会を開いている。その際、対象農家を経営成績、償還能力によりA、B、C、Dに区分する方法、すなわち経営検討の方法を検討中である。今までこれに関する要領はなく、システムになっていなかったが、理事の提案で、目下、

要領を作成中である。

(新井 肇)

10. 農家 f (D農協管内)

農家 f は、畜産（養豚一貫）の専業農家である。

(1) 経営の概要

当地は和牛の盛んなところであるが、養豚農家もある。経営主は80歳。以前、町の中心部で豆腐屋を営み、母豚5頭の繁殖・肥育経営を営んでいた。34年前に現在地に移住している。現在、土地2ha（畑20aの他は宅地、畜舎、山林）、雌豚60頭の一貫経営を行っている。妻、次男（50歳、後継者、人工授精師）と同居しているが、長男は他出している。

当初、自己資金がなく、自立農家育成資金2百万円で畜舎建設からスタートした。当時、不動産担保は不要で、保証人は妻の父になってもらった。

その後、逐次、借入などをして規模拡大したが償還不能となり、負債整理資金の対象農家となる。毎年、10百万円台の借り換えを行い、計画的返済の結果、平成13年度中に畜特資金の残がなくなる予定である。固定化負債解消の模範農家といったところである。負債整理のため、4回（4年）にわたって、次のような借り換えを行った。

養豚経営安定資金（10年償還）

平成元年	18百万円借入
2年	12百万円借入
3年	3百万円借入
4年	12百万円借入

毎年約4百万円を償還し、その間一度も延納したことはない。現在残高は3百万円となり、平成13年度には残高ゼロになる予定である（ただし営農借越が14百万円ある）。償還が順調にいった一因として、負債整理資金を借入れたことにより金利が9.5%から2.05%へと大幅に減少したことが挙げられる。営農借越も順調に減っているが、こちらの金利は6.4%（極度額2百万円以下は6.9%）である。平成11年度の支払利息は847千円で、このほとんどが営農借越の分である。

不動産担保は土地2ha、保証人は長男、他に基金協会保証がついている。

高齢なので、今後の投資計画、資金需要はないという。

これまで金利が高く、飼料価格も高いので、農協と「手を切る」ように忠告を受けたこともあるが、「世話にもなったので」これからも取引を続けたいとしている。

繁殖成績は1母豚当たり子豚生産頭数20頭、枝肉成績は上物率70%と好調である。肉豚の出荷先は農協経由経済連。養豚所得は7百万円と成績は悪くない。高齢にも関わらず、飼育管理は熱心で、青色申告も実施し、経営内容は良く把握されている。

（新井 肇）

11. 農家 g (D農協管内)

農家 g は、施設花き (キク) の専業農家である。

年齢	営農類型・規模	労働力	H12売上	経営動向
77才	施設花き キク 16,000 m ²	家族：6名 常時雇用：5名	60百万円	経営実績 変わらず 当面の見通し 変わらず

借入金の現状	今後の借入予定
農業近代化資金 15百万円 公庫資金 12百万円	4～5 年後にあり 施設更新

(1) 経営の概要

昭和46年以前はネギを中心とした露地野菜を行っていたが、同年に農業構造改善事業によりビニールハウスを取得して60aのキュウリ栽培を開始したのが施設園芸への始まりである。

昭和42年の長男の就農，昭和55年の次男の就農により、現在は後継者（52才、46才）が経営の中心となっている。

花き生産は、昭和51年に正月用のキクの大輪生産に取り組んだのが始まりで、昭和56年にはカーネーション、平成元年にはバラの生産を試みたが、海外からの花の輸入の増加やカーネーションの整枝作業等に要する雇用労賃の高騰などの理由により、平成7年からはキク専作（大輪キク80%、スプレーキク20%）となっている。なお、平成3年に法人化している。

現在の施設面積は約16,000m²で、このうち6,500m²の硬質プラスチックハウスが農業近代化資金とスーパーL資金を利用して取得したものである。

この硬質プラスチックハウスは、年に数回来襲する台風など被害から免がれるとともに、既存のビニールハウスが年間2回の収穫であるのに比べ、年3回の収穫が可能であり、農業所得の向上に大きく貢献している。

(2) 資金借入れ、不動産担保・保証人

農業近代化資金、スーパーL資金の借入れにあたっては、土地と作業場を不動産担保に、家族を保証人とするとともに、信用基金協会の債務保証も受けている。

不動産担保・保証人を提供することは、資金を借入れるにあたって当然と考えている。しかし、不動産担保は、自分が所有している財産の範囲にとどめ、保証人は、家族以外

の者には頼みづらいことから、家族の範囲で融資機関に応じて欲しいと考えている。

経営が軌道に乗っている現状では自己資金の範囲内で経営を展開していく考えであり、農業長期資金を借入れて大規模な投資を行うことは当面考えていない。現在の経営規模のなかで、品質の良いものを作っていくことが、経営を安定させる最大のポイントと考えている。

(山口 晃)

第4章 まとめ

1. 調査の概要（目的と方法）

今年度は3年間にわたって実施した「経営体育成のための政策金融に関する調査」の最終年度である。3年間を通して、農業長期資金の融資審査と債権保全対策の実態を解明し、そこから政策金融のあり方について何らかの示唆を得ようという目的で、年度毎若干角度を変えながら調査検討を続けてきた。

そのため、融資機関である農協及び融資先である農家に対しそれぞれアンケート調査を実施し、また回答のあった調査先の中から選定した若干の農協とその管内農家について訪問調査を行った。農協に対しては融資審査の方法、特に担保徴求等の債権保全措置の実態と考え方を、農家に対しては借入状況、経営管理の実態、メインバンクである農協への要望等を調査した。詳細かつ反復的な調査分析により、農業長期資金の融資の現場における基礎的データが得られただけでなく、農協、農家間の融資を巡る矛盾やすれ違いの構図もある程度明らかになり、改善方向を示唆する実践例にも触れることができた。

アンケート調査にご協力をいただいた農協数は676（延べ）、農家数は3,463（同）で、長大な質問項目にもかかわらず、回収率も高く、記入も正確、綿密に行われており、調査の精度はかなり高いものと思われる。関係者の切実感や熱意を感じさせる回答も多く、この問題の重要性を痛感すると同時に、ご協力をいただいた方々に改めて感謝申し上げます。

なおサブテーマとして、主に農林漁業金融公庫の融資先経営体のデータの分析を2年間にわたって実施した。1年目は法人の経営データと個人のそれとを比較し、3つの営農類型（稲作、酪農、養豚）について指標を作成する作業を行った。2年目は資金繰りの良否により法人経営を2グループに分け、それぞれにつき各種の経営指標を算出して比較し、資金繰りの良い経営体は悪い経営体より安全性、収益性、生産性等が良好であることを解明し、経営体の経営内容を資金繰りを通じて比較的容易に診断できる手法を提示することができた。

以下、メインテーマであった債権保全措置を巡る調査について、簡潔にまとめてみたい。

2. 融資をめぐる農協・農家の現状

農業金融をめぐる最近の情勢についてここで繰り返す必要はないが、3年間にわたる調査でも農家の投資意欲の減退とこれに伴う農業長期資金の需要停滞の傾向が確認された。背景としてガット・ウルグアイラウンド以来の農産物価格の下落、景気後退による農産物需要の停滞、経営の先行き不安、後継者不足等、日本農業を巡る最近の厳しい状況変化があることは想像に難くない。

こうした情勢のもとで、農業金融の現場にも様々な困難な状況が生じている。融資機関サイドでは、償還不能農家が畜産、園芸など営農類型を問わず波及しており、依然として債権保全措置を強化しなければならない事情がある。また、上部団体による審査体

制強化の指導もあり、融資審査を「強化したい」とした農協数は「弾力化したい」という農協数の4.2倍となっていた。

しかし地価の下落や農村における人間関係の変化によって不動産担保、保証人は以前より徴求しにくくなっており、従来どおりの杓子定規の審査基準では農家の要望に応えられなくなってきたことも事実である。一方、投資意欲のある借入希望農家も、不動産担保、保証人を差し出す余力が低下しており、審査基準の緩和を求める声が強く、融資機関サイドも何とかこれに対応せざるを得ない状況になっている。大規模化した経営体の中には経営の優劣の差が如実に表れてきており、成績優良経営の中には硬直的な審査基準を見直し、経営者の能力や将来性を買って欲しいという要望がある。

ここで3か年の調査結果を概観すると次のようになる。

(1) 第1年目調査

第1年目の主題は、不動産担保、保証人等の徴求実態の解明とその緩和条件の検討であった。結果として、今後、債権保全措置を「強化する」と答えた農協が全体の48.3%、「これまでと変えない」32.6%、両者合わせて80.9%が「旧守派」で、「弾力化したい」とする「改革派」は20.0%に満たなかった。強化策としては、「融資審査の強化」「基金協会保証の活用」「不動産担保の適切な評価」が目立ち、弾力化策としては同じく「基金協会保証の活用」の他、「経営者能力、将来性の積極評価」が挙げられた。要するに「強化する」も「弾力化する」も個人保証が困難になり、不動産担保の価値が低下し、これまでと同じやり方では融資できなくなっているという背景認識では大差がない。したがって、「基金協会保証の活用」という同じ対策が両方から出てくるところに特徴がある。また経営内容を判断する「経営担保」も何をどのように評価するのか、債権保全措置に代置し得るものか、それを補強するに過ぎないのか等、不明確な点が残された。

(2) 第2年目調査

第2年目は、視点を少し変えて融資後の農家経営の把握方法（事後フォロー）の実態に重点を置いた。事後フォローの必要性はどの農協も認め、何らかの取り組みをしていることが判明したが、「事後フォローは債権保全措置としては不十分」「最終的には農協が債務を弁済しなくてはならない」と消極的で、また農協や農家の体制や能力に限界があり、十分なアフターケアはできていないとの回答が目立った。

個別経営農家において農協に提供できる経営情報として比較的实施されているのは簿記記帳のみで、農協が経営判断材料として知りたいとする決算書、経営分析、経営計画等の経営管理に一步踏み込んだ資料は充分提供されていないことがわかった。

事後フォローのために、農協が必要とすることと農家が可能とすることとの間には差があり、このことから事後点検が不十分ということは事前の融資審査においても十分な判断資料が得られていないということが言え、「経営担保」で融資する条件が現時点では整っていないといえる。

(3) 第3年目調査

第3年目は、債権保全措置の弾力的運営に必要な情報について、情報の内容、入手方法、活用状況等をアンケート調査し、その結果から弾力的運用を行っていると思われる農協を選定して、具体的内容について訪問調査をした。

重視されている経営情報は、経営実績、債権保全措置の確実性、融資対象事業の計画内容、人的信用度等が上位を占めそれぞれ融資審査に当たって活用されていることがわかった。しかし「債権保全措置の弾力的運用（経営能力に応じて、不動産担保の時価評価の方法や担保充足率等を弾力的に取扱う）の有無」に対しては63.9%の農協が「ない」としており、さらに「担保充足率不足での融資の有無」については73.5%が「ない」と答えており、弾力的運用の推進には課題が多いものと思われる。

また「経営実績や投資計画は妥当だが、不動産担保、保証人等の債権保全措置が不足する場合の借入相談に対応するために必要な事項」との問いに対しては、審査ノウハウの構築、農協内の体制整備、経営の日常的フォローの実施、審査能力の向上といった回答が多かった。このことは今後の弾力的運用のあり方に大きな示唆を与えると考えられる。

3. 債権保全措置の弾力化の条件

3年間の調査を通して、融資条件の緩和を求める農家サイドの要求が高まっている一方、現状維持ないし、強化したいとする農協が多いという実態も明らかになった。しかしながら、「弾力化している」、「弾力化したい」と答えた農協も20%程度あり、少しずつ状況が変化していることを感じさせた。

問題は弾力的運用を可能とする前提条件が充足されていないことであり、農家の経営管理に対する体制や能力が不十分で、農協が融資審査に際して知りたい情報が充分整えられていないことが判明した。もちろん経営情報が充分伝えられたとしても、それで不動産担保や保証人が不足しても融資するかどうかはわからないし、情報は知りたいが融資条件は譲れないとする農協が多いことも事実であろう。しかし農家の経営実態が完全に把握できないことが、債権保全措置を従来のまま硬直的にさせていることも事実であり、ともかく弾力化へ踏み出すためにはどうしてもクリアしなければならない第1の課題となっている。

融資先に対する事後フォローもそうである。事後フォローとは、融資先の農家が、融資後どのような経過を辿っているかをフォローし、必要な指導助言を与えて経営不振、償還不能の状態に陥らないよう密接な指導関係を維持して行くことである。融資審査にパスしても、変動する市場条件の中で、経営の収益性や資金繰りは絶えず変化するものであるから、優良債権が不良化する危険性をいつも孕んでいる。もちろん事後の指導があっても融資条件を緩和してもよいことにはならないし、フォローアップが即債権保全措置に代わり得るものではないが、こうした体制が不十分なことが審査基準を硬直化する遠因にもなっていることは否めない。事前、事後を問わず、組合員農家の経営把握と指導が万全であれば、債権保全措置の弾力化への道が開けるという意味で、事後フォローは融資審査における経営情報の収集と並ぶ重要な課題である。

債権保全措置の弾力的運用を巡って、農協と農家の間には大きなすれ違いがある。

農家サイドは「経営内容を評価して条件を緩和して欲しい」と要望しており、融資審査で評価して欲しいこととして、人的信用度（43.3%）、取引実績（35.9%）、生産技術（34.9%）、経営管理能力（21.8%）等を挙げているが、農協を説得できる資料の提供能力に欠けている。一方、農協サイドは不動産担保、保証人、機関保証（基金協会保

証)のいわゆる御三家に固執し、預金担保、共済担保、譲渡担保等、新たな債権保全措置への取り組みには未だ消極的で、債権保全措置が不足する場合への対応として経営実績の評価や経営計画の妥当性を取り込みたいとはしているものの、それに必要な情報の収集や指導体制、能力が不十分でなかなかそこまで踏み切れないとしている。要するに両者ともに経営内容の評価を融資審査に取り込みたいとはしているが、必要条件が満たされぬまま足踏みした状況となっている。

しかし訪問調査した農協の中には、様々な困難がある中で、明らかに不動産担保、保証人等の徴求を一步譲って融資審査を弾力化している例がある。D農協は農協プロパーの負債整理資金で融資審査の重点を償還計画や人的信用度において、担保充足率を下げたり、保証人数で譲ったり、基金協会保証を省いたりする譲歩を行っている。B農協では総与信額5百万円以下という条件付きながら、農協との連携が密な農家については不動産担保を取らない場合があるとしている。

4. 弾力化へ向けての課題

必要条件を満たすためには何をなすべきか、課題を整理すると次のとおりである。

(1) 経営情報の収集システム

農家にできる経営管理のうちもっとも実施率の高いのは簿記記帳であるが、融資審査には経営計画や経営分析結果を含むより詳細な資料が必要となる。それらは融資審査に際して作成される場合が多いが、理想的には日常的な経営管理システムとして常備されることが望ましい。また融資審査に必要な判断資料は金融部署だけでは入手できない。経済事業部署、営農指導部署、支所等と連携したシステムが構築されることが望ましい。本報告書のC農協では、農協が開発した簿記記帳から青色申告書作成までを支援する「営農支援システム」が普及し、融資審査、債権保全措置に必要な情報の提供としての利用も想定されているという。

(2) 経営評価のノウハウ

上記のシステムと一体のものとして、経営実績をどう評価するか、その手法を確立する必要がある。農家の記帳は多くが青色申告を想定した簡易帳簿が主流で、投資の妥当性、資金繰り能力等、財務健全性を判断する資料としては不十分な場合が多く、また農業法人のように損益と貸借の両面を記録している完備した簿記でも、個人と法人に区分経理されているため法人経理だけでは本当のところはわからないという問題もある。過剰投資や採算性、償還能力等をどんな指標で判断するか、官民が一体となった手法の開発と普及が必要である。

(3) 経営フォローの手法と体制

融資審査が万全でも、その後経営不振、延滞等を引き起こした例はいくらでもある。融資先に対する特別診断や日常的なフォローアップの方法と体制を作る必要がある。こうした体制が保証されてはじめて債権保全措置の弾力的な運用が可能となる。

(4) 総合的な融資審査・指導体制

不動産担保や保証人、さらに機関保証といった金融部署独自の措置に加えて、様々な情報を合わせて融資審査しようということになれば、農協内部はもとより外部指導

機関の協力を含む総合的な融資審査体制が必要となる。この体制は融資審査だけではなく、その後の経営動向を把握し、指導助言する一連の処置とも連動している。事例報告のB農協では不動産担保をとらないケースとして、農協を全利用していること、営農指導員が日頃接触していること、事業の企画段階から農協が関与していること等を挙げている。経営内容が明らかで農協が充分把握し承知していることが弾力化の条件であるとしているのである。金融部署だけではできない総合的な対応の中ではじめて弾力的な与信が可能となることを示している。

(新井 肇)